



杵築市都市計画 マスタープラン



令和5年8月 大分県 杵築市

目 次

第1章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランについて.....	1
2. 改定の目的	1
3. 法的な位置づけ.....	2
4. 改定体制	2
5. 対象範囲	3
6. 目標年次	3
7. 都市計画マスタープランの構成	3

第2章 杵築市の現状・課題

1. 地勢・歴史	4
2. 上位・関連計画.....	5
3. 杵築市の現状	11
4. 市民アンケート調査.....	44
5. 本市を取り巻く社会・経済状況	47
6. 杵築市の特性とまちづくりの課題.....	49

第3章 まちづくりの基本的な方針

1. まちづくりの基本理念.....	57
2. まちづくりの将来像.....	57
3. まちづくりの目標.....	58
4. 将来人口の目標.....	60
5. 市全域の将来都市構造	62
6. 市街地の将来都市構造	66

第4章 全体構想

1. 土地利用の基本方針	68
2. 市街地の整備方針	71
3. 交通体系の基本方針	77
4. 水と緑の基本方針	83
5. 景観形成の基本方針	90
6. 都市防災の基本方針	94
7. 下水道・河川の整備方針	96
8. その他生活環境形成の基本方針	97

第5章 地域別構想

- 1. 地域区分99
- 2. 地域づくりの方針.....100

第6章 実現化方策

- 1. まちづくりにおける各主体の役割.....122
- 2. 実現に向けた各種取り組み123
- 3. まちづくりの方向性.....128
- 4. 実現のために市が取り組むべきこと.....130
- 5. 計画の運営と展開.....131

参考資料

- 1. 計画策定のフロー.....132
- 2. 各種会議体の開催スケジュールと議題.....133
- 3. 市民意向の把握.....134
- 4. 用語集137

1. 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）として、本市の将来像を描き、これに向けたまちづくりの方針を示すものです。また、都市計画や都市整備に関する総合的な指針として、まちづくりに関する個別具体的な事業や施策を実行する際や、市民と行政が協働してまちづくりを進めていく際の指針となるものです。

本マスタープランの改定にあたっては、本市の行政運営の指針である「第2次杵築市総合計画」や大分県が定める「杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」をはじめとする各種まちづくり計画との整合が図られたものとします。

2. 改定の目的

前回の「杵築市都市計画マスタープラン」は平成22（2010）年度に策定され、この中で目標年次は令和12（2030）年、中間年次を令和2（2020）年としています。

策定から10年あまりを経過する中で、わが国では令和の時代が幕を開けるとともに、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、大規模な自然災害の頻発、都市計画法の改正等本市を取り巻く社会・経済状況は大きく変化しております。

本市においては、このような社会経済の状況の大きな変化を踏まえ、平成29（2017）年に「第2次杵築市総合計画」を策定するとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第一期平成27（2015）年、第二期令和2（2020）年）、「立地適正化計画」（令和2（2020）年）や「杵築市歴史的風致維持向上計画」（令和3（2021）年）、「公共施設等総合管理計画」（平成29（2017）年）等を策定し、本市の活性化対策、歴史的資源を活かしたまちづくりの方向性を示すとともに、津波や気候変動等による大災害から市民の生命財産を守るための土地利用の変革の方向性の明確化等を行いました。

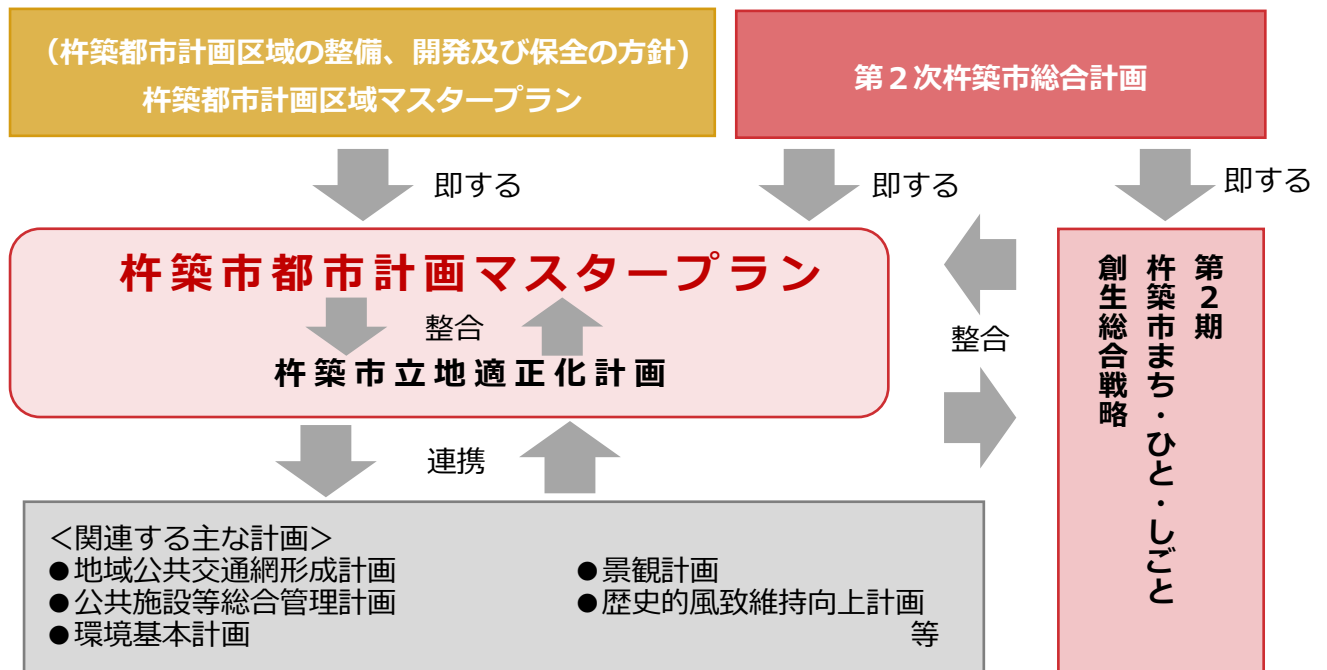
本マスタープランでは、市内外におけるさまざまな変化への対応と、関連する諸計画を反映し整合を図りながら、本市の将来あるべき都市像の実現に向けたまちづくりの基本的な方向性を示すことを目的として改定します。

3. 法的な位置づけ

「杵築市都市計画マスタープラン」は、市の総合的な構想である「第2次杵築市総合計画」や、国・大分県の計画・構想に即するとともに、関連計画や個別施策との整合を図りながら都市計画の視点から施策の方針を示すものです。また、都市計画を決定・変更する場合や個別の課題・地区について検討を行う場合、まちづくりのルールを検討を行う場合の指針となるものです。さらに、市民・事業者・行政が共有するまちづくりの指針としての役割を果たします。

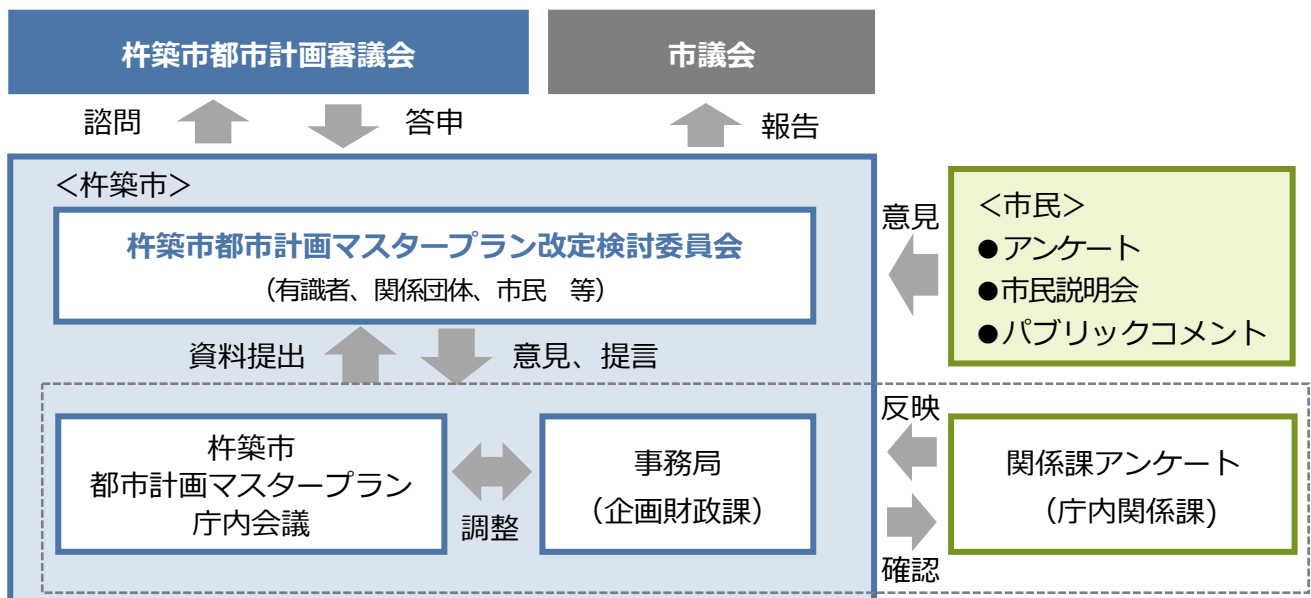
＜大分県の計画＞

＜杵築市の計画＞



4. 改定体制

本マスタープランの改定にあたっては、学識経験者や市民代表、行政関係者等からなる改定委員会を組織して計画内容の検討を行うとともに、市民意向調査や市民説明会、パブリックコメントを通して市民のまちづくりに対する率直な意見を把握したうえで、本マスタープランへの反映を図ります。



5. 対象範囲

本マスタープランは、本市全域を対象としてまちづくりの基本方向を検討するとともに、杵築都市計画区域を対象として、土地利用や都市施設等に関する具体的な方向性を検討します。

6. 目標年次

本マスタープランは、第2次杵築市総合計画基本構想（令和6（2024）年目標）、「杵築都市計画区域マスタープラン」（令和22（2040）年目標）、「立地適正化計画」（令和17（2035）年目標）の上位計画、関連計画を踏まえながら、おおむね20年後となる令和22（2040）年を目標年次として設定します。

また、本マスタープランの内容は、中間年次であるおおむね10年後をめぐり諸調査の結果等を踏まえて見直しを行うとともに、社会情勢の動向等により内容の変更を要する場合には、状況に応じて適宜見直すことを妨げないものとします。

7. 都市計画マスタープランの構成

本マスタープランは、「まちづくりの基本的な方針」「全体構想」「地域別構想」「実現化方策」の4つの項目で構成しています。

第1章 都市計画マスタープランの概要

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 都市計画マスタープランについて | 5. 対象範囲 |
| 2. 改定の目的 | 6. 目標年次 |
| 3. 法的な位置づけ | 7. 都市計画マスタープランの構成 |
| 4. 策定体制 | |

第2章 杵築市の現状・課題

- | | |
|------------|--------------------|
| 1. 地勢・歴史 | 4. 市民アンケート調査 |
| 2. 上位・関連計画 | 5. 本市を取り巻く社会・経済状況 |
| 3. 杵築市の現状 | 6. 杵築市の特性とまちづくりの課題 |

第3章 まちづくりの基本的な方針

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. まちづくりの基本理念 | 4. 将来人口の目標 |
| 2. まちづくりの将来像 | 5. 市全域の将来都市構造 |
| 3. まちづくりの目標 | 6. 市街地の将来都市構造 |

第4章 全体構想

1. 土地利用の基本方針
2. 市街地の整備方針
3. 交通体系の基本方針
4. 水と緑の基本方針
5. 景観形成の基本方針
6. 都市防災の基本方針
7. 下水道・河川の整備方針
8. その他生活環境形成の基本方針

第5章 地域別構想

1. 地域区分
2. 地域づくりの方針
 - 杵築・東地域
 - 大内・奈狩江地域
 - 八坂・北杵築地域
 - 山香地域
 - 大田地域

第6章 実現化方策

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. まちづくりにおける各主体の役割 | 4. 実現のために市が取り組むべきこと |
| 2. 実現に向けた各種取り組み | 5. 計画の運営と展開 |
| 3. まちづくりの方向性 | |

第2章 杵築市の現状・課題

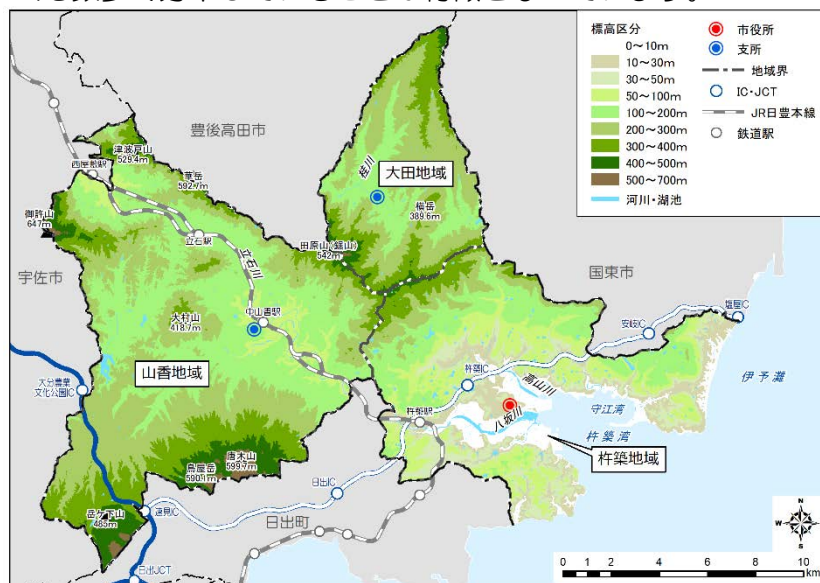
1. 地勢・歴史

(1) 位置と地勢

本市は、大分県の北東部、国東半島の南部に位置し、東西約 29km、南北約 23km、総面積 280.08km²であり、県土面積の約 4.4%を占めています。

地形は、北西部は両子山に連なる 200m から 600m 級の山々で構成され、東南部は守江湾を含む別府湾や伊予灘に面しています。主な河川は、高山川、八坂川、桂川、立石川等があり、高山川と八坂川が城下町のある台地を挟んでいます。

気候は、瀬戸内式特有の温暖な気候に恵まれており、降水量が少なく、地形的に河川が短いため、ため池やダムも数多く分布していることが特徴となっています。



■ 地形・水系図

資料：等高線は基盤地図情報、水涯線は国土地理院

(2) 歴史

本市は、古墳時代、奈良・平安時代に遡る歴史がありますが、鎌倉時代、戦国時代を経て、正保2（1645）年、松平英親が城主となり、正徳2（1712）年「木付」を「杵築」と改められました。明治以降、廃藩置県や市町村制・府県制の施行による分割・合併を経て、昭和28（1953）年の町村合併促進法により、旧杵築市、旧山香町、旧大田村の形になりました。そして、平成17（2005）年の市町村合併により、旧杵築市、旧山香町、旧大田村がひとつとなり、現在の杵築市での市制を施行しました。

杵築城は、室町時代初期の応永元（1394）年に木付氏によって八坂川の河口にある台山（だいやま）の上に築かれたもので、その城下町は、武家地や寺町である台地と町人地である谷地との高低差が大きく、それらをつなぐ重要な役割を果たしている「坂」が特徴的なまちを形づくっています。

2. 上位・関連計画

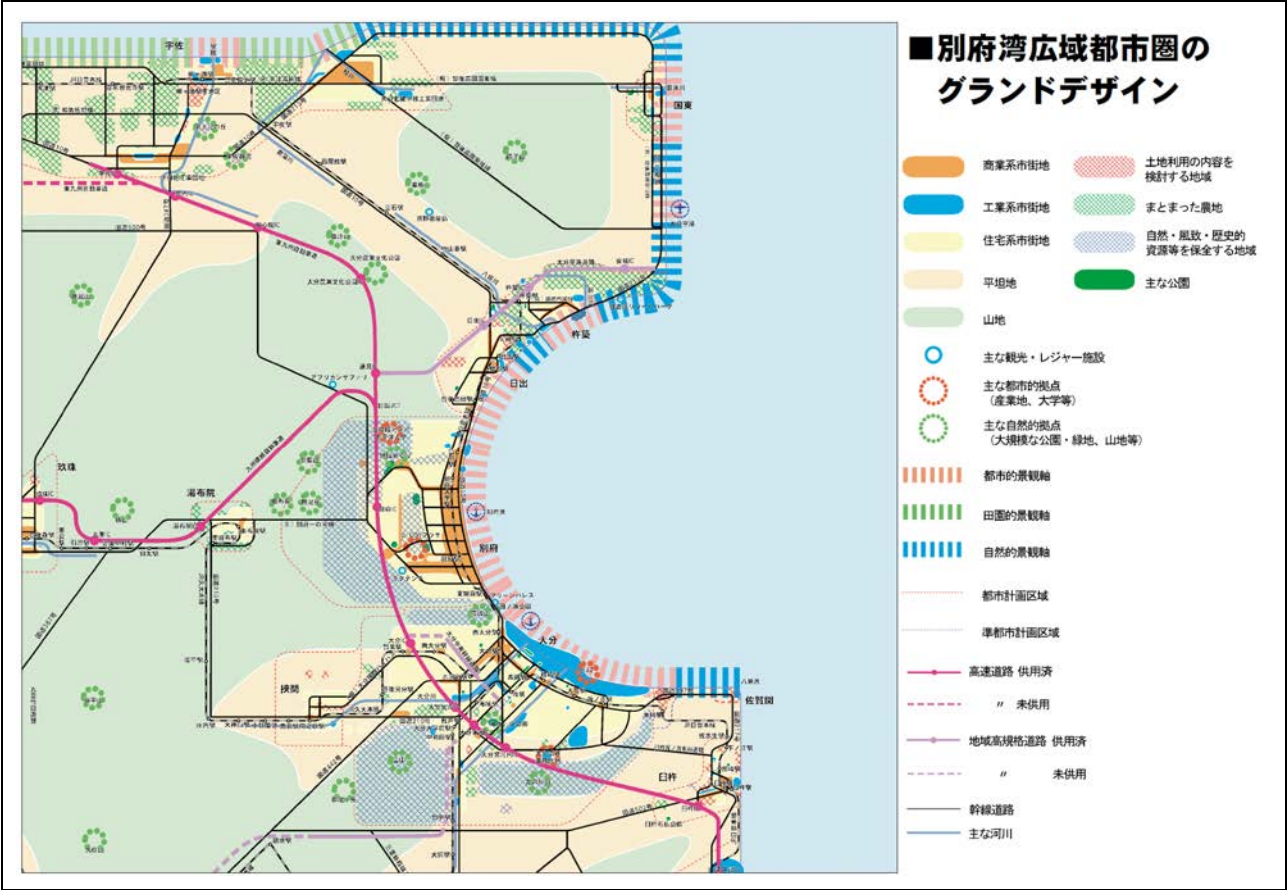
(1) 県の計画

1) 大分県の都市計画の方針（令和2（2020）年3月（令和3（2021）年3月一部見直し））

位置づけ	県が定める都市計画の整備、開発及び保全の方針で次に示す「別府湾広域都市圏の将来像と都市づくりの方針」とともに、本マスタープランの上位計画としてこれに即する必要があります。
策定主体	大分県
目標年次	令和22（2040）年（基準年次 令和2（2020）年）
将来都市づくりのテーマ	「地域の豊かな個性を繋ぎ自然と都市の幸が湧き出る、 おんせん県おおいたの都市づくり」 (1) 都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり【都市構造】 (2) 地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり【地方創生】 (3) 安全で安心して暮らせる都市づくり【安全安心】 (4) 歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり【環境】 (5) 私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり【地域主体】
将来の都市構造	「多極ネットワーク型の都市構造の形成」 ○広域都市圏 ・別府湾広域都市圏（大分市、別府市、日出町、杵築市、由布市、国東市） ・県北広域都市圏（中津市、宇佐市、豊後高田市） ○連携都市圏 ・県南連携都市圏（臼杵市、津久見市、佐伯市） ・豊後大野竹田連携都市圏（豊後大野市、竹田市） ・日田玖珠連携都市圏（日田市、玖珠町）

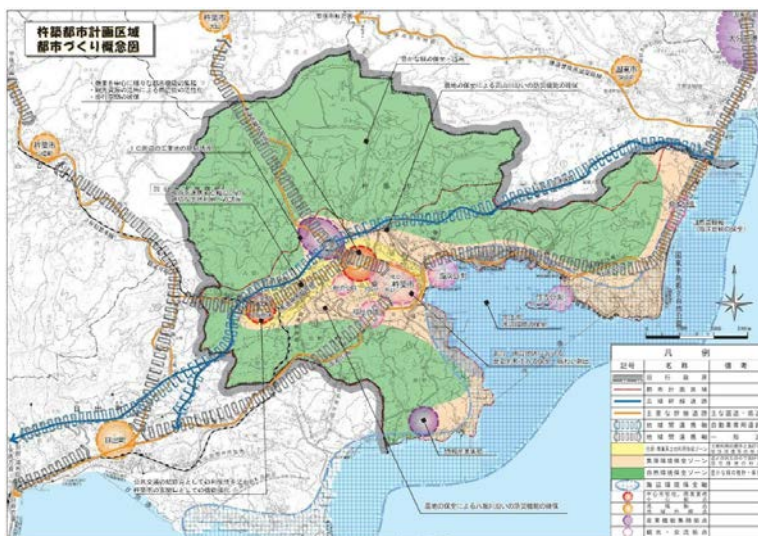
2) 別府湾広域都市圏の将来像と都市づくりの方針（大分県の都市計画の方針）

目指す将来像	「人がつながる、自然がつながる、活力が満ちる、 かがやきの湾岸都市圏づくり」
圏域構造の考え方	○圏域構造の概要 ・別府湾岸付近の国道と背後の山間地を走る高速道路を都市間交流軸とする。 ・別府湾岸に連続する都市間に市街地連担軸を形成し都市機能のネットワーク化を図る。 ・海岸線、市街地を取り囲む山地・丘陵地を大きな自然資源の連携軸と位置づけ、自然資源のネットワーク化を図る。 ○各都市の役割 ・日出町、杵築市、国東市は、職住近接の多様なライフスタイルの実現を可能にする生活都市圏の形成を図る。
土地利用の考え方	・商業、工業、観光、学術・研究、居住などの都市機能の合理的な配置を図る。 ・自然環境・田園環境に配慮しつつ、市街地間の連担の強化を図る。 ・自然資源と共生する都市環境づくりを図る。
都市施設整備の考え方	・都市間交流の基盤として大分自動車道、大分空港道路、国道10号、国道197号、国道210号、国道213号を位置づけ、必要な整備を促進する。 ・別府湾岸に広がる水と緑のネットワークづくりを目指す。



3) 杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針令和3(2021)年3月

位置づけ	県が策定する杵築都市計画区域にかかる整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）で、本マスタープランの上位計画としてこれに即する必要があります。
策定主体	大分県
目標年次	令和22(2040)年（基準年次 令和2(2020)年）
基本理念	大分県の都市づくりのテーマ 「地域の豊かな個性を繋ぎ、自然と都市の幸が湧き出る、 おんせん県おおいたの都市づくり」 このテーマを実現するための5つの基本方向 ①「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」 【都市構造】 ②「地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり」 【地方創生】 ③「安全で、安心して暮らせる都市づくり」 【安全安心】 ④「歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり」 【環境】 ⑤「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」 【地域主体】
地域毎の市街地像	①中心拠点 - 中心拠点：持続可能な都市づくりを推進するため、自然災害のリスクが低い杵築地区と八坂地区とする。 - 杵築地区：行政機能、商業・業務機能の集積する「杵築市の顔」として、商業機能をはじめとした様々な都市機能の集積を図る。 - 八坂地区：公共交通の結節点としての利便性を活かし、「杵築市の玄関口」として、また杵築地区を補完する機能を担う拠点として、駅前空間の整備と併せた都市機能の集積を図る。 ②観光・交流拠点 - 杵築城の周辺から重要伝統的建造物群保存地区に指定された「北台・南台地区」、杵築市役所周辺に至る一帯を、歴史的なまちなみを有する観光・交流拠点とする。 「北台・南台地区」における城下町の佇まいや歴史的なまちなみを保全しつつ、観光資源の掘り起こしや賑わい創出を図る。 - また、総合公園や、守江湾沿いの海浜公園など主要な公園についても、レクリエーション機能を有する観光・交流拠点とする。 ③産業機能集積拠点 - 杵築インターチェンジ周辺や原南工業団地周辺を産業機能集積拠点とする。産業機能集積拠点では、ハイテク産業を中心とした工業地としての機能の充実及び各拠点との連携強化を図るとともに、企業誘致や企業ニーズに対応できる立地環境の整備促進に努め、市域全体で、の産業振興につなげていく。



(2) 市の計画

1) 第2次杵築市総合計画基本構想（平成 29（2017）年 4 月）

位置づけ	杵築市全体のまちづくりの基本構想・基本計画で、本マスタープランの上位計画としてこれに即する必要があります。
計画期間	8 年間（平成 29（2017）年度から令和 6（2024）年度）
将来像	「人・自然・文化が調和した 安心・安全で活力あふれるまち」

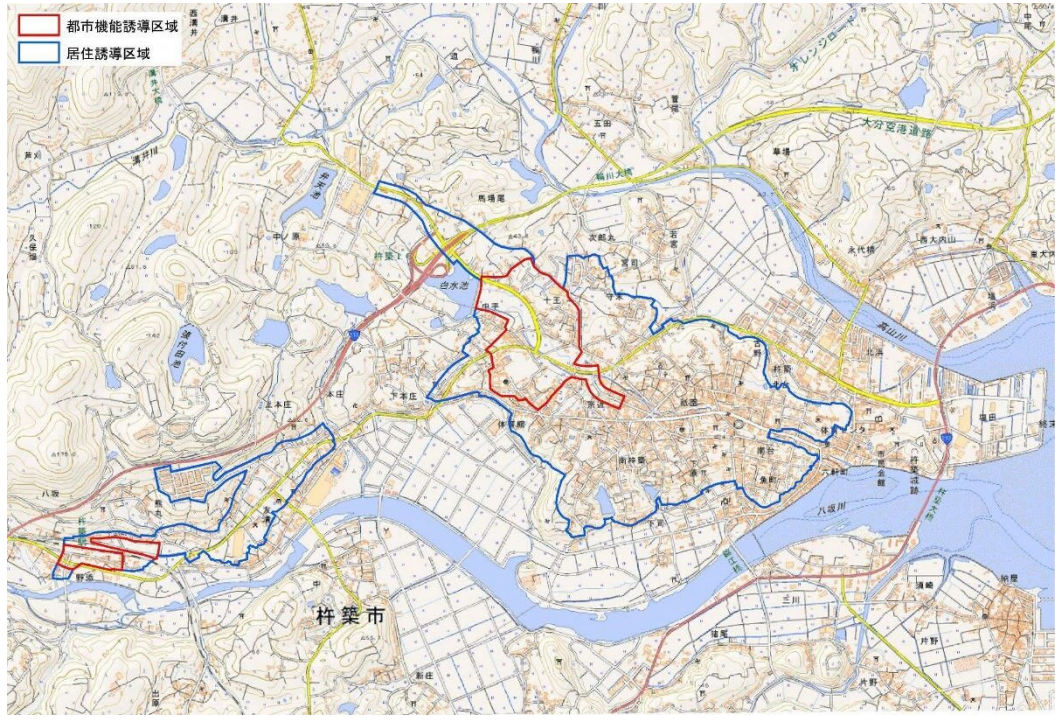
2) 第2次杵築市総合計画後期基本計画（令和 2（2020）年 4 月）

計画期間	5 年間（令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度）
将来像	「人・自然・文化が調和した 安心・安全で活力あふれるまち」
6つの基本方針	1 安心・安全な暮らしをささえるまちづくり 2 地域の活力を生むまちづくり 3 豊かな自然と文化を大切にするまちづくり 4 ひとが育ち、輝くまちづくり 5 ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり 6 コミュニティの発展をささえるまちづくり
土地利用についての方針	
<< 2-1 移住・居住の促進 >> 住宅用地整備事業 市外流出の歯止め策として、また市外からの転入者の定住促進策として助成や空き地入居者に対する助成を行う。	
<< 2-2 消費者志向の農林水産業の振興 >> 中規模農家や集落営農組織など地域の担い手を育成しネットワーク化を推進 基幹道路となる林道や作業道・作業路の整備をおこなうことにより、林業経営の効率化を促進	
<< 2-3 商工業の振興 >> 事業者は、事業計画策定のため、市と①経営②財務③販路④人材育成の 4 項目について相談、策定した場合奨励金を支給。	
<< 3-1 土地利用と景観保全の調和 >> 市街地は無秩序な拡大を防ぎ、計画的にコンパクトな市街地形成を目指し、郊外部は集落の生活環境の充実、自然と農地の保全を目的とした土地利用を目指す。	
<< 3-2 歴史・文化遺産の保存と活用 >> 重要伝統的建造物群保存地区における地域住民の生活環境の整備、向上が図れるよう保存整備計画を遂行。 「歴史的風致維持向上計画」を策定し、重要伝統的建造物群保存地区を核とした周辺部の歴史的な街並み環境の維持向上	
<< 5-1 道路網の維持 >> 市内における道路網の維持・整備に努め、国道・県道に関しては、国や県に積極的に働きかけ、道路網の形成を促す。 道路施設の点検結果より策定した修繕計画をもとに、橋梁・トンネル等の主要な道路施設を計画的に修繕。	

3) 第2期杵築市まちひとしごと人口ビジョン総合戦略(令和2(2020)年4月)

位置づけ	杵築市が自律的で持続的な社会を創生することを目指す計画で、本マスタープランはこれと整合がとれたものとする必要があります。	
計画期間	5年間(令和2(2020)から令和6(2024)年度)	
人口の将来展望	①国立社会保障・人口問題研究所推計準拠値 ②合計特殊出生率3割増加+人口移動プラス 都市計画マスタープラン目標年 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 +4,340 +8,663	
基本理念	「100年住みたくなるめぐりめぐる循環型のまちづくり」	
基本目標と取組方針	①地方における安定した雇用を創出する ⇒ ①消費者志向の農林水産業の振興 ②地方への新しい人の流れをつくる ⇒ ②移住・定住の促進 ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ⇒ ③子育て支援の充実 ④時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ⇒ ④予防に重点を置いた健康づくりの推進	
まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み	- 次世代につなぐ「きつきスタイル」農林水産業の推進 - 消費者に信頼され、愛される「杵築ブランド」づくり - 世界農業遺産の活用と文化継承 - 魅力的で活力ある商業機能の充実 - 地域商社を活用した地域経済の活性化 - 市全域にわたる観光事業の推進 - 地域活力を生む創業・企業誘致の推進 - 地域に長く住み暮らすことのできる移住プランの提供 - 素敵な出会いをサポートする「婚活事業」の取り組み - 住みたい物件が見つかる「空き家バンク」の充実 - 地域を元気にする空き施設の活用 - スポーツ合宿・研修の誘致 - 魅力的な情報発信 - 思いがつながる「ふるさと納税」で元気と魅力アップ - Kit-suki(きつとすき)になる学生の職業体験研修の受け入れ - 妊娠・出産・育児まで切れ間のない子育て支援 - 小・中学生の教育の充実 - 地域コミュニティ活性化を図る「人財バンク」の推進 - 地域資源の活用による予防に重点を置いた健康づくりの推進 - 必要な医療・介護サービスの提供体制づくり - 地域共生社会の構築 ～我が事・丸ごとの地域づくり～ - 青少年等自立支援就業チャレンジ事業 - 気軽にお出かけできる地域交通 - 地域の将来をささえる学生による地域課題の解決チャレンジ - 地域が元気になる住民自治協議会活動の充実 - 将来にわたって持続可能なまちづくり	

4) 杵築市立地適正化計画（令和2（2020）年4月）

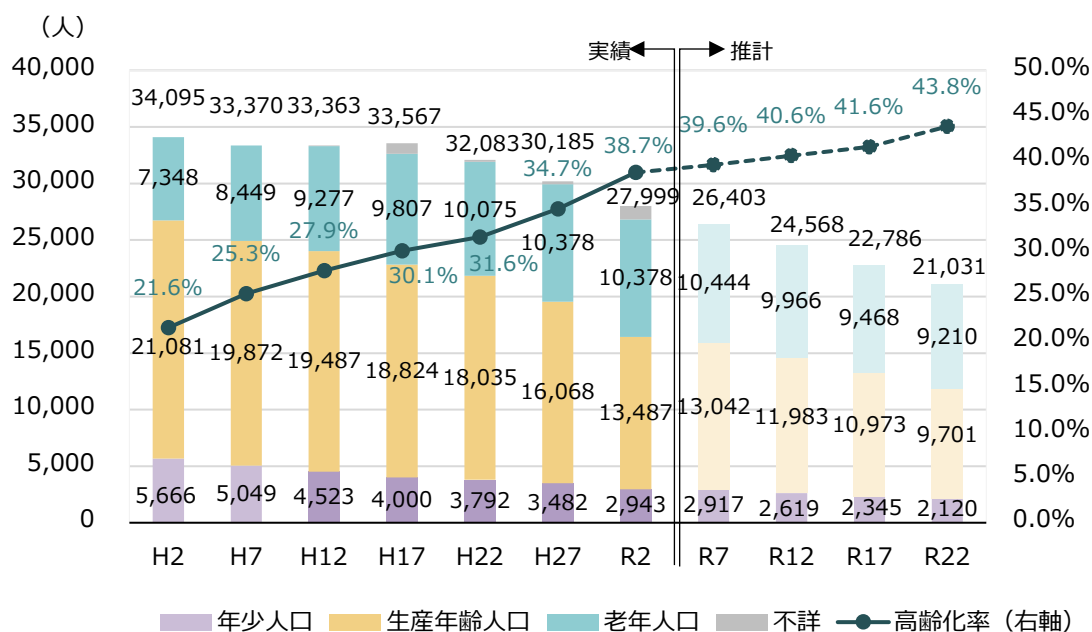
位置づけ	杵築市市街地の集約型都市構造形成への転換に向けた計画で、本マスタープランはこれと整合がとれたものとする必要があります。
目標年次	令和17（2035）年
基本理念	未来につなぐ安全な住みやすいまちづくり —安心して暮らしやすいまち— —コンパクトで暮らしやすいまち— —気軽に外出しやすいまち—
居住誘導区域と都市機能誘導区域	【居住誘導区域】 ①既に一定規模の人口集積があり、今後も永続的に都市施設維持できると見込まれる区域 ②既に生活利便施設が集積し、公共交通網の利便性が高い区域 【都市機能誘導区域】 ①地区特性に対応した誘導施設の適正配置 ②既存ストックを活かした拠点形成 ③公共交通の拠点からの徒歩圏 
準居住・準都市機能誘導区域	都市計画区域外で一定の人口集積が認められる地域拠点を、市独自の制度として「準居住・準都市機能誘導区域」に設定し、各地域生活圏から居住を誘導し、市民生活に必要な生活利便施設や公共交通網の維持及び確保を図るための取組みを推進する。 

3. 杵築市の現状

(1) 人口

1) 人口の推移と将来人口

- 国勢調査に基づく本市の総人口は、平成 17（2005）年を除く各年において減少傾向が続いており、令和 2（2020）年の人口は、27,999 人で、5 年前の平成 27（2015）年から 2,186 人（▲7.2%）が減少しました。
- 国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」とする）が平成 27（2015）年国勢調査結果に基づき平成 30（2018）年に行った将来人口の推計によれば、本市人口は今後減少を続け、20 年後の令和 22（2040）年には 21,031 人となっています。また、高齢化率は上昇を続け、令和 22（2040）年には 43.8%と推計されています。
- 令和 5（2023）年 4 月 1 日現在の人口は 26,613 人（大分県の人口推計（月報）より）となっており、平成 30（2018）年時点の将来人口の推計を上回るスピードで減少が進んでおり、今後も厳しい状況になることが予想されます。

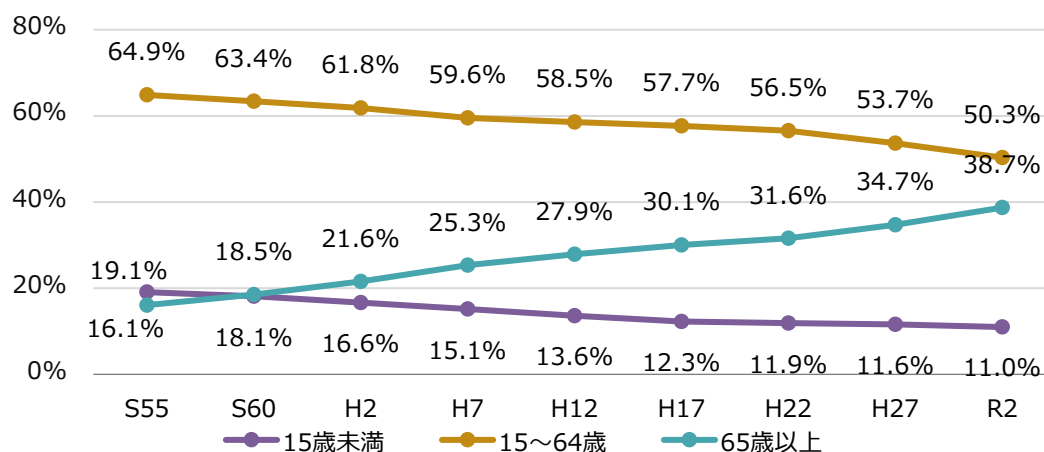


■ 人口の推移と推計

資料：H2～R2 は国勢調査、R7～R22 は国立社会保障・人口問題研究所（H30 推計）

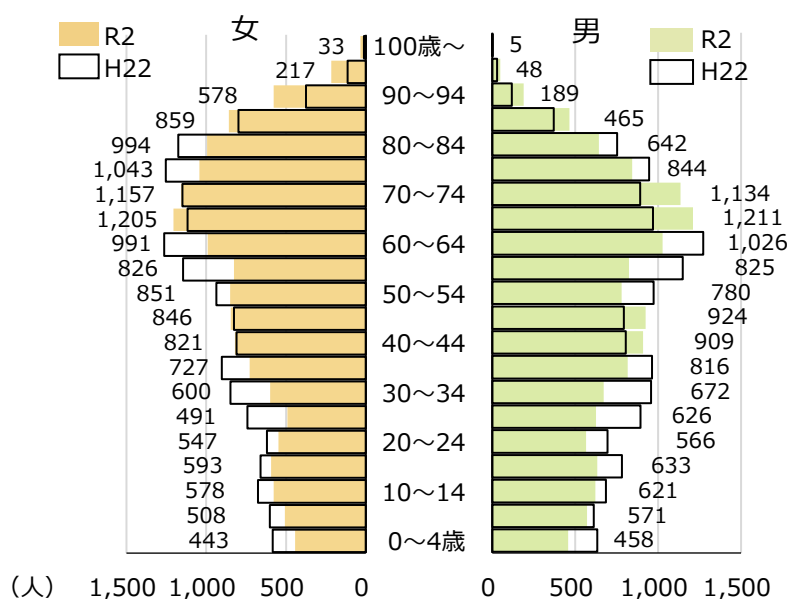
2) 年齢構成

- 年齢三区分別の人口構成は、一貫して 15 歳未満年少人口及び 15 歳～64 歳生産年齢人口が減少しており、65 歳以上の老年人口が増加傾向で推移しています。
- 年少人口は、昭和 55（1980）年の 19.1%から平成 17（2005）年の 11.9%まで 7 ポイント低下しましたが、その後は微減で推移し、令和 2（2020）年は 11.0%となっています。
- 生産年齢人口は、昭和 55（1980）年の 64.9%から令和 2（2020）年の 50.3%まで低下しました。その傾向は、5 ヶ年毎に 1 ポイント以上の低下が続いています。
- 老年人口は、昭和 55（1980）年の 16.1%から毎回ほぼ 2 ポイント以上の上昇を続け令和 2（2020）年には 38.7%に達しています。
- 5 歳階級別の年齢構成を見ると、65～69 歳、70～74 歳の階級が男女とも最も多い階層となっており、少なくとも今後 10 年間から 15 年間は、高齢者が人口の最も多い階層となることが想定できます。



■ 年齢 3 区分別人口構成の推移

資料：S55～H27 は国勢調査、R2 は住民基本台帳

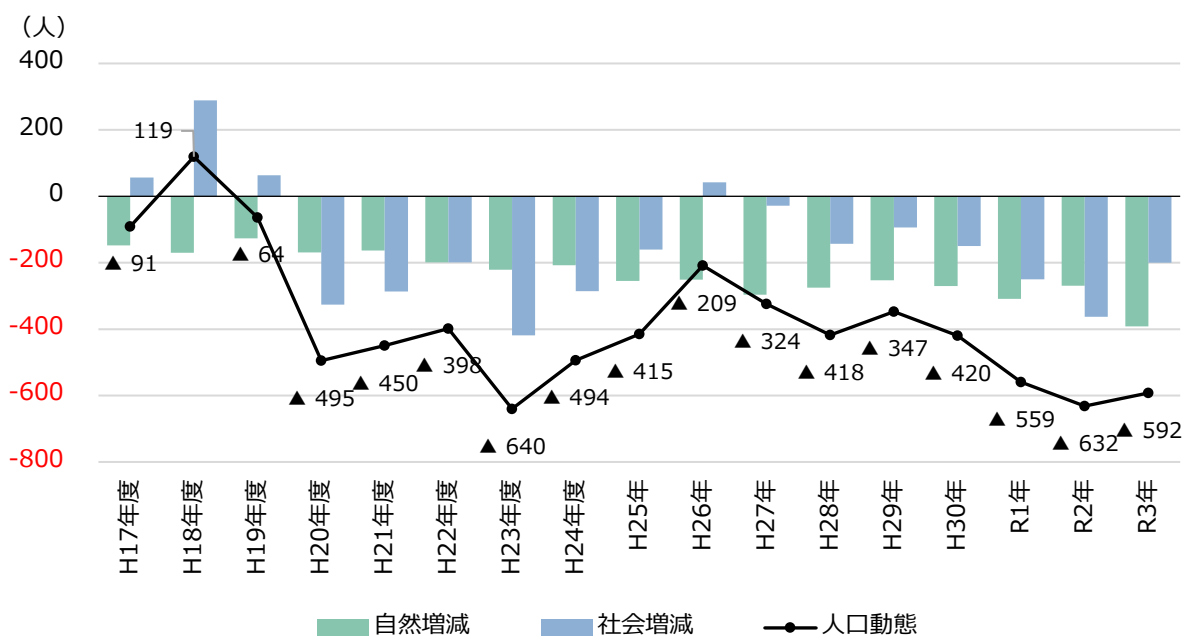


■ 5 歳階級別年齢構成

資料：H22 は国勢調査、R2 は住民基本台帳

3) 人口動態

- 住民基本台帳移動報告による人口動態の推移は、平成 17（2005）年から死亡が出生を上回る自然減の傾向が続いており、その減少幅は緩やかに拡大を見せています。また、転入、転出による社会動態は、多くの年度において転出が転入を上回る社会減となっており、平成 20（2008）年代の前半が特に減少幅が大きくなっていましたが、一時持ち直したあと近年はまた減少が大きくなる傾向にあります。
- 以上から平成 20（2008）年以降、合計の人口動態は 200 人から 640 人の幅の中で減少が続く結果となっています。



■ 人口動態の推移（出生・死亡・転入・転出）

資料：住民基本台帳移動報告

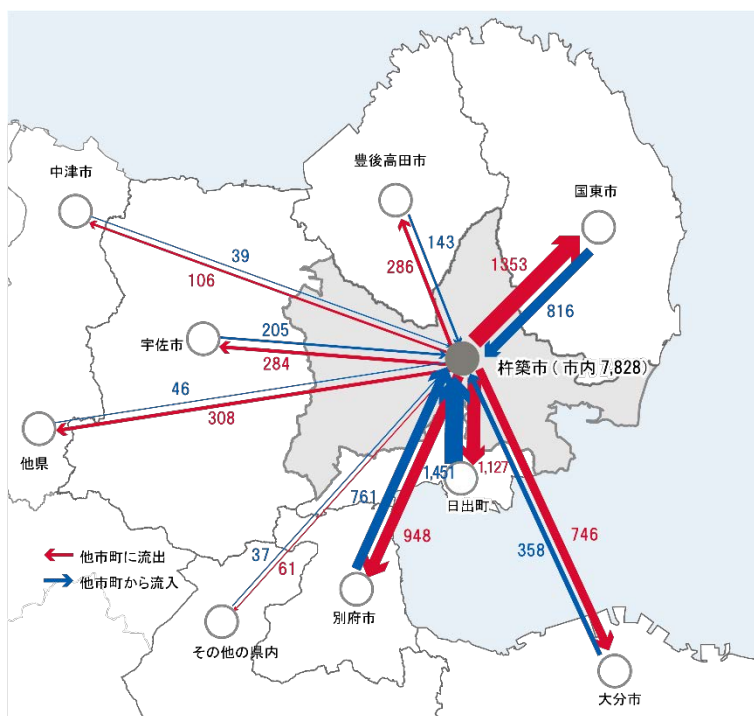
4) 流出流入人口

- 市内の就業者、通学者 13,377 人のうち、市内での従業、通学者は 7,828 人（58.5%）、市外で従業通学者（流出）するものは 5,549 人（41.5%）となっています。
- 市内で従業・通学している 11,684 人のうち、市外に常住するもの（流入）は 3,856 人（33.0%）です。
- 市外の従業・通学先は、国東市、日出町がそれぞれ 1,000 人を超えています。
- また市外からの流入者の常住地は、日出町からの流入が最も多く 1,451 人で、以下国東市、別府市と続いています。

■ 15 歳以上就業者・通学者の流入・流出状況

市内常住者の従業通学地（流出）			市内従業・通学者の常住地（流入）			流入-流出
市内に常住する就業・通学者			市内で従業・通学する者			
市内で従業・通学	13,377	100.0%	市内に常住	11,684	100.0%	▲1,693
市外で従業・通学	7,828	58.5%	市外に常住	7,828	67.0%	-
県内へ	5,549	41.5%	県内から	3,856	33.0%	▲1,693
国東市	4,911	(89%)	国東市	3,810	(99%)	▲1,101
日出町	1,353	(24%)	日出町	816	(21%)	▲537
別府市	1,127	(20%)	日出町	1,451	(38%)	324
大分市	948	(17%)	別府市	761	(20%)	▲187
宇佐市	746	(13%)	大分市	358	(9%)	▲388
豊後高田市	286	(5%)	宇佐市	205	(5%)	▲79
中津市	284	(5%)	豊後高田市	143	(4%)	▲143
他県へ（不明を含む）	106	(2%)	中津市	39	(1%)	▲67
	638	(11%)	他県から（不明を含む）	46	(1%)	▲592

※割合の（ ）は市外での従業・通学者または市外の常住者に対する割合
 ※従業・通学他、市外の常住地が不明であるため、合計が 100%となっていない

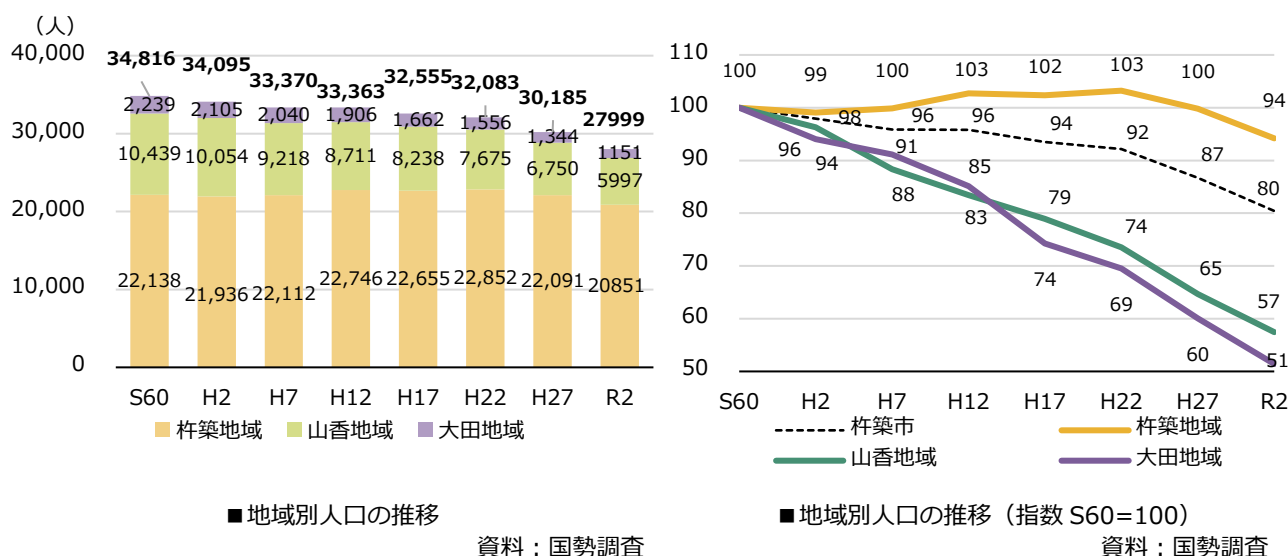


■ 15 歳以上就業者・通学者の流入・流出状況

資料：国勢調査（R2）

5) 地域別人口

- 令和2(2020)年国勢調査による地域別の人口は、杵築地域 20,851 人(市人口の 74.5%)、山香地域 5,997 人(同 21.4%)、大田地域 1,151 人(同 4.1%)となっています。
- 昭和 60(1985)年からの 35 年間の人口の推移を、昭和 60(1985)年を 100 とする指数で見ると、杵築地域が平成 12(2000)年から平成 22(2010)年まで微増の傾向が続いた後、平成 27(2015)年には減少に転じ令和2(2020)年には 94 と昭和 60(1985)年を下回る結果となっています。
- 山香地域と大田地域では減少が続き、昭和 60(1985)年の指数を 100 とすると、令和2(2020)年の指数は山香地域が 57、大田地域が 51 まで低下しています。



6) 都市計画区分別人口

- 令和2(2020)年の都市計画区分別人口は、用途地域に 7,497 人(26.8%)、用途地域外に 11,525 人(41.2%)、合計で 19,022 人(67.9%)となっています。
- 都市計画区域外を含めすべての区分について、平成 17(2005)年から令和2(2020)年にかけて人口減少の傾向にありますが、用途地域及び用途地域外の人口割合は高くなる傾向にあります。このうち用途地域外は近年、用途地域を上回る状況となっています。

■ 都市計画区分別人口

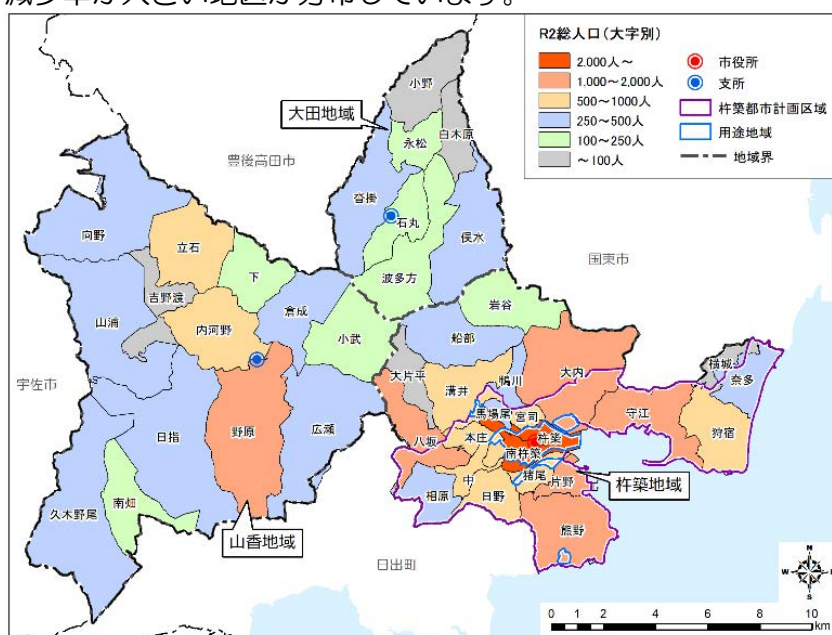
	面積(ha)	H17		H22		H27		R2	
		人口(人)	割合	人口(人)	割合	人口(人)	割合	人口(人)	割合
用途地域	412	8,241	24.6%	8,171	25.5%	7,899	26.2%	7,497	26.8%
用途地域外	4,617	12,785	38.1%	12,274	38.3%	11,865	39.3%	11,525	41.2%
都市計画区域	5,029	21,026	62.6%	20,445	63.7%	19,764	65.5%	19,022	67.9%
都市計画区域外	22,977	12,541	37.4%	11,638	36.3%	10,421	34.5%	8,977	32.1%
行政区域	28,006	33,567	100.0%	32,083	100.0%	30,185	100.0%	27,999	100.0%

資料：H17・H22 は都市計画基礎調査、H27 は国勢調査の小地域別人口を H22 の区域別大字別人口の割合を用いて推計、R2 は国勢調査小地域別人口を都市計画基礎調査(R3)の大字別利用区分別土地利用面積を用いて推計

(2) 地区別（大字別）の状況

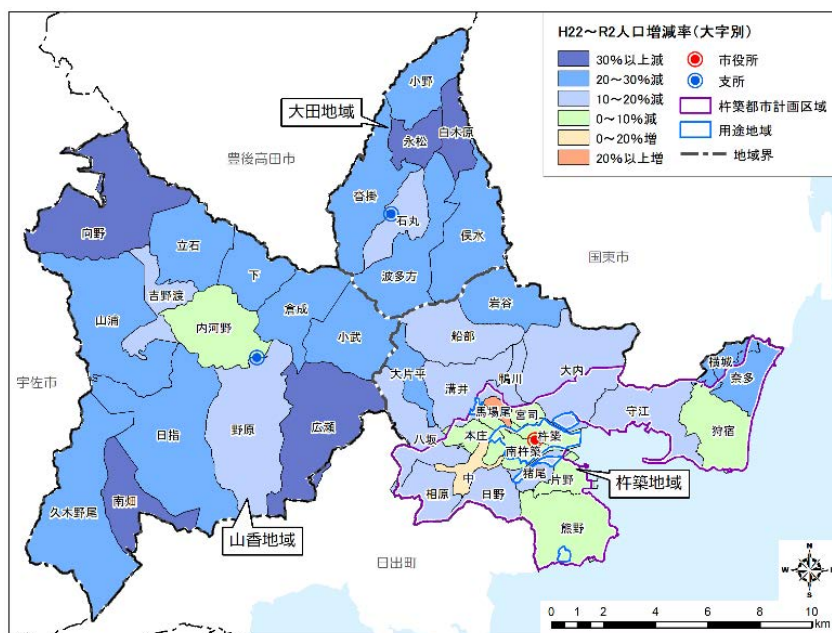
1) 人口の分布と増減

- 令和2（2020）年国勢調査の大字別人口の分布は、2,000人以上が杵築地域の杵築、南杵築の各大字となっています。また、1,000人～2,000人の大字は、杵築地域の片野、熊野、大内、守江、八坂及び山香地域の野原の大字となっています。
- 傾向としては、杵築地域の海岸に面した地区から八坂地区にかけての地域及び山香地域の野原、内河野、立石にかけての JR 日豊本線に沿った地域の人口の分布が多くなっています。
- 平成 22（2010）年から令和2（2020）年にかけて人口が増加したのは、杵築地域の杵築、南杵築、馬場尾、中、本庄、宮司、片野、狩宿及び山香地域の内河野の 6 地区となっています。
- その他の地区は、減少していますが、このうち杵築地域の北東部、山香地域の外周部、及び大田地域北部で減少率が大きい地区が分布しています。



■人口の分布

資料：国勢調査（R2）

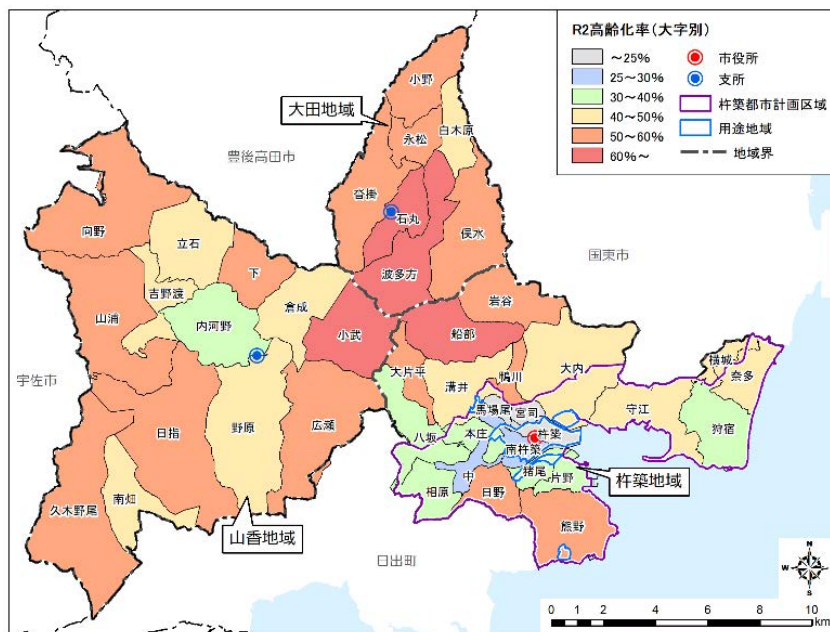


■人口増減率

資料：国勢調査（H22～R2）

2) 高齢化率

- 令和2（2020）年における本市の高齢化率は 36.8%ですが、大字別に見ると、杵築、南杵築、宮司、中、馬場尾等おおむね用途地域指定区域に重なる地区で高齢化率が 30%以下となっています。
- 50%を越える地区は、杵築地域の南部及び北部の地区、山香地域の外周部、大田地域のほぼ全域に分布しています。



■ 高齢化率

資料：国勢調査（R2）

(3) 産業

1) 事業所

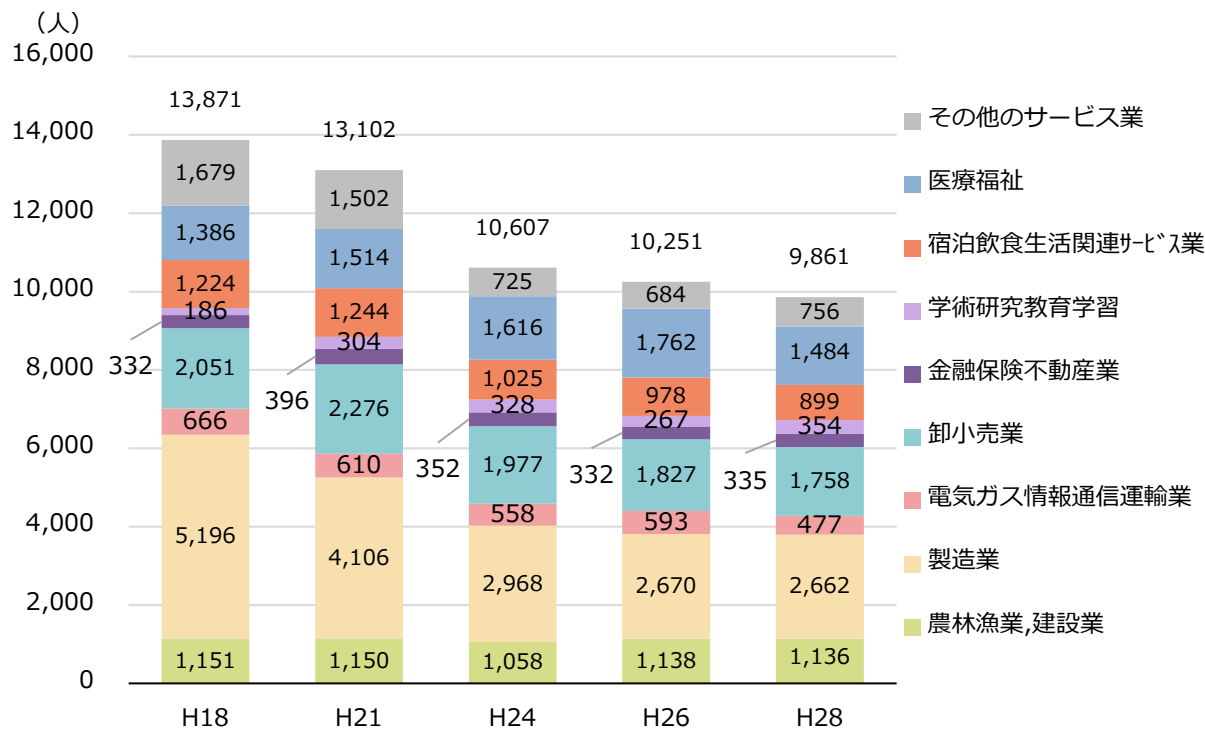
- 平成 28 (2016) 年の経済センサス(活動調査)による本市の民営事業所数は 1,165 箇所、従業員数 9,861 人となっています。平成 18 (2006) 年に比べて事業所が 254 箇所、従業員が 4,010 人減少しています。
- 事業所数と従業員数(いずれも民営)の推移を見ると、平成 21 (2009) 年から平成 24 (2012) 年にかけて事業所が 122 箇所、従業員が 2,495 人減少しています。平成 21 (2009) 年から平成 24 (2012) 年は、平成 19 (2007) ~平成 20 (2008) 年にかけてのリーマンショックによる世界不況が発生した直後であり、本市においてもその影響を強く受けたものと推定されます。

■事業所・従業員数の推移(民営)

	H18	H21	H24	H26	H28	H18~H28
事業所数 (箇所)	1,419	1,392	1,270	1,249	1,165	-
増減数	-	▲27	▲122	▲21	▲84	▲254
従業員数 (人)	13,871	13,102	10,607	10,251	9,861	-
増減数	-	▲769	▲2,495	▲356	▲390	▲4,010
増減率	-	▲5.5%	▲19.0%	▲3.4%	▲3.8%	▲28.9%

資料：事業所統計、経済センサス

- 従業員数の業種別の推移では、製造業が平成 18 (2006) 年から平成 21 (2009) 年及び平成 21 (2009) 年から平成 24 (2012) 年にそれぞれ約 1,000 人が減少していることが目立っており、特に平成 21 (2009) 年から平成 24 (2012) 年にかけては、卸小売業、飲食生活サービス業、その他のサービス業も同様に大きく減少していることから、製造業の減少が波及したものと推定されます。

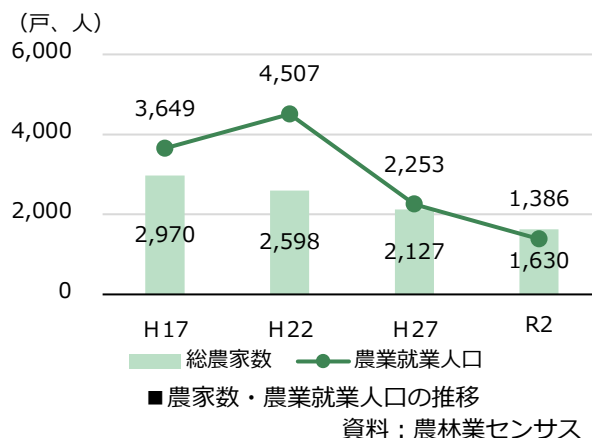


■事業所(民営)従業者数の推移

資料：事業所統計、経済センサス

2) 農業

- 農家数は、平成 17 (2005) 年の 2,970 戸から令和 2 (2020) 年の 1,630 戸へ 1,340 戸 (-45.1%) と半減しました。農業就業人口についても平成 22 (2010) 年に一度増加したものの、以降は減少して令和 2 (2020) 年は 1,386 人と農家数を割る水準まで減少しています。



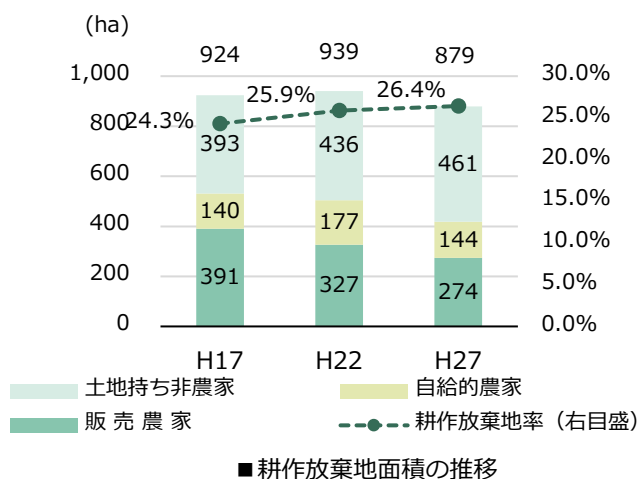
- 令和 2 (2020) 年の農業産出額は、総額約 71 億円で、うち果実が最も多い 15 億円、以下野菜がほぼ等しい 14.9 億円、米 9.4 億円と続いています。野菜や果実は増加基調にあります。

■ 農業産出額

		杵築市産出額 (億円)		
		H30	R2	R2構成比
農業産出額		73.8	70.9	100.0%
耕種	小計	47.8	47.5	67.0%
	米	11.4	9.4	13.3%
	野菜	13.4	14.9	21.0%
	果実	14.0	15.0	21.2%
	花き	5.0	4.7	6.6%
	工芸農作物	2.8	2.3	3.2%
	その他	1.2	1.2	1.7%
畜産	小計	24.7	22.1	31.2%
	肉用牛	11.7	8.6	12.1%
	乳用牛	8.7	8.8	12.4%
	豚	-	-	-
	鶏	4.3	4.7	6.6%
	その他	0.0	0.0	0.0%
加工農産物		1.4	1.2	1.7%

資料：農林水産統計年報 (R2)

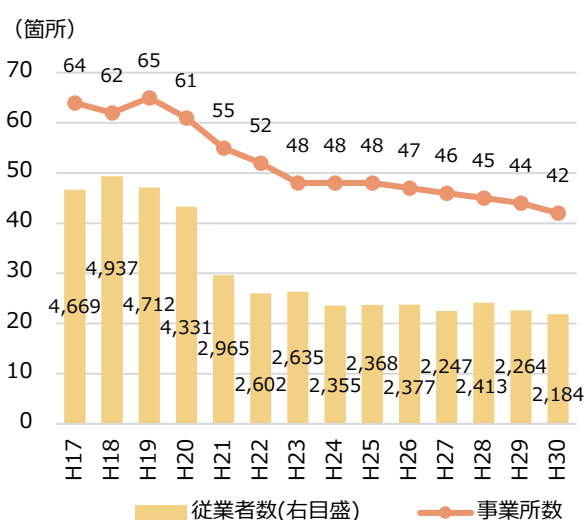
- 耕作放棄地は、平成 17 (2005) 年以降おおむね 900ha 前後で推移しています。平成 27 (2015) 年の耕作放棄地率は、26.4%でほぼ 4 分の 1 に達しており、また増加する傾向にあります。内訳を見ると、土地持ち非農家における耕作放棄地が全体の 52%と半数以上となっています。



※耕作放棄地率 = 耕作放棄地 ÷ (所有耕地 + 耕作放棄地)

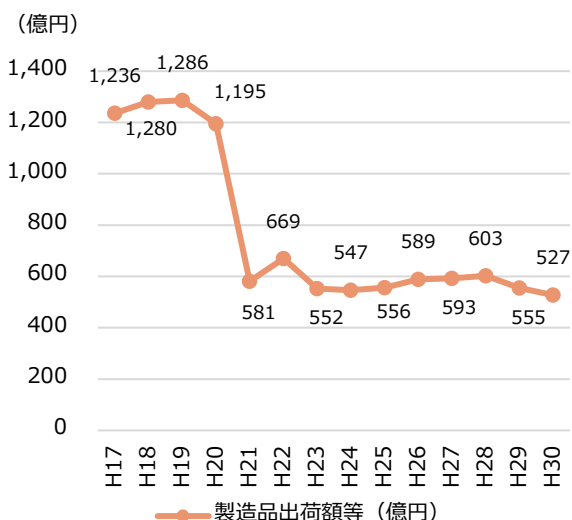
3) 製造業

- 製造業の事業所は、平成 19（2007）年の 65 箇所をピークに以降減少傾向にあり、特に平成 23（2011）年までは年間 5 箇所前後が減少しましたが、それ以降はほぼ微減傾向で推移しています。
- 従業員数と製造品出荷額についても同様に傾向を示し、特に平成 20（2008）年から平成 21（2009）年にかけて、従業員数は 1,000 人以上、出荷額は 600 億円以上が減少しています。
- 経済センサスによる業種別の従業員数の推移を見ると、平成 21（2009）年から平成 24（2012）年にかけて、本市で最も集積が大きかった情報通信機械が、1,429 人からほぼゼロにまで落ち込んでいること、また他の業種の増減は比較して大きくないことから、この業種が製造業全体に強い影響を与えていたと推定されます。



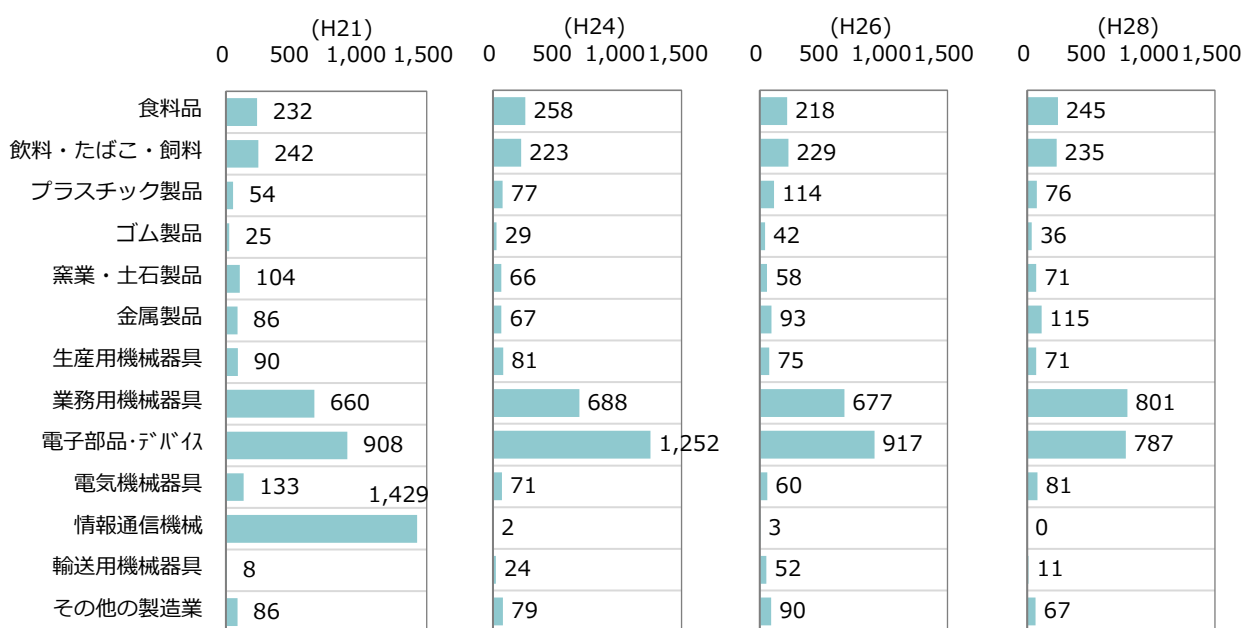
■製造業事業所・従業員数の推移

資料：工業統計



■製造品出荷額の推移

資料：工業統計

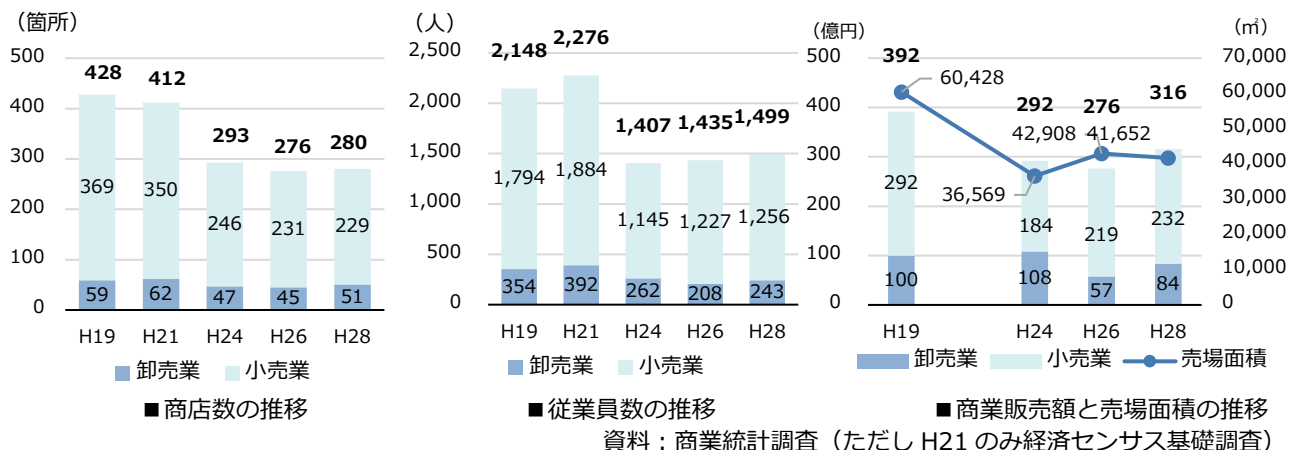


■業種別従業員数の推移 (40 人以上を表示)

資料：経済センサス

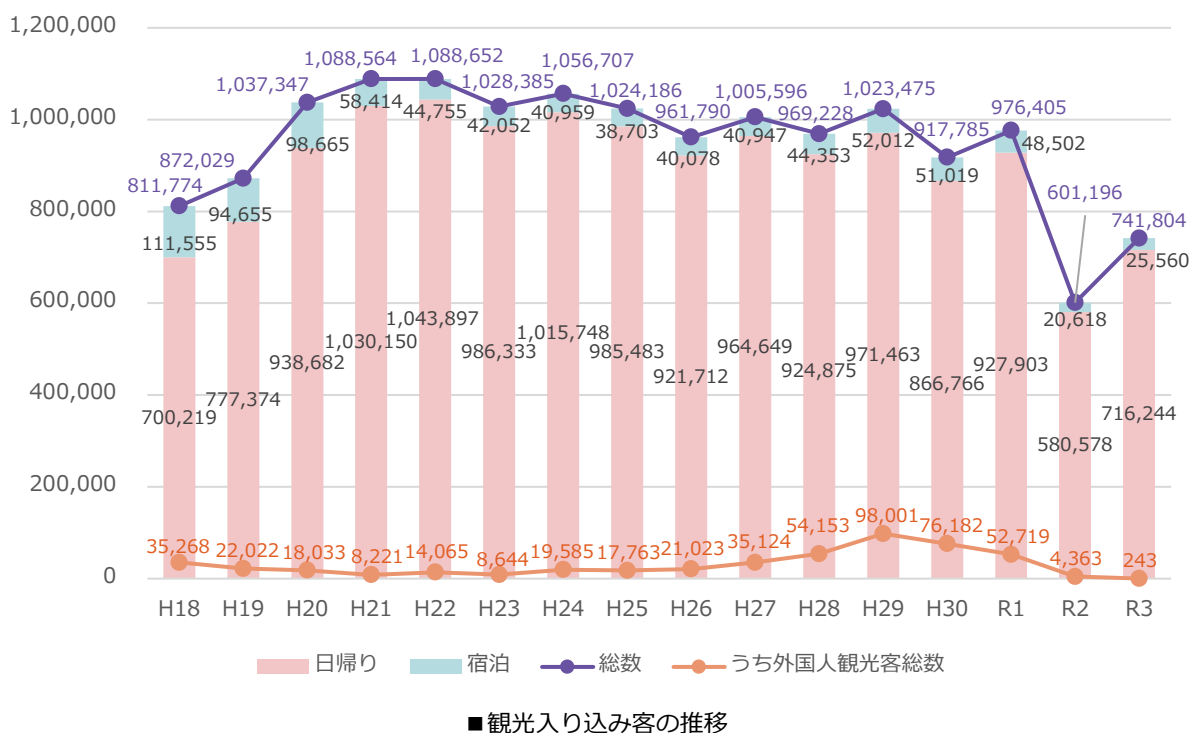
4) 商業

- 平成 28（2016）年の商業統計調査によると、商店数 280 箇所、従業員数 1,499 人、販売額 316 億円、小売売場面積 41,652 m²となっています。
- 商業の指標は、商店数、従業員数、販売額、売場面積（小売）共に平成 21（2009）年から平成 24（2012）年にかけて（販売額と売場面積は平成 19（2007）年から平成 24（2012）年）、大きく減少し、以降はほぼ横ばいとなっています。



5) 観光

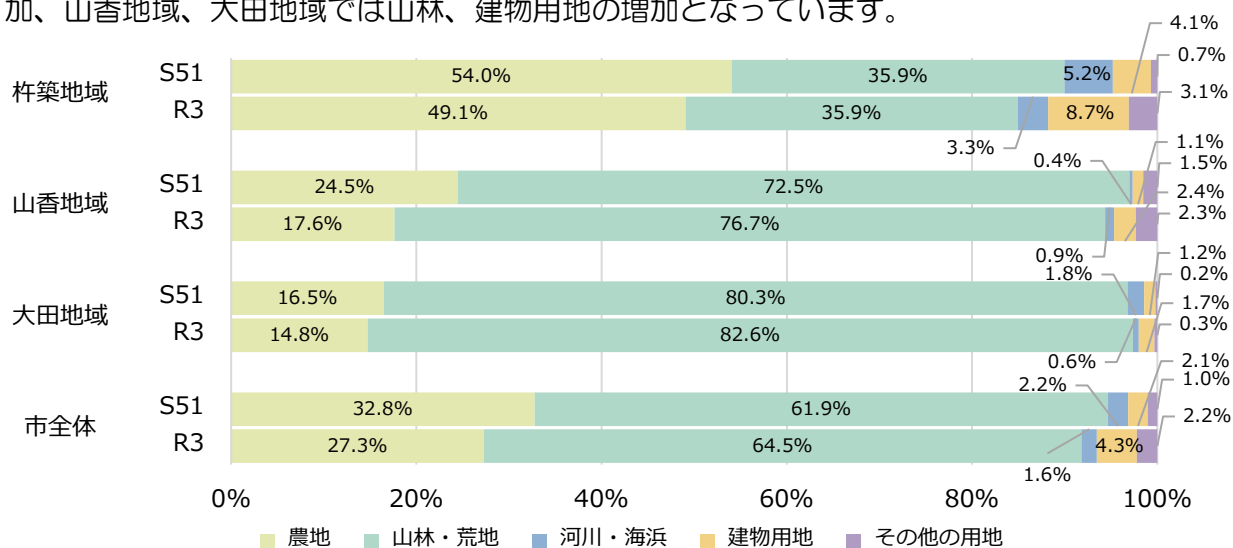
- 令和元（2019）年までは、年間約 100 万人の観光客が訪れており、外国人観光客の来訪も増加傾向にありましたが、令和 2（2020）年に大幅に減少後、国内観光客数は回復しつつありますが、外国人観光客数は減少を続けています。
- 観光客は、日帰り客が約 95%を占めており、宿泊客は別府や湯布院等へ流れているものと考えられます。



資料：歴史的風致維持向上計画より抜粋

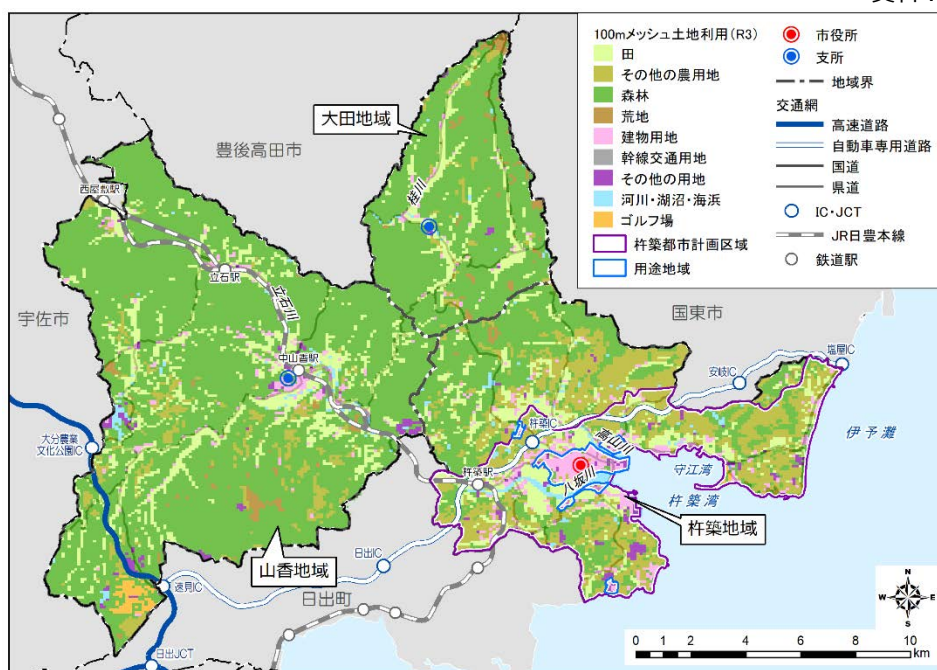
(4) 土地利用

- 国土交通省の国土数値情報によると、全市の令和3（2021）年の各構成割合は農地 27.3%、山林 64.5%、河川・海浜 1.8%、建物用地 4.3%、その他の用地 2.2%となっています。昭和51（1976）年から令和3（2021）年までの増減を見ると、農地が5.5ポイントの減少に対して、建物用地が2.2ポイント、山林2.6ポイント、その他の用地が1.2ポイントそれぞれ増加しています。
- 地域別に見ると、杵築地域では農地が49.1%で最も多く、山林35.9%、建物用地8.7%と続いています。山香地域では山林が76.7%、農地17.6%、建物用地2.4%となっています。大田地域では、山林が82.6%、農地14.8%、建物用地1.7%となっています。
- また、地域別の推移では、各地域とも農地が減少し、これに対して杵築地域では建物用地が増加、山香地域、大田地域では山林、建物用地の増加となっています。



■ 地域別土地利用面積割合の推移

資料：国土数値情報



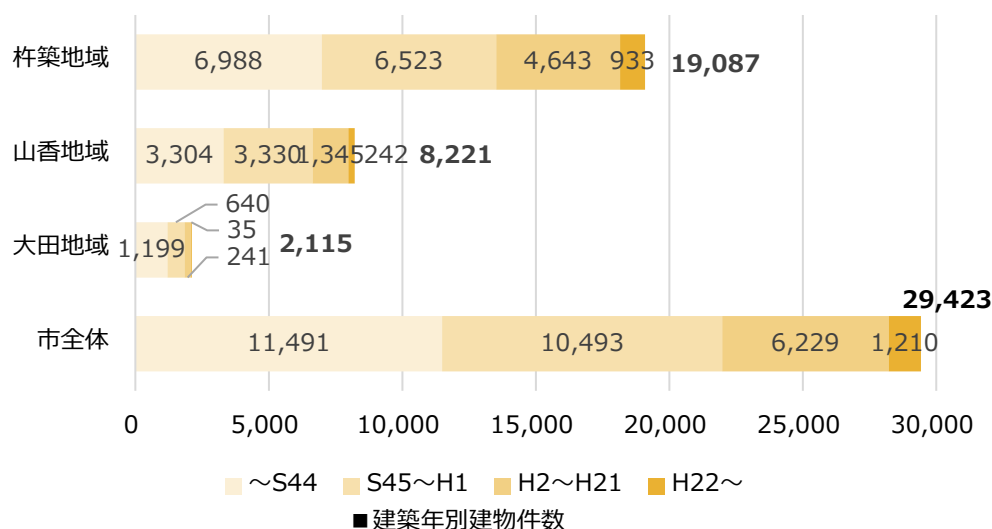
■ 土地利用現況

資料：国土数値情報

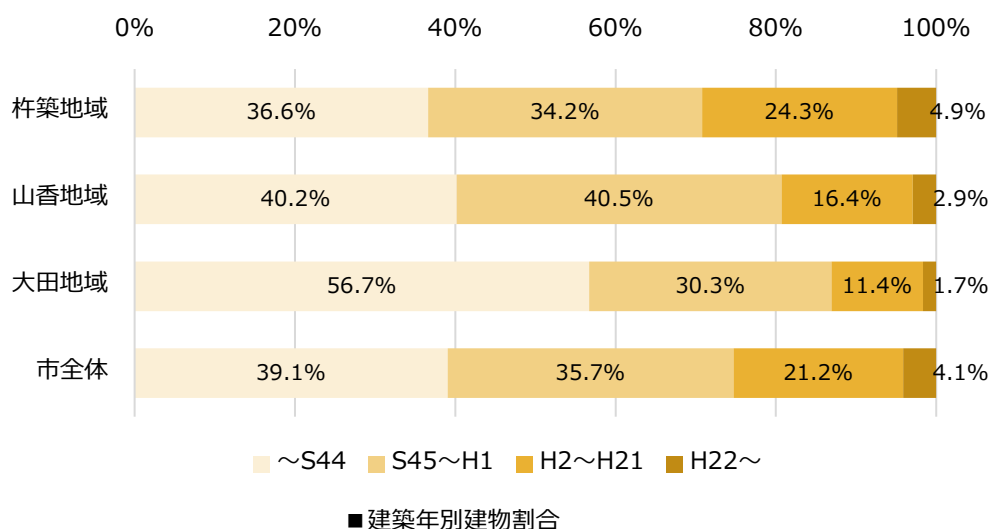
(5) 建築物の現況

1) 建物件数と建築年次

- 本市の課税建築物は、全体で 29,426 件（所在地不明を除く）、うち杵築地域は 19,082 件（65%）、山香地域 8,222 件（28%）、大田地域 2,115 件（7%）となっています。
- これを建築年次別に見ると、全体では昭和 44（1969）年以前（築後 50 年以上）が 11,491 件 39.1%で最も多く、次いで昭和 45（1970）～昭和 64（1989）年（30 年以上経過）が 10,493 件（35.7%）、平成 2（1990）～平成 21（2009）年（10 年以上経過）が 6,229 件（21.2%）となっており、最近 10 ヶ年（平成 22（2010）年以降）は 1,210 件で 4.1%です。
- 地域別に見ると 50 年以上経過した建物の割合が最も多いのは大田地域で 56.7%と半分以上となっています。山香地域では、30 年以上を経過した建物が最も多く 40.5%です。杵築地域は、全体の傾向に近い傾向を示すが、最近 10 ヶ年の割合が 4.9%で他の2地域に比べて建物の建築が継続的に進む傾向が認められます。



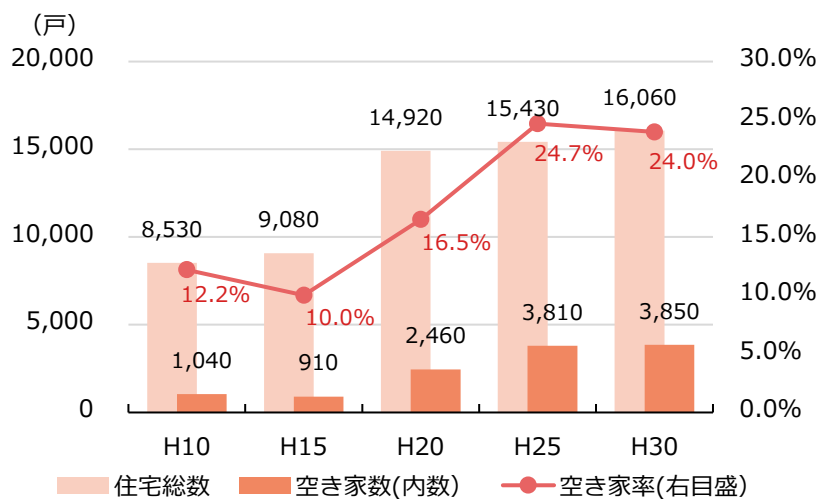
資料：固定資産家屋台帳（R3.4.1 現在）



資料：固定資産家屋台帳（R3.4.1 現在）

2) 住宅及び空き家の動向

- 平成 30 (2018) 年時点における空き家数は、3,850 戸、総住宅数に占める割合（空き家率）は 24.0%であり、全国平均 13.6%を大きく上回っています。
- 今後、人口の減少傾向に伴い空き家数は増加していくことが見込まれます。



■住宅総数・空き家数・空き家率の推移

資料：住宅土地統計調査

※H10・H15 は合併前のデータであり、旧山香町、旧大田村は含まない

(6) 都市計画の決定状況

1) 都市計画道路

- 都市計画道路は、自動車専用道路1路線、幹線街路11路線、特殊街路13路線が決定されています。このうち幹線街路は、6路線の3,490mが整備済（令和3（2021）年3月31日現在）となっており、整備率は27.8%にとどまっています。
- また、計画幅員のおおむね6割が供用されている概成延長は3,410mで、整備済延長とあわせて55.0%となっています。なお、3.6.12 三川掘場線は、錦江橋架け替えに伴い計画決定が行われ、令和2年度に改良済みとなっています。

■自動車専用道路の整備等の状況

番号	名称	計画車線の数	計画幅員(m)	計画決定延長(m)	都市計画決定状況			改良済延長(m)	概成済延長(m)	改良率
					当初決定	最終決定	最終告示			
1.4.1	日出杵築自動車専用道路※	4	20.5	4,740	S58.12.9	H23.9.30	県告775号	1,490		31.4%

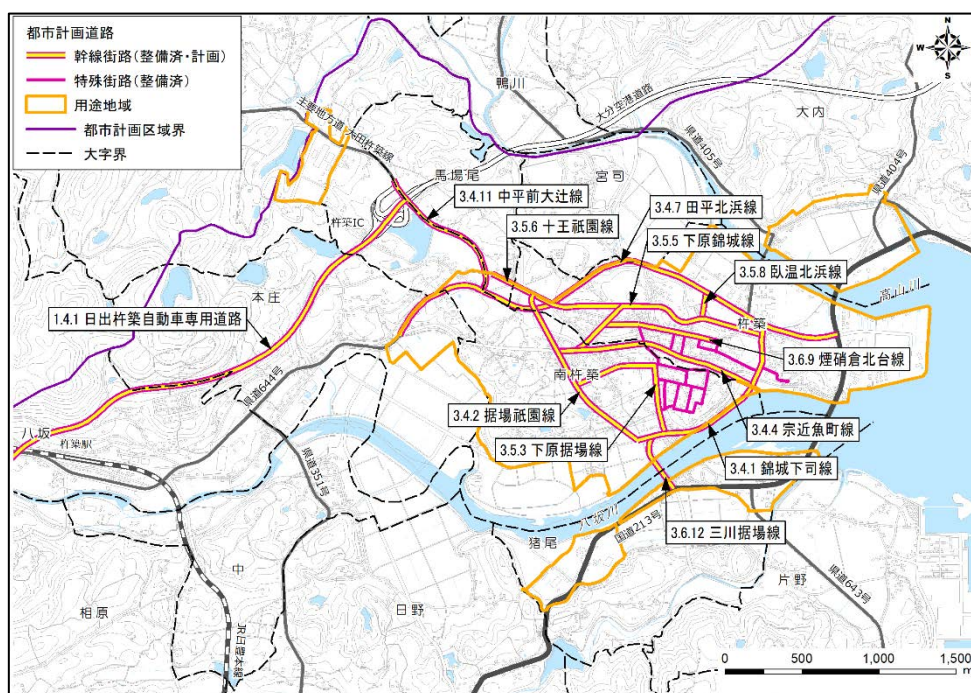
資料：大分県の都市計画資料編（R4.3.31 現在）

※日出杵築自動車専用道路は暫定2車線にて全線供用済み

■幹線街路の整備等の状況

番号	名称	計画車線の数	計画幅員(m)	計画決定延長(m)	都市計画決定状況			改良済延長(m)	概成済延長(m)	改良率
					当初決定	最終決定	最終告示			
3.4.1	錦城下司線	2	16	1,250	S33. 3.31	H23. 9.30	県告 775号			
3.4.2	掘場祇園線	2	16	1,230	S33. 3.31	H23. 9.30	県告 775号			
3.5.3	下原掘場線	2	12	960	S44. 4.24	H23. 9.30	県告 775号		330	
3.4.4	宗近魚町線	2	16	1,310	S33. 3.31	H23. 9.30	県告 775号	1,130		86.3%
3.5.5	下原錦城線	2	12	1,380	S33. 3.31	H23. 9.30	県告 775号	310		22.5%
3.5.6	十王祇園線	2	12	880	S33. 3.31	H23. 9.30	県告 775号			
3.4.7	田平北浜線	2	16	3,180	S44. 4.24	H23. 9.30	県告 775号	610	2,540	19.2%
3.5.8	臥温北浜線	2	14.5	160	S44. 4.24	H23. 9.30	県告 775号			
3.6.9	煙硝倉北台線	2	8	750	S33. 3.31	H23. 9.30	県告 775号		540	
3.4.11	中平前大辻線	2	16	1,060	S58.12. 9	H23. 9.30	県告 775号	1,060		100.0%
3.6.12	三川掘場線	2	10.5	380	H23. 9.30	H23. 9.30	市告 70号	380		100.0%
11路線 計				12,540				3,490	3,410	27.8%

資料：（R4.3.31 現在）



■都市計画道路整備状況

資料：杵築市都市計画情報データ

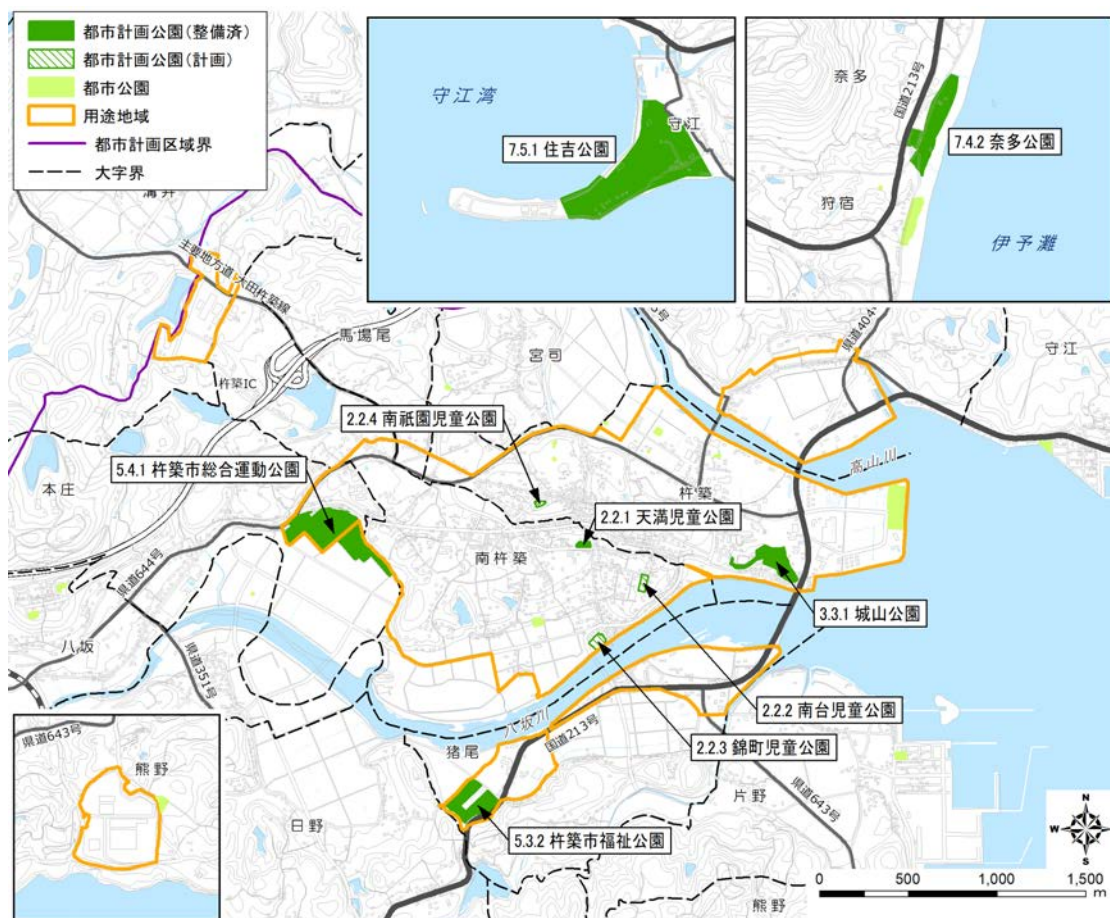
●都市計画公園は、街区公園4箇所（整備済1箇所）、近隣公園1箇所（整備済）が計画決定されています。

●また、総合公園が2箇所（整備済）、特殊公園が2箇所（一部整備済）計画決定されています。
合計面積は45.36haで、うち19.75ha、43.5%が整備済となっています。

■都市計画公園の整備状況

公園種別	番号	名称	所在地	面積			市街地人口 当供用面積 (㎡/人)	都市計画決定状況		
				計画 (ha)	供用 (ha)	整備率 (%)		当初決定	最終決定	最終告示
街区公園	2.2.1	天満児童公園	大字南杵	0.28	0.28	100.0%	0.15	S32.12.19	S52.2.24	市告4号
	2.2.2	南台児童公園	大字南杵	0.34	-	-		S32.12.19	S52.2.24	市告4号
	2.2.3	錦町児童公園	大字南杵	0.68	-	-		S32.12.19	S52.2.24	市告4号
	2.2.4	南祇園児童公園	大字杵築	0.16	-	-		S32.12.19	S52.2.24	市告4号
近隣公園	3.3.1	城山公園	大字杵築	2.50	2.50	100.0%	1.30	S32.12.19	S51.4.27	県告435号
総合公園	5.4.1	杵築市総合公園	大字本庄	8.50	8.50	100.0%	6.11	H16.3.2	H20.3.10	市告7号
	5.3.2	杵築市福祉公園	大字猪尾	3.30	3.30	100.0%		H23.6.20	H23.6.20	市告51号
特殊公園	7.5.1	住吉公園	大字守江	21.50	-	-	2.68	S32.12.19	S51.4.27	県告435号
	7.4.2	奈多公園	大字奈多	8.10	5.17	63.8%		S32.12.19	S51.4.27	県告435号
公園・緑地総計				45.36	19.75	43.5%	10.23			

資料：大分県の都市計画資料編、都市計画年報(R4.3.31 現在)
※一人当たり人口は、R3.1.1の都市計画区域人口(19.3千人)による



■都市計画公園整備状況図

資料：都市計画情報データ

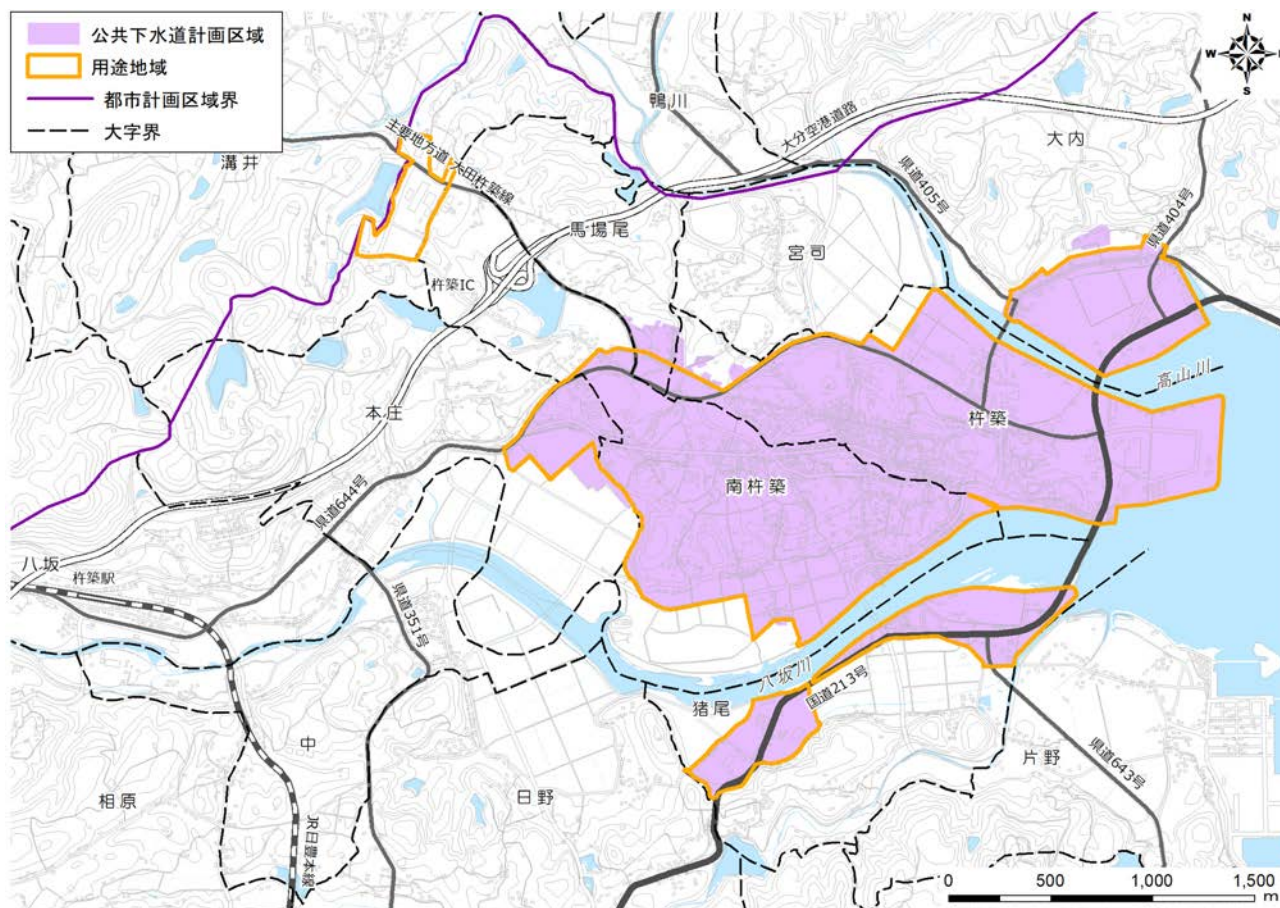
3) その他の都市施設

- 公共下水道は、おおむね用途地域の範囲内が排水区域として決定され、うち 86%の 275ha が供用済みとなっています。

■ 公共下水道の整備状況

名称	方式の種類	区分	排水区域 (ha)		ポンプ場		処理場	
			汚水	雨水	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
公共下水道	分流式	計画	320	324	4	7,010	1	18,200
		供用	275	324	3	5,210	1	18,200
		整備率 (%)	85.9	100.0				

資料：大分県の都市計画資料編（R4.3.31 現在）



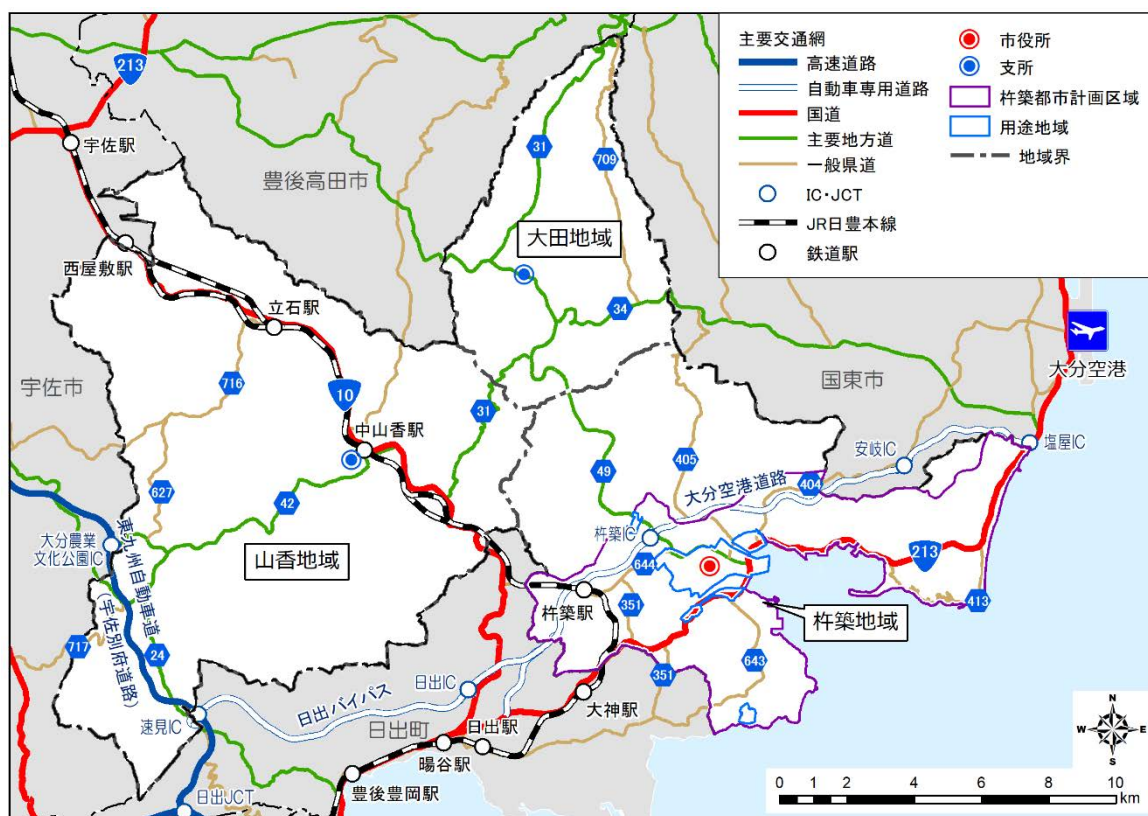
■ 公共下水道計画区域

資料：内水（浸水）ハザードマップ「下水道計画区域」、生活排水処理施設整備構想（H27）

(7) 道路・公共交通

1) 道路網

- 道路網は、自動車専用道路の大分空港道路が東西方向に整備され、市内には杵築インターチェンジが設置されています。また、市の西部を東九州自動車道（宇佐別府道路）が経由し、市の境界部に速見インターチェンジ、大分農業文化公園インターチェンジが設置されています。
- 国道は、大分空港道路に国道 213 号が並走し、南北には国道 10 号が通過しています。
- 県道は、14 路線が市内の主要施設や市外をネットワークしており、加えて自転車道が湾岸を經由して国東市と結んで整備されています。



■主要道路状況

資料：庁内資料

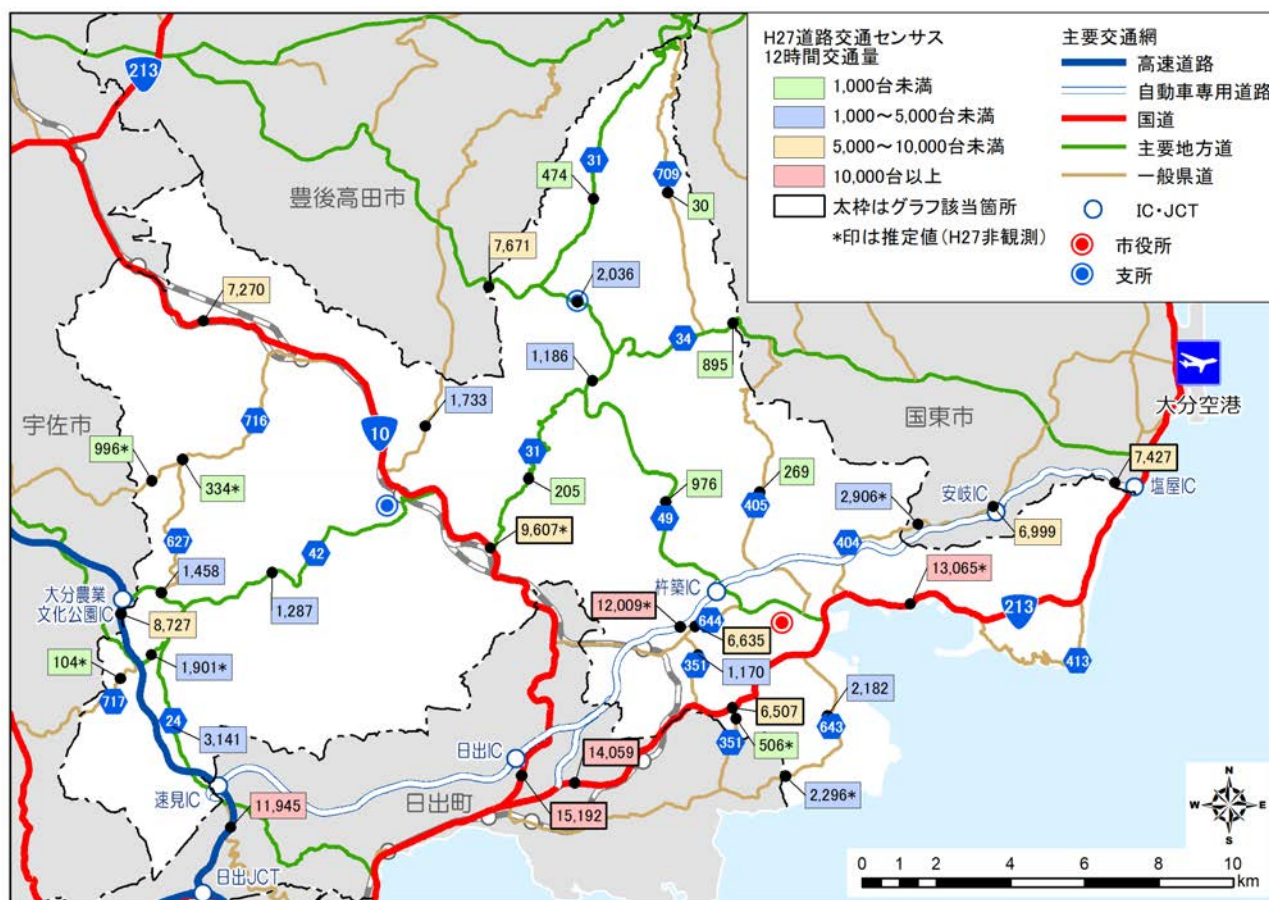
■県道路線番号と名称

路線番号	路線名	路線番号	路線名	路線番号	路線名
主要地方道 24 号	日出山香線	一般県道 351 号	八坂真那井線	一般県道 643 号	日出真那井杵築線
" 31 号	山香国見線	" 404 号	糸原杵築線	" 644 号	藤原杵築線
" 34 号	豊後高田安岐線	" 405 号	成仏杵築線	" 709 号	俣水一畑線
" 42 号	山香院内線	" 413 号	自転車道	" 716 号	佐田山香線
" 49 号	大田杵築線	" 627 号	久木野尾山浦線	" 717 号	久木野尾立線

資料：別府土木事務所管内図

2) 交通量

- 平成 27（2015）年交通センサス結果による市内の主要道路（国県道）における 12 時間自動車交通量は、1 万台/12h を越えるのは、国道 213 号（猪尾～国東市境の区間）の 130,065 台/12h と大分空港道路（日出町境～杵築インターチェンジの区間）の 12,009 台/12h です。
- 5 千台～1 万台を示すのは、国道 10 号（山香院内線～日出町境の区間）9,607 台/12h、国道 10 号（宇佐市境～山香院内線の区間）7,270 台/12h、国道 213 号（日出町境～日出真那井杵築線の区間）6,507 台/12h、県道藤原杵築線（日出町境～大田杵築線の区間）6,635 台/12h、県道豊後高田安岐線（豊後高田市境～山香国見線の区間）7,671 台/12h の 5 つの区間となっています。



■ 交通量状況図

資料：街路交通情勢調査（H27）

3) 公共交通の概況

- 本市の公共交通は、鉄道、路線バス、一般タクシー、コミュニティバスが中心となっており、これを乗合タクシーやスクールバス（混乗）等が補完する形で構成されています。
- 毎日（平日）運行されているのは、鉄道、路線バス及びコミュニティバスの市内循環コースと杵築コース1路線（東線）となっており、その他は週1回から3回の運行となっています。

■公共交通の種類

区分	運行主体	系統・路線・サービス地域
鉄道	JR 九州	JR 日豊本線（杵築駅、中山香駅、立石駅）
路線バス	大分交通(株) 国東観光バス(株)	13 路線
コミュニティバス	杵築市 （民間に委託）	市内循環コース（大田支庁～本庁舎～山香庁舎～大田庁舎を結ぶ左回り、右回りの2系統）、山香コース（10 系統）、杵築コース（2 系統）、大田コース
乗合タクシー	杵築市 （民間に委託）	杵築地域（中心市街地を除く全域）
山香中学校スクールバス混乗	杵築市 （民間に委託）	向野・立石コース、上コース、山浦コース、田原コース、朝田コース
一般タクシー	杵築国東合同タクシー(株)、三光タクシー(有)、(有)日出タクシー	

資料：杵築市地域公共交通網形成計画（H28 年度）より一部修正

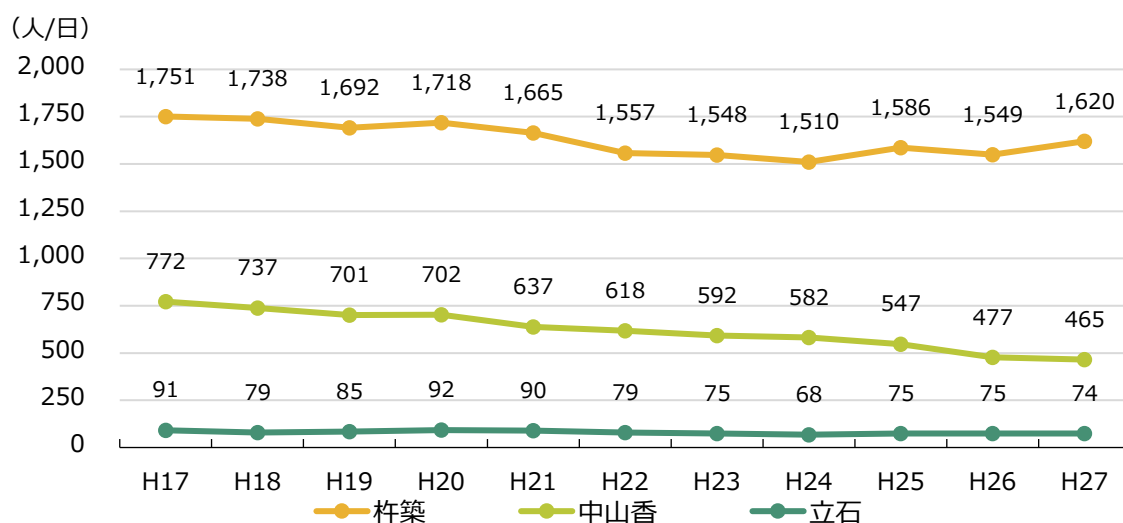


■公共交通の概況

資料：地域公共交通網形成計画(H28 年度)

4) 鉄道の状況

- 鉄道の状況をみると、近年は利用客数が減少傾向にあります。JR 杵築駅は、平成 24 (2012) 年を境にやや増加傾向となっていますが、最近 10 ヶ年では緩やかに減少する傾向にあります。



■ 駅別鉄道 1 日平均乗降人員の推移

資料：JR 九州（県統計年鑑）
※駅別データは H27 年度までで終了

5) その他の公共交通の状況

◆路線バス利用人員

- 市内を運行する路線バスの多くは国東市、大分市、別府市を結ぶ路線及び JR 杵築駅と杵築市街地のバスターミナルを結ぶ路線で、通勤・通学の時間帯には比較的多くの利用者がみられます。しかし、それ以外の時間帯や周辺部を走る路線については利用者が少なく、以前より国、県、市の補助金を活用して運行しているなかで、今後の路線の存続が危ぶまれている状態です。
- 上記の路線以外にも大分、別府と大分空港を結ぶ「エアライナー」、中津と大分空港を結ぶ「ノースライナー」が運行していますが、「エアライナー」は大分空港道路の杵築インターチェンジ、「ノースライナー」は大田庁舎前だけにしか停車しないため、空港利用者以外の一般の乗客はほぼいない状況にあります。

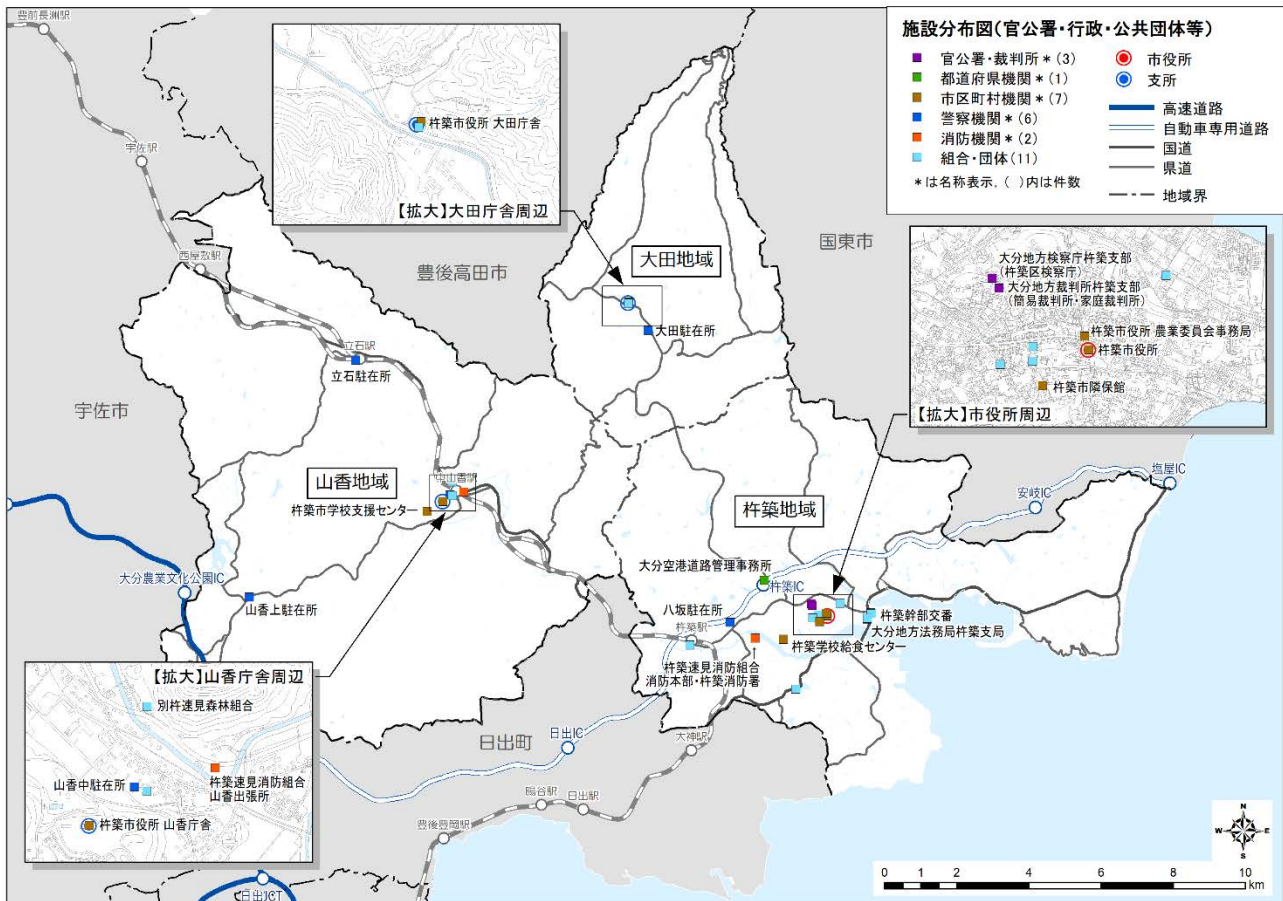
◆コミュニティバスの利用状況

- 平日毎日運行の循環コースは、年間 1 万人以上、東線も 2 千人以上が利用しています。週 1 ～ 2 回運行のその他路線は、年間数百人の利用となっています。一方で、1 便あたりの輸送人員も 5 人前後の利用にとどまっています。

(8) 都市施設等の分布

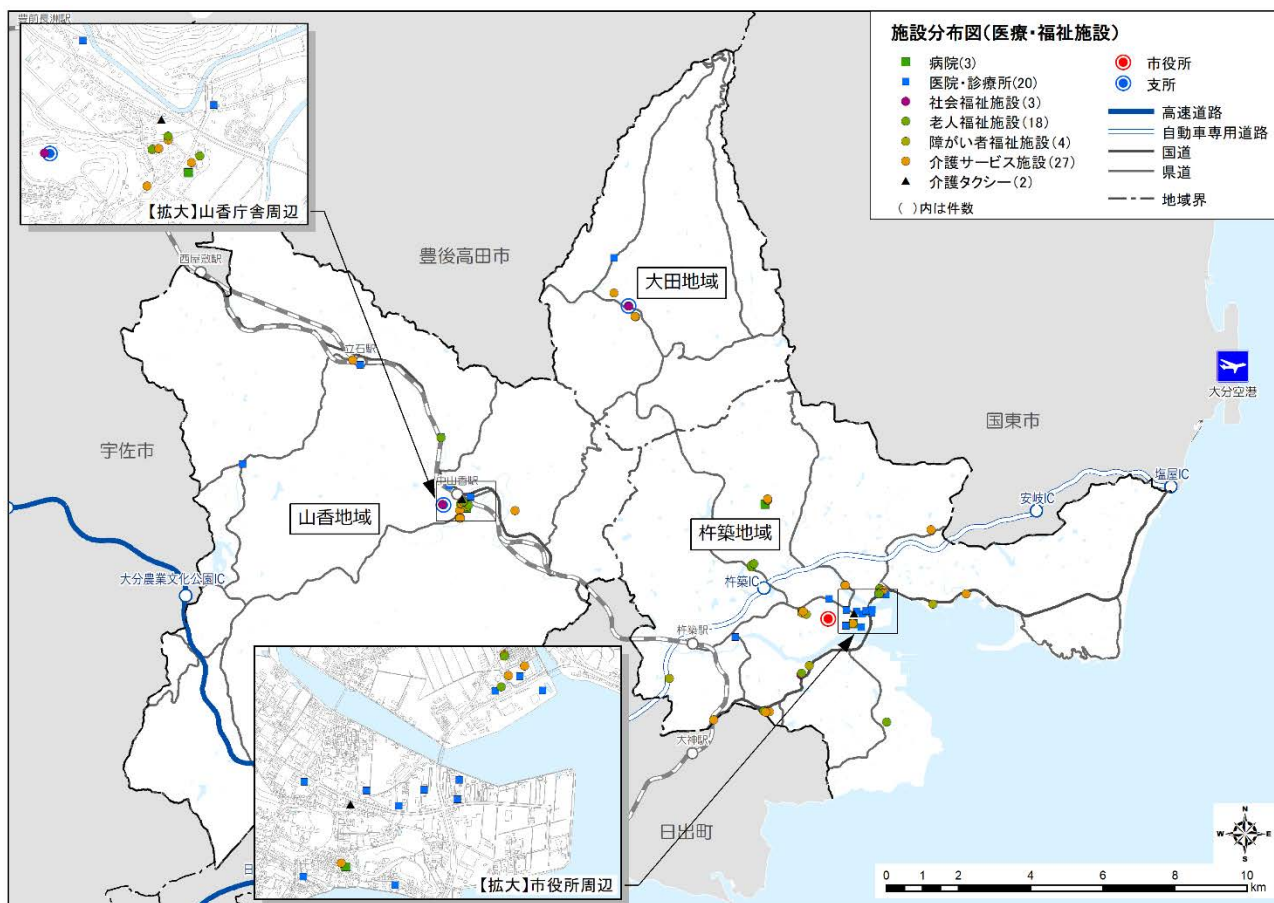
1) 都市施設

- 杵築市街地及び山香市街地に行政・商業・医療・福祉・子育て支援施設等の大半が集積しています。大田地域やその他の集落地には地域住民が利用する店舗や公民館等の施設が分布しています。このほか、幹線道路の沿道に商業施設や医療施設等が集積する傾向にあります。



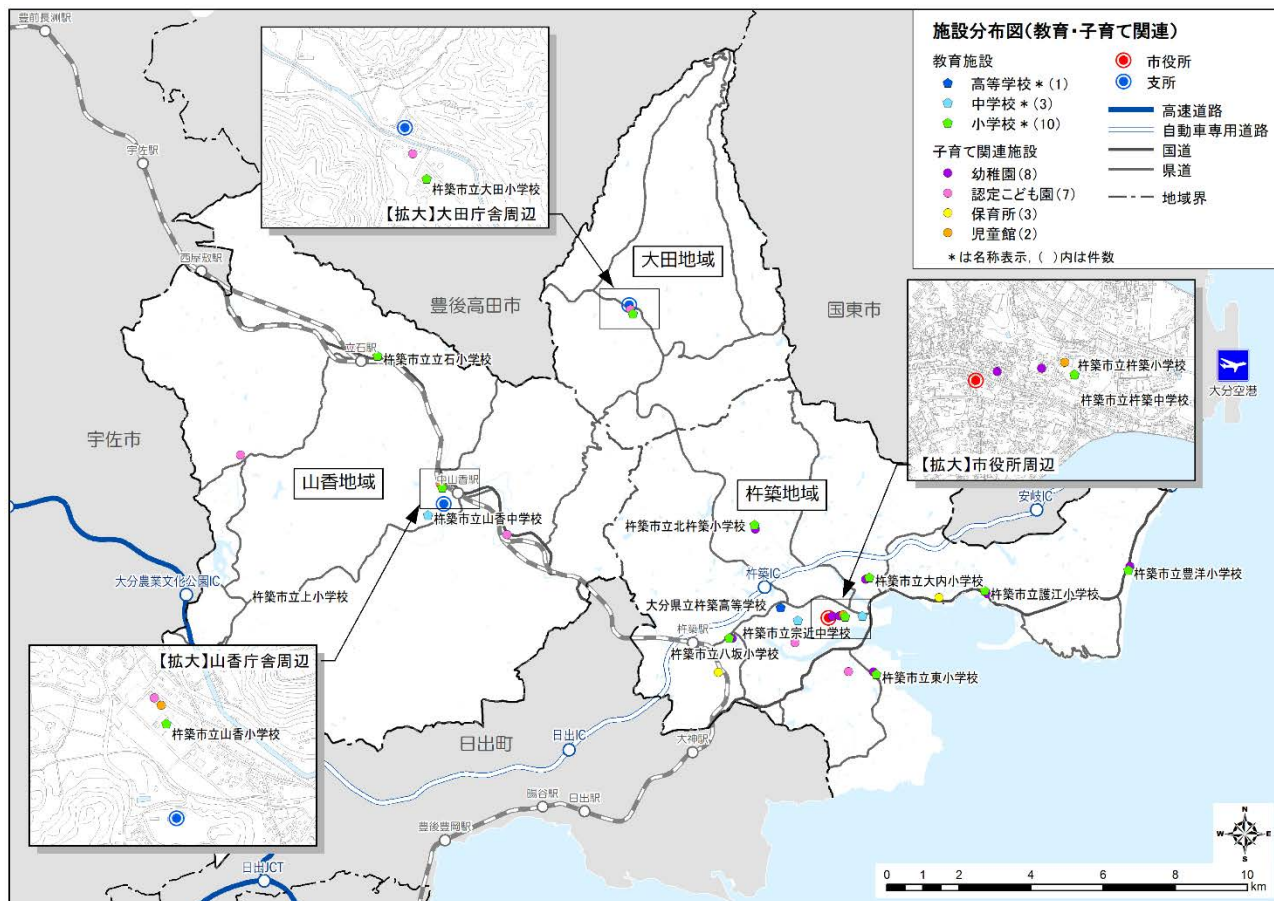
■ 官公署・行政施設等

資料：国土数値情報（H18）、ゼンリン住宅地図（R3）、Google マップ（R3）



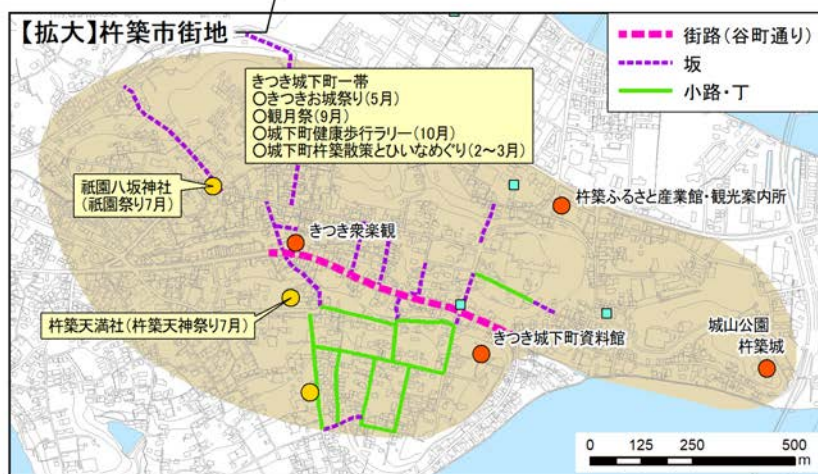
■ 医療・福祉施設

資料：国土数値情報（R2）、ゼンリン住宅地図（R3）、Google マップ（R3）



■ 教育施設・子育て支援施設

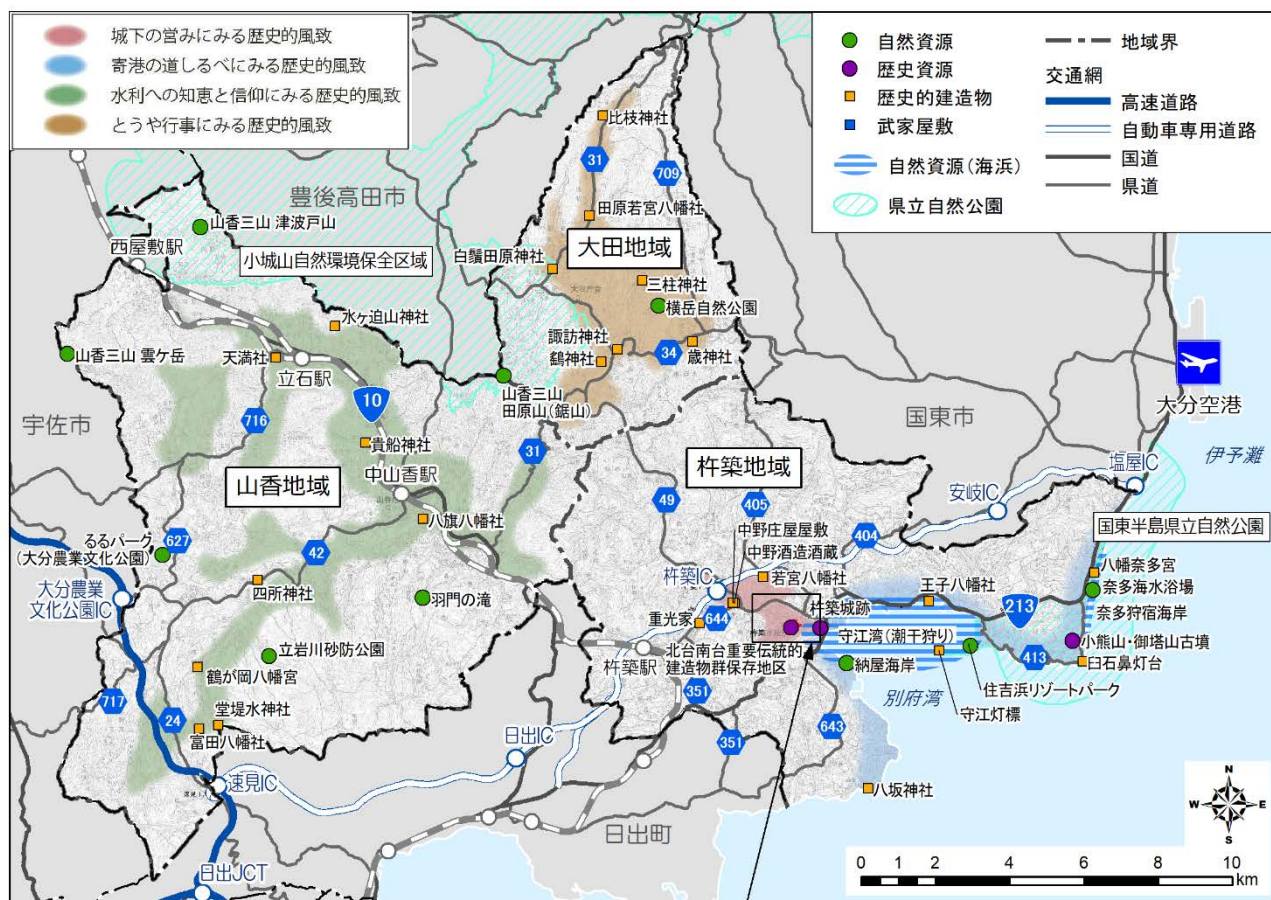
資料：国土数値情報（R3）、保育園・子ども園・幼稚園一覧（市 HP）



資料：杵築市の観光（杵築市観光協会 HP）

2) 文化財・景観資源等

- 杵築城及びその城下町には旧武家屋敷群が広がり、市内全域に古墳や神社仏閣が散在しています。国東半島の変化に富んだ自然環境や伊予灘、別府湾に面した良好な海岸線等の豊かな自然資源に恵まれています。



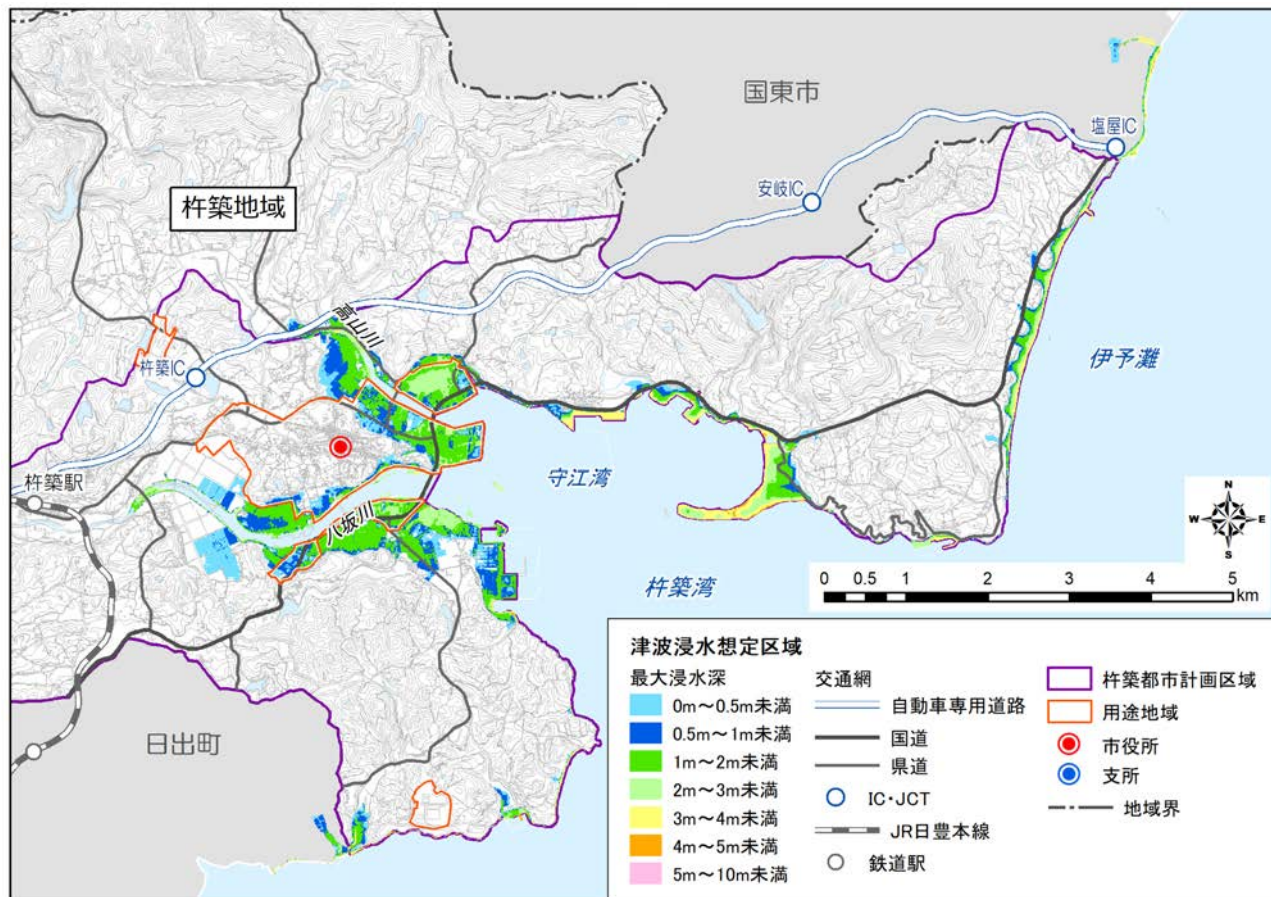
■ 景観・歴史資源等分布

資料：国土数値情報、歴史的風致維持向上計画（R3.3）、杵築市観光協会 HP

(9) 防災

1) 津波

- 南海トラフ巨大地震津波により、本市では海岸部及び八坂川、高山川の両岸に浸水が想定される区域があり、海岸に面した地区では 3.0～4.0mに達する区域が分布しています。また、市街地にあっても平地部では 1.0m～3.0mの浸水が想定されています。

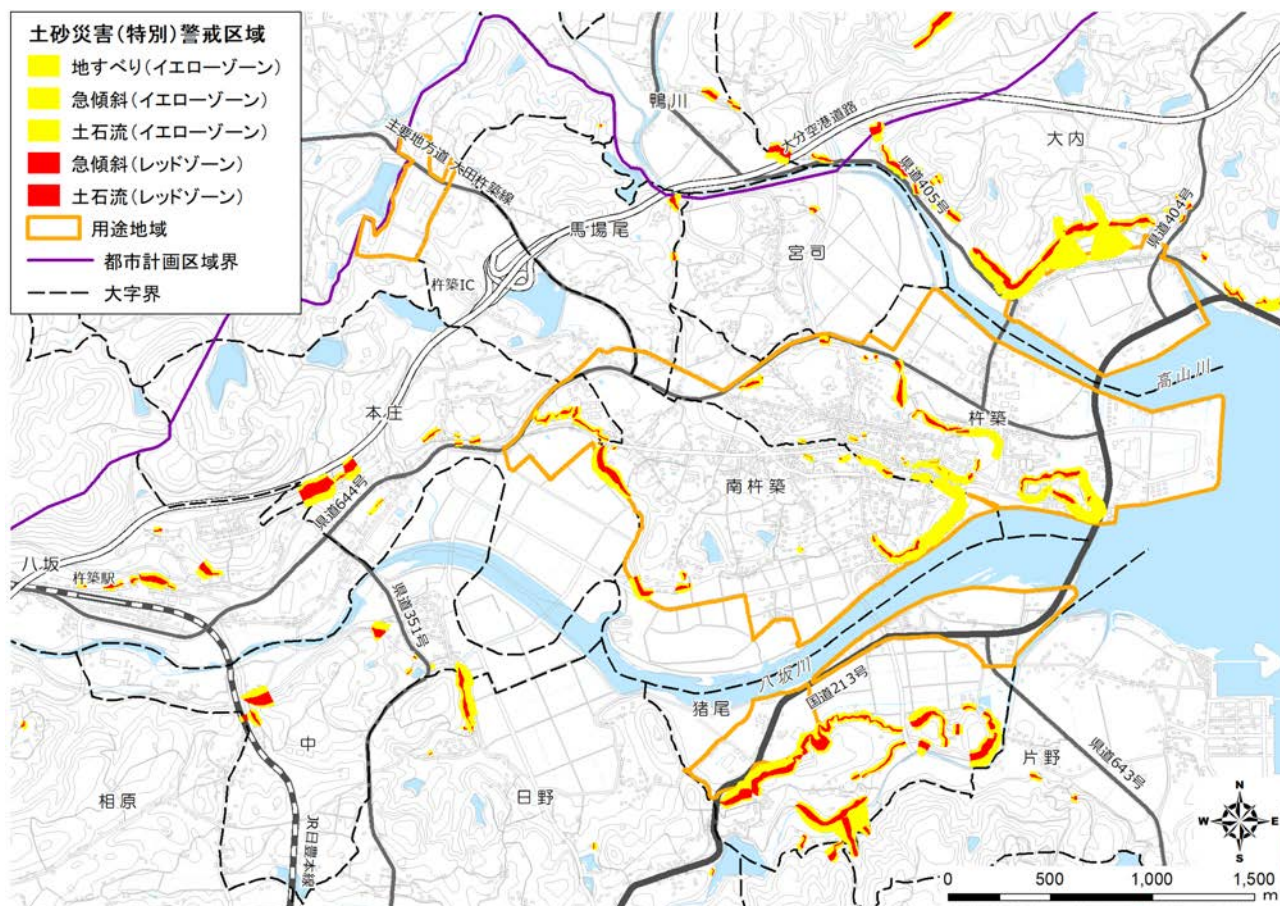


■津波浸水想定区域

資料：杵築市防災マップ（津波）

2) 土砂災害

- 本市の起伏が多い地形の特性から、市内には土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び警戒区域（イエローゾーン）が多数分布しています。また、市街地部にあっても台地状地形の端部において、区域の指定が行われています。

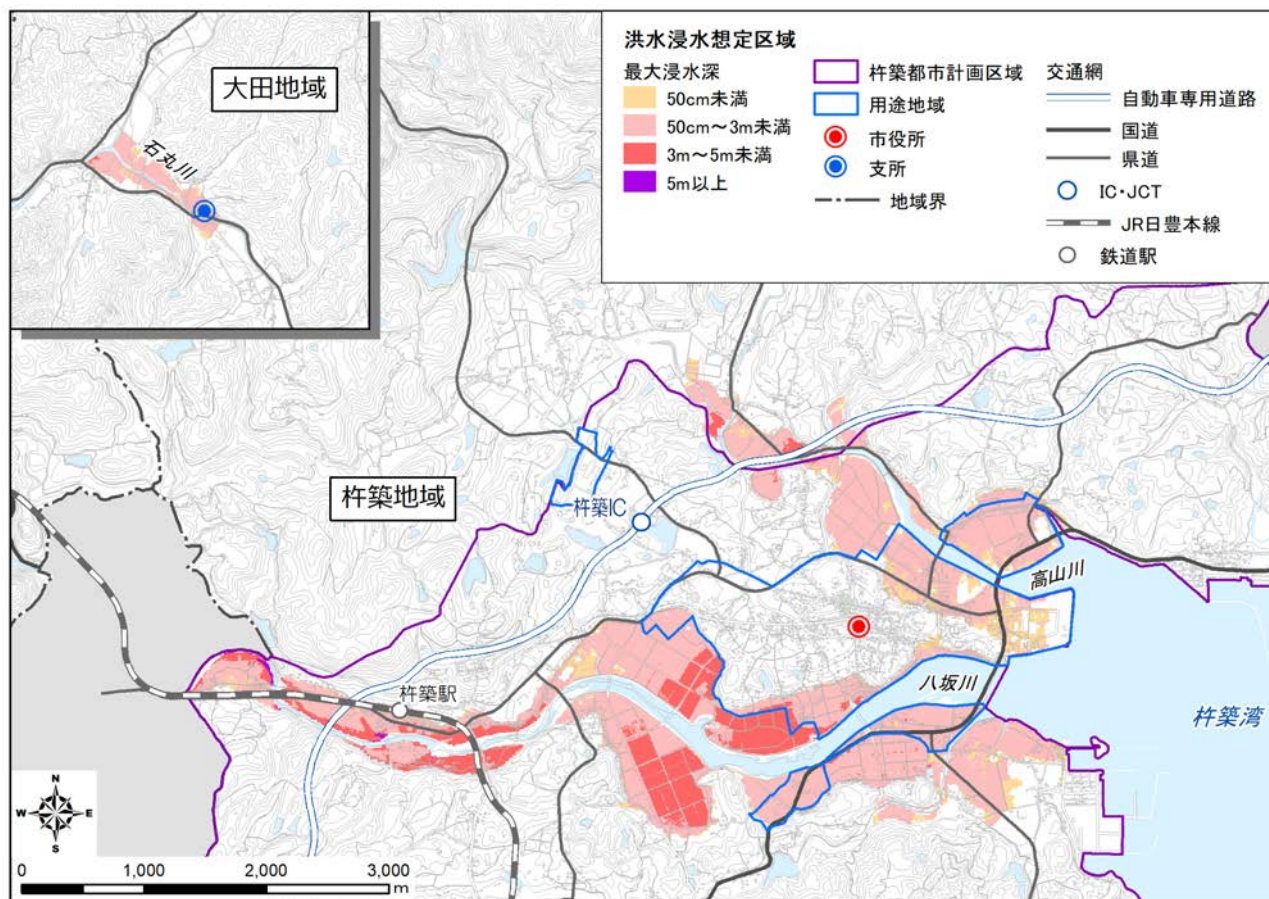


■土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

資料：杵築市防災マップ（土砂）

3) 河川洪水

- 杵築地域では、八坂川、高山川（溝井川）の中流部から下流部にかけて平野部を中心に洪水が発生し、一部では3～5mに達する浸水深を示す地区も想定されています。
- 大田地域では、石丸川と桂川の合流付近において 50cm～3mの浸水深が想定される地区が分布しています。また、八坂川中流部においては、家屋倒壊等氾濫想定区域が広がっています。

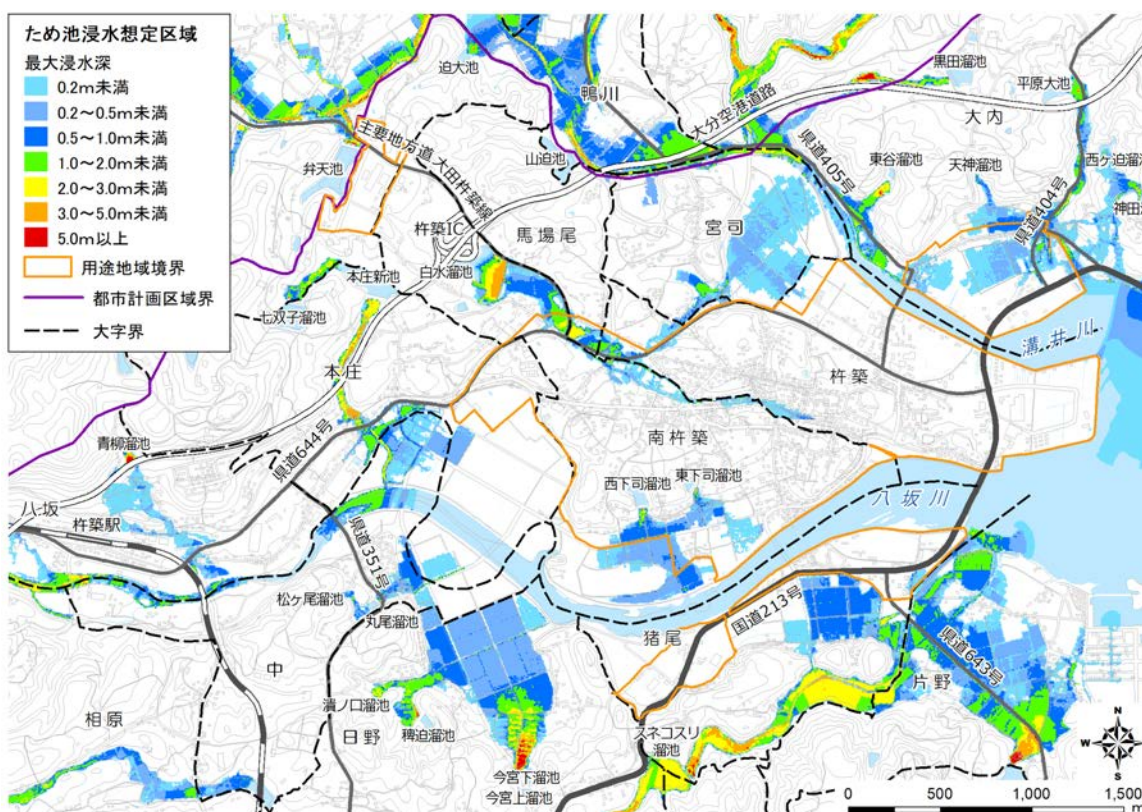
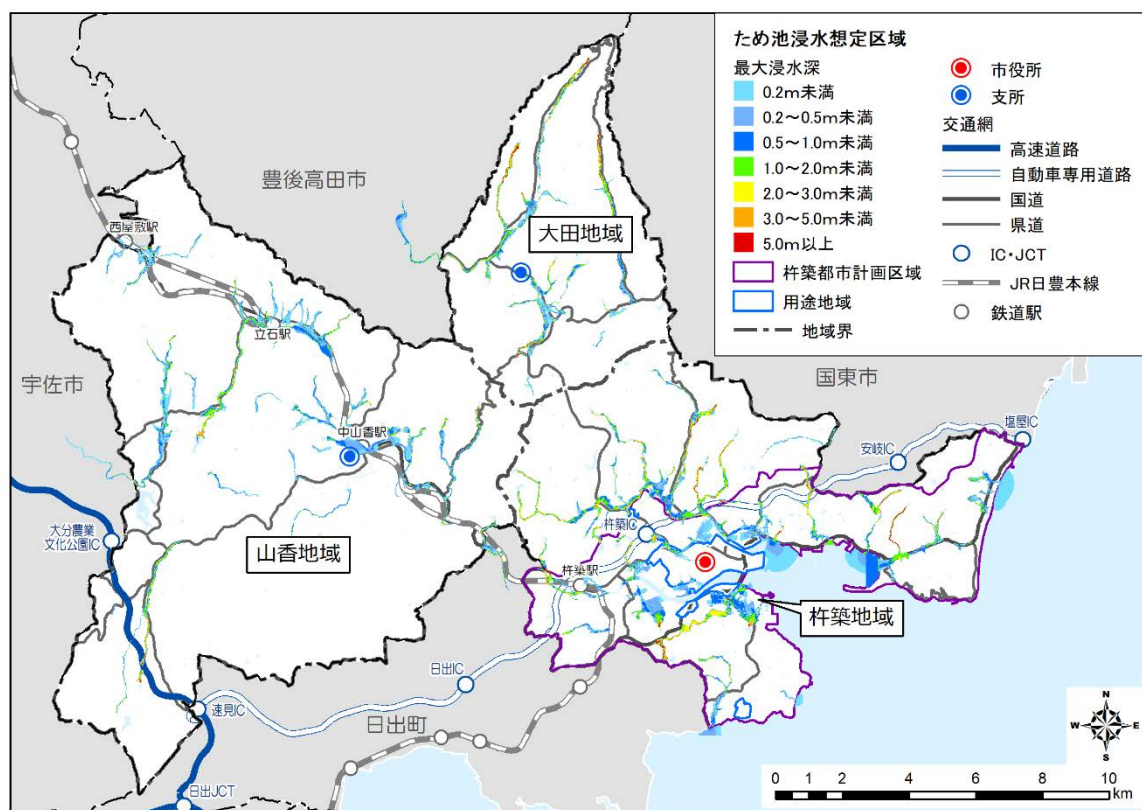


■ 洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域

資料：杵築市防災マップ（洪水）

4) ため池

- 本市の地形は、平地が限られていることから、杵築地域市街地周辺部及び山香地域、大田地域では谷部に多数のため池が分布しており、ため池毎に決壊した場合に想定される浸水範囲、避難経路、緊急連絡先等を記載したハザードマップを公表しています。



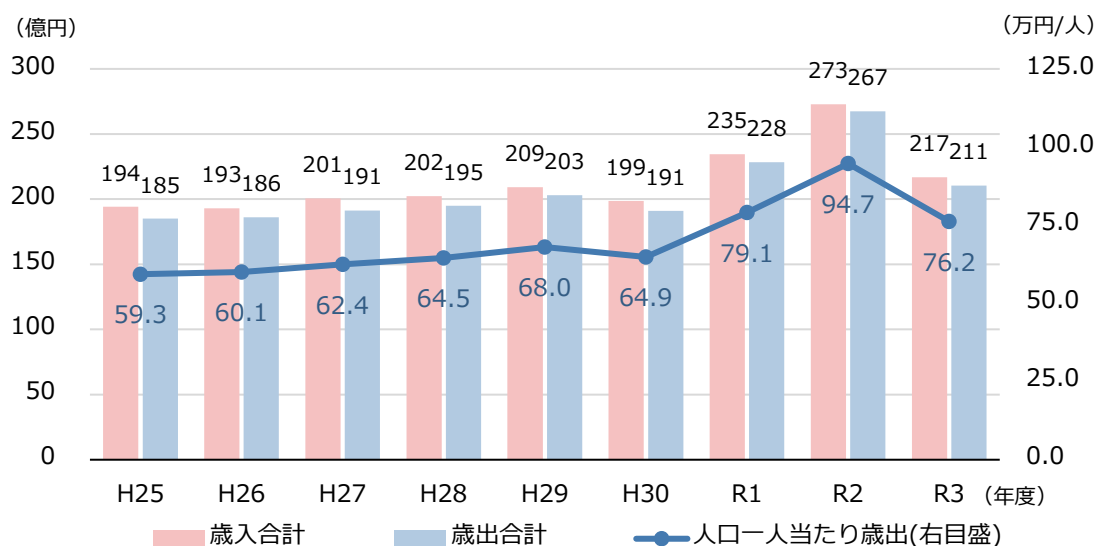
■ため池浸水想定区域

資料：杵築市ため池ハザードマップ

(10) 財政・その他

1) 財政状況

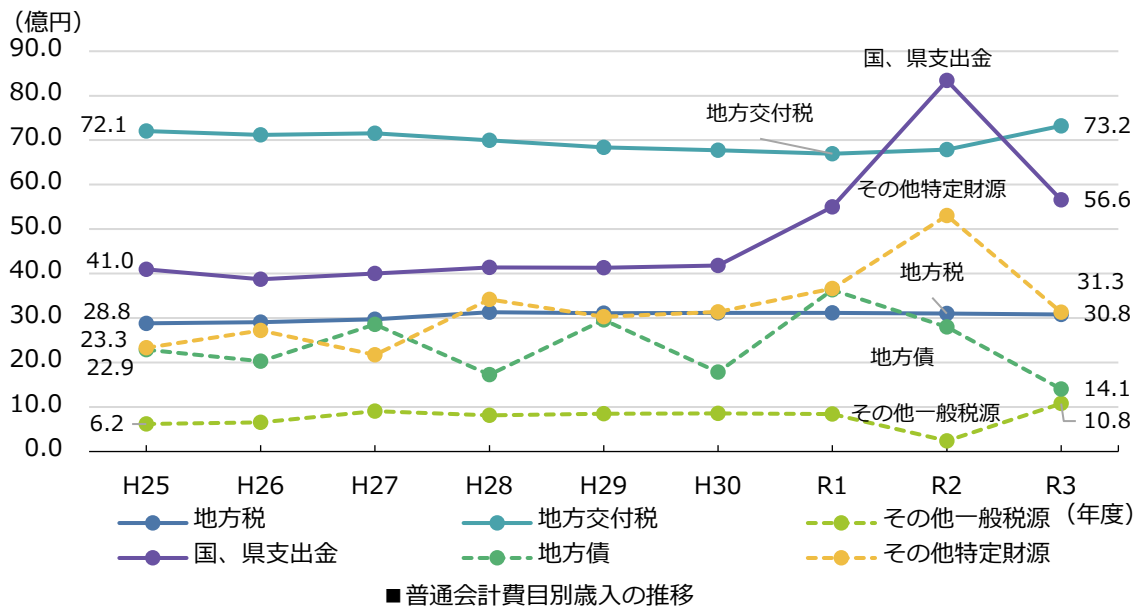
- 本市の普通会計の歳入額は、平成 25（2013）年度の 194 億円から微増傾向で推移した後、令和元（2019）年度に 235 億円に伸びを示しました。歳出についてもほぼ同様の傾向で推移しています。
- 人口当たりの歳出額は 60 万円/人から微増で推移していましたが、令和 3（2021）年度には 76.2 万円/人に上昇しました。



■歳入・歳出の推移

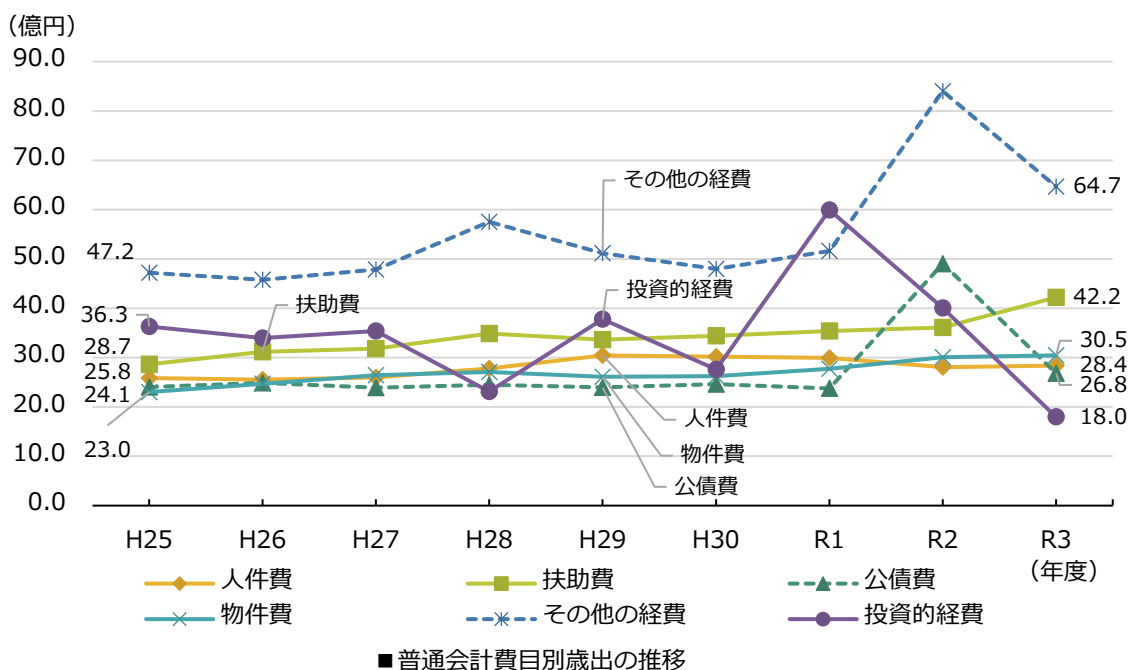
資料：人口は住民基本台帳（各年 1 月 1 日）、歳入・歳出は庁内資料

- 近年の項目別の歳入状況を見ると、地方税は、30 億円前後でほぼ横ばいであるのに対して、地方交付税は緩やかに減少傾向にありましたが、令和3（2021）年度には平成25（2017）年度と同程度まで回復しています。また、地方債は令和元（2019）年度には36.3 億円まで急増しましたが、令和3（2021）年度には14.1 億円となっています。
- 国・県の支出金は、各年41 億円前後で推移していましたが、令和2（2020）年に83.4 億円まで急増しており、令和3（2021）年度には56.6 億円となっています。



資料：各年度の杵築市決算状況

- 費目別歳出の推移を見ると、投資的経費が令和元（2019）年度に59.9 億円で最も多くなっていますが、令和3（2021）年度には18.0 億円となっています。
- 義務的経費である扶助費は、変動は小さいものの30 億円を越え緩やかに増加する傾向が見られ、令和3（2021）年度42.2 億円となっています。また人件費は30 億円をやや下回る額ですが、微増傾向で推移しています。



資料：各年度の杵築市決算状況

2) まちづくり活動

- 本市では、地区ごとのさまざまな課題にきめ細かく対応していくため、地域住民が主体となって活動する住民自治協議会が市内に13地区組織され、それぞれまちづくり計画の策定やさまざまなイベント等に取り組んでいます。
- このほか、地域おこし協力隊の活動、NPO法人の活動、杵築市女性団体等の連絡会議の活動、まちかど交流サロンの設置等によるさまざまな分野における諸活動が行われ、また、市としても個性と魅力あるまちづくりを目指して、杵築ブランド「きつきのきづき」の認定、地域商社「株式会社きっとすき」設立によるブランド事業展開、「おかえりの唄」を活用した市のシティプロモーション等の取り組みを進めています。

3) 新たなプロジェクト

- 現段階で検討が進められている大規模なプロジェクトとして、市による新たな工業団地開発となる八坂・東地区工業団地整備事業と、大分県と関連企業により大分空港の「宇宙港」化が進められており、本市においても波及効果が期待されます。

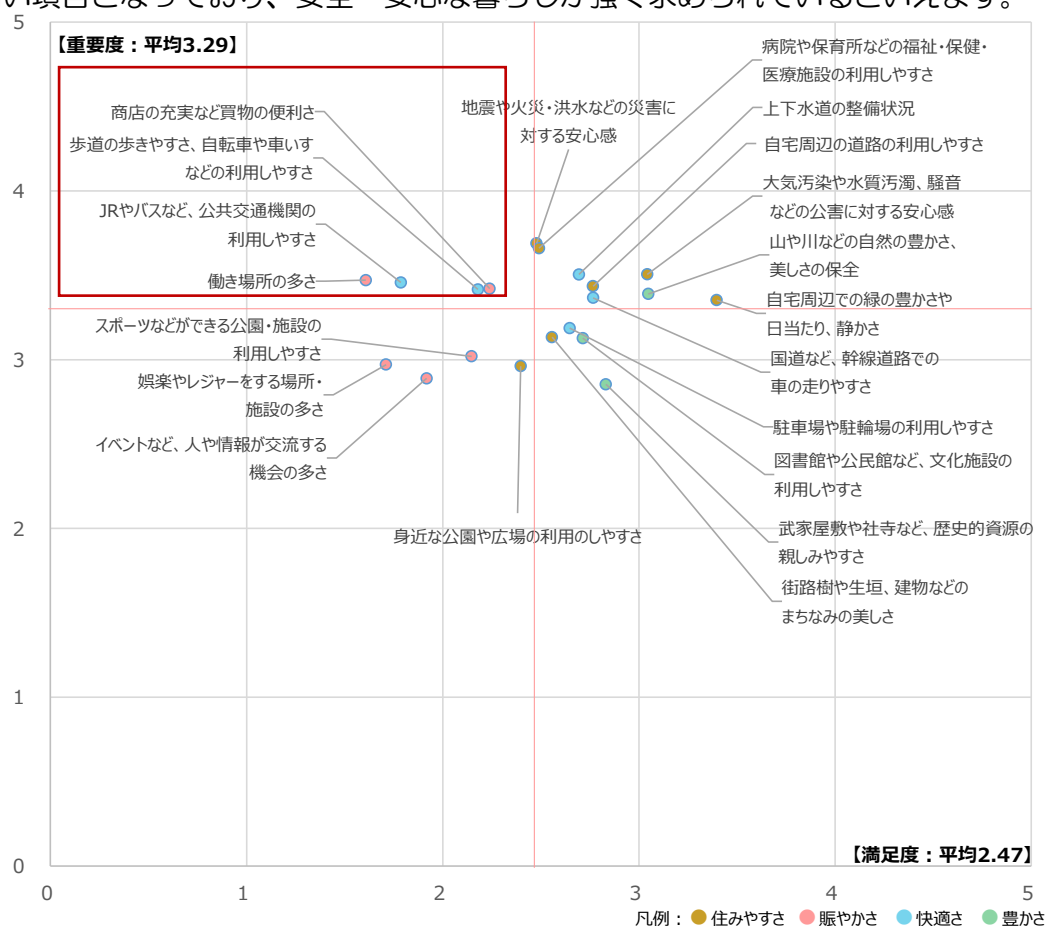
4. 市民アンケート調査

(1) 調査の概要

調査の対象	杵築市に居住する満 18 歳以上の市民 2,500 名						
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出						
調査方法	郵送による配布・回収						
調査期間	令和 3 (2021) 年 9 月 3 日 (金) ~9 月 24 日 (金)						
回収数	877 票	有効 回収数	877 票	回収率	35.1%	有効 回収率	35.1%

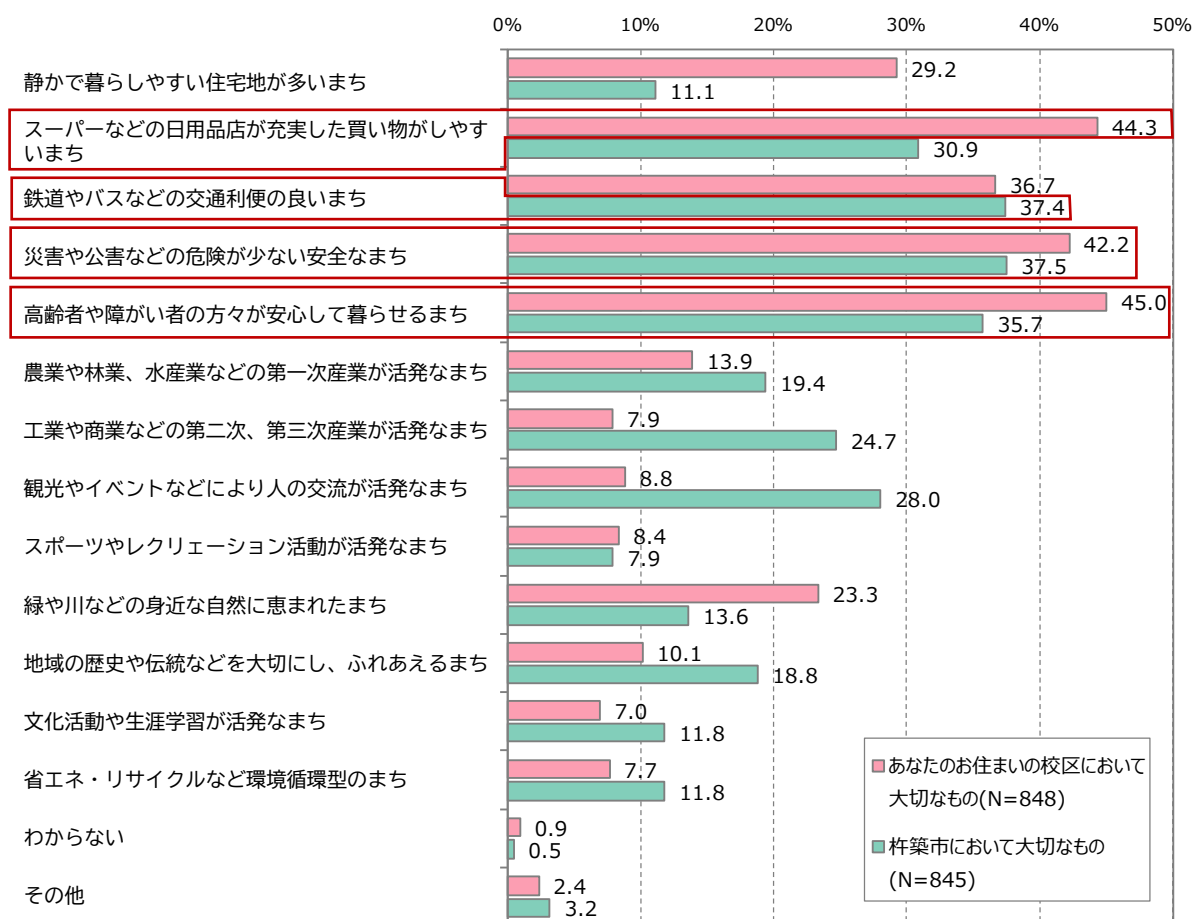
(2) 現在の生活環境に対する満足度・重要度

- 「働き場所」、「公共交通の利用」、「歩道の利用」、「買い物の利便」については、満足度は低く、重要度は高い項目となっていることから、生活の利便性や働く環境の確保、交通環境の整備等に強い要望があると考えられます。
- 「災害に対する安心感」、「医療施設の利用」については、満足度は平均的ですが、重要度は最も高い項目となっており、安全・安心な暮らしが強く求められているといえます。



(3) まちの将来像

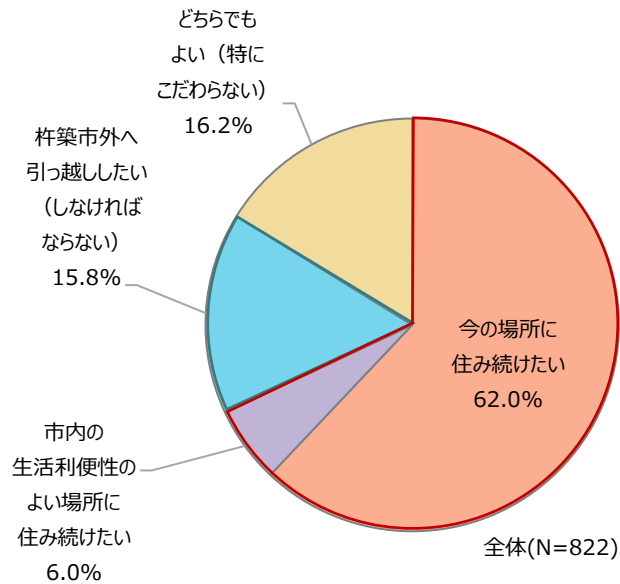
- 市全体においては、「災害や公害などの危険が少ないまち」「交通利便の高いまち」「高齢者や障がい者が安心して暮らせるまち」を望む声が多いことから、誰もが安全・安心に暮らすことができ、交通利便性の高いまちづくりが求められています。
- 居住地においては、「高齢者や障がい者が安心して暮らせるまち」「買い物がしやすいまち」「災害や公害などの危険が少ないまち」を望む声が多いことから、誰もが安全・安心で便利に暮らすことができる地域づくりが求められています。



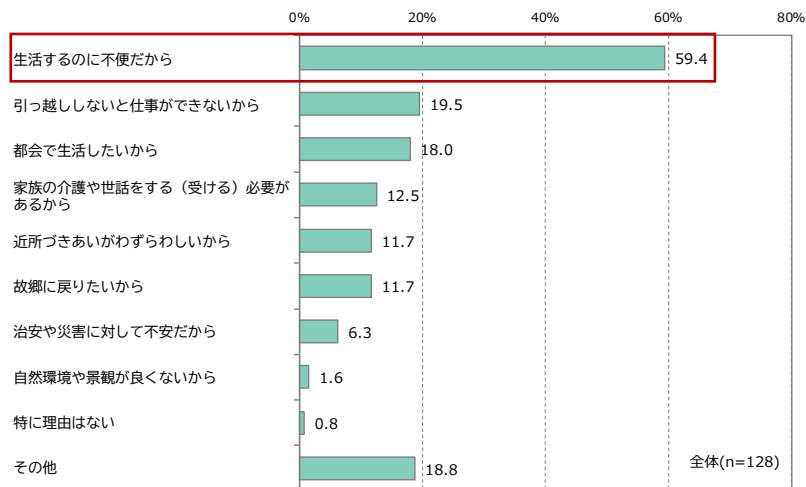
■ まちの将来像

(4) 今後の居留意向

- 約 68%が市内に住み続けたいと回答している一方、約 16%が市外に引っ越したいと考えており、そのうちの約 60%が、生活が不便であることを理由として挙げています。
- このことから、生活利便性の向上が住み続ける大きな条件となっているといえます。



■ 今後の居留意向



■ 引っ越したい(しなければならぬ)理由

5. 本市を取り巻く社会・経済状況

(1) 少子高齢化・人口減社会への対応

- 我が国は平成 20（2008）年をピークに人口減少局面に転じ、令和 35（2053）年には人口が1億人を割り込むと推計されています（社人研平成 29（2017）年推計、出生死亡中位推計による）。一方で、高齢化率は上昇を続け、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会が到来しています。
- 長期的に我が国の人口を一定水準に保つためには、女性が働きやすく、子供を産み、育てやすい環境を整備することや、高齢者が幸せな生活を送ることができるようなまちづくりの推進が求められています。

(2) 持続可能な社会の形成

- 我が国は既に人口減少局面に入っていますが、世界全体の人口は平成 22（2010）年に約 69 億人の人口が令和 32（2050）年には約 96 億人に達すると予測されており、食料・水・エネルギーに対する需要も爆発的に伸びていくことが想定されます。
- さらに、地球温暖化の進行や生物多様性の保全等、地球環境問題は深刻化の度合いを増しており、今世紀末の日本の平均気温は 4.4℃上昇するとの予測もあり、災害の激甚化に加え、安定的な水資源の確保や農業生産への悪影響も懸念されます。
- このような世界が直面する環境、政治、経済の課題に取り組む一連の普遍的目標を示すため、平成 28（2016）年に開始された持続可能な開発目標（SDGs）には、貧困等の対策、致命的な病気予防、すべての子どもへの初等教育普及等、17 の課題に関して普遍的な合意に基づく測定可能な目標値が示されています。
- 地球上の「誰一人として取り残さない」という理念の下、掲げられた経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題に対して取り組んでいくことが求められています。

(3) 大規模災害への対応

- 平成 23（2011）年3月の東日本大震災や気候変動による風水害・土砂災害の激甚化は、人々の生命財産に大きな被害をもたらしています。また、発生確率が高いといわれている南海トラフ・中央構造線断層帯を震源とした地震や津波は、発生した場合には多数の人的被害や経済的損失等、甚大な被害をもたらすと予測されています。
- このため、災害を抑制するための対策、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムの構築、平常時からの防災を意識した体制づくりや関係づくり等、防災、減災に向けて総合的な取り組みが求められています。

(4) ICT 技術の進歩による暮らしの変化

- ICT（情報通信技術）分野や AI（人工知能）分野の著しい発展により、交通、医療、教育、防災等にとどまらない、社会、生活の幅広い分野において劇的な変化がもたらされています。
- これらの技術革新を我々の暮らしや社会の向上に役立てていくことができるよう、その成果をさまざまな分野で活用していくために積極的に取り込んでいくことが課題となっています。

(5) 新たなモビリティサービス

- 高齢社会の進行に伴いこれまで自動車に依存していた交通環境から、公共交通の利便性を高める等、個別の自動車利用に依存しない交通環境へと転換していくことが課題となっています。
- こうした中、近年の情報通信技術（ICT）の活用による複数の移動サービスや手段を組み合わせるシステムである MaaS（Mobility as a Service）やデマンド交通システム、自動運転システム等の技術やシステムの開発が進められており、地域毎の交通の課題に対応した効果的な活用について検討していくことが求められています。

(6) 地域や市民が主体の取り組みの推進

- これからのまちづくりは、「まちづくりの主役は市民」との立場から、計画の段階から市民の参加を考えるとともに、市民に対し積極的な意識啓発と参加機会・情報のオープン化に努める必要があります。また、策定を通じて「市民と共に考えるまちづくり」のルール化等、継続的な市民参加を視野に入れた手法の導入が求められています。

(7) 都市計画制度等の変更

- 都市再生特別措置法による「立地適正化計画」制度が定められ、また、用途地域に「田園住居地域」が創設されています。このほか、都市再生特別措置法の改定により災害ハザードエリアの対策（防災指針の導入）や空き家対策の推進、市街地内の土地活用の推進等に関する制度が創設されています。
- 県においては、「杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の改定が行われ、「立地適正化計画」を反映した改定が行われました。
- 本マスタープランにおいては、これらの法改正等の趣旨に沿った見直しを行うとともに、本市の都市計画上の課題に対応して新しい制度の活用を図っていく必要があります。

6. 杵築市の特性とまちづくりの課題

(1) 杵築市の特性

1) 国東半島の玄関口に位置する交通拠点

- 本市は、大分市や別府市と一体となった「別府湾広域都市圏」の一角を占め、JR 日豊本線や東九州自動車道、国道 10 号等の国土交通軸が山香地域を経由しており、これから分岐して国東半島や大分空港方面に向かう交通の起点にあたり国東半島の玄関口と位置づけられます。

2) 豊かな自然や歴史文化に包まれたまち

- 伊予灘に面する白砂青松の良好な景観を有する海岸線は、海水浴場で賑わうとともに、市街地に近接する守江湾にはカブトガニが生息する等、貴重な自然環境となっています。また、丘陵地には柑橘等の果樹園地が広がる等、特徴ある里山景観に恵まれたまちでもあります。
- 「坂道の城下町」として有名な本市の市街地は、南北の高台と中央部の低地をつなぐ風情のある坂道が旧城下町地域の景観上重要な役割を果たすとともに、高台には、武家屋敷や寺院等の歴史的な建造物も数多く残されています。このほか、山香三山と呼ばれる個性的な景観を有する山香地域には多くの寺院や仏閣、遺跡等が残っており、国東半島中央部の両子山に連なる大田地域の山地部等、市全体が自然と歴史が溶けあった地域となっています。

3) 少子・高齢化の進行と社会減の傾向

- 本市の人口は、平成 17（2005）年前後に増加がみられたものの、長期的には減少傾向で推移しており、近年ではその傾向が強まっています。また、高齢化が進行して、令和 2（2020）年には高齢化率 38.7%となっているほか、年少人口や生産年齢人口もの転出超過傾向が続く等、減少する傾向にあります。

4) 産業の特性

- 本市の産業は農業をはじめとする第 1 次産業が主で、瀬戸内式特有の温暖な気候の恩恵を受けて海岸地帯から中山間地までの多様な地形で農業が営まれ、施設栽培のハウスみかん、いちご、小ねぎ等が主要な品目として、県内有数の産地を形成しています。その他にも守江湾での牡蠣の養殖や別府湾で採れるハモ・ちりめん等の水産物等、高品質・多品種の第 1 次産業を特徴としています。
- また、大分空港と大分市・別府市の中間に位置するという好条件から、かつては半導体を中心とした製造業が盛んに進出したり、観光客が空港と別府・湯布院の移動の間に立ち寄ったりと賑わいを見せていました。しかしながら、生産拠点の海外転換のあおりを受けた事業・工場の撤退により、厳しい局面を迎えています。

5) 地域の自主性に支えられたまちづくり活動が活発なまち

- 市内には自治会や公民館を母体とした 13 の地区自治協議会が構成され、それぞれ地域の課題の発見とこれを踏まえたまちづくりの取り組みが行われています。また、NPO 法人によるまちづくりや福祉等への取り組み、女性の活躍の場の活性化に向けた取り組み等、自主的な活動が活発に行われています。

6) 新たなプロジェクトの動き

- 八坂・東地区において新たな工業団地の開発計画が進められています。
- また、大分県と関連企業との間で大分空港における水平式宇宙船の「宇宙港」化が進められており、本市においてもさまざまな関連企業の立地が期待されています。

(2) まちづくりの課題

1) 人口・人口流動

■ 杵築市の目指す方向性

社会・経済 情勢の 動向

- 少子高齢化・人口減少社会への対応
- まちづくりの担い手確保
- 地域や市民が主体となったまちづくりの取り組みの推進

上位・ 関連計画

- 地方への新しい人の流れをつくる（まちひとしごと）
- 時代に合った地域づくり（まちひとしごと）
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる（まちひとしごと）
- 地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり（区域マスタープラン）

■ 杵築市の現状・特性

人口

- 人口は、少子・高齢化の進行を伴いながら減少傾向
- 人口分布は、用途地域・JR 杵築駅周辺・漁港周辺・山香庁舎・大田庁舎周辺に一定の人口集積
- 中山間地では高齢化が進行、市街地部では相対的に高齢化率は低い

人口流動

- H27 から R2 において、すべての年齢階層で減少
- 社会移動では、県内市町（日出町を含む）との間で転出超過、通勤通学でも流出超過傾向
- 買い物客（買回品）は、大分・別府市のほか日出町への流出傾向が強い

地域 コミュニティ

- 地区自治協議会等の自主的なまちづくり活動の実施

財政

- R3 年度の歳入は、自主財源が 28.6%（うち地方税 11.4%）、依存財源が 71.4%（うち地方交付税 24.9%）
- 同歳出は、義務的経費が 46.3%、投資的経費が 8.5%、その他が 45.2%
- 投資的経費は、R1 年度に約 60 億円まで急増したが、R3 年度には約 18 億円となっており、扶助費が増加傾向

市民意向

- 市内に住み続けたい市民が約 68%、市外へ引っ越したい市民が約 15%、そのうち、生活が不便であることを理由としている市民が約 60%
- 地域活動等のまちづくりへの参加・協力意思がある市民が約 70%

課題 1 人口減少・少子高齢化の進行への対応

暮らしやすい生活環境づくりや地域コミュニティの維持保全による人口流出の食い止めのほか、雇用の場の確保、地域の魅力の発信、積極的な転入人口を受け入れる施策、子育てしやすい環境の確保等に取り組むことが大きな課題となっています。

まちづくり分野においても、地域ごとの個性と魅力を高める施策、市民全体にとって利便性が高く安全な地域づくり等に総合的に取り組んでいく必要があります。

併せて、これまでの行政主導ではなく、地域住民主導のまちづくりへの転換による、さまざまなまちづくりの担い手の確保と支援にも取り組んでいく必要があります。

2) 拠点形成

■ 杵築市の目指す方向性

社会・経済 情勢の 動向

- 持続可能な社会の形成
- 少子高齢化・人口減少社会への対応
- 都市再生特別措置法による立地適正化計画の導入

上位・ 関連計画

- コンパクトで暮らしやすいまち（立地適正化計画）
- 杵築地区・八坂地区：中心拠点（区域マスタープラン）
- JR 杵築駅：都市交通拠点／杵築バスターミナル：地域交通拠点（地域公共交通網形成計画）

■ 杵築市の現状・特性

土地利用

- 起伏が多い地形の中で河口部平地に市街地が形成、その他は山間部に分散して集落が形成
- 宅地の増加、農地の減少傾向の進行
- 市街地は城下町の歴史を残しつつ、行政・商業・業務等のさまざまな都市機能が集積

都市基盤

- 主な道路は、大分自動車道・大分空港道路・国道 10 号・国道 213 号を軸に、県道大田杵築線・県道藤原杵築線等により形成
- 地域間を結ぶ道路が脆弱、市街地内における道路の体系的整備の遅れ
- JR 杵築駅と中心市街地の距離が遠く、結びつきが弱い
- 街区公園に未整備箇所があり身近な生活環境での整備水準が不足

都市施設

- 杵築市街地と山香地域の中心部に行政・商業・医療・福祉・子育て支援施設等の大半が集積
- 大田地域とその他の集落地には地域住民が利用する都市機能が分布
- 幹線道路の沿道に商業施設や医療施設等が集積する傾向あり

財政

- R3 年度の歳入は、自主財源が 28.6%（うち地方税 11.4%）、依存財源が 71.4%（うち地方交付税 24.9%）
- 同歳出は、義務的経費が 46.3%、投資的経費が 8.5%、その他が 45.2%
- 投資的経費は、R1 年度に約 60 億円まで急増したが、R3 年度には約 18 億円となっており、扶助費が増加傾向

市民意向

- まちづくりにおける問題として、「買い物ができる場所が少ない」が約 40%、「医療施設が身近に少ない」が約 30%
- 市街地整備・土地利用の重点取り組みとして、「空き家・空き地の活用」が約 42%、「JR 杵築駅周辺の玄関口としての整備」が約 31%

課題 2 効率的な市街地の形成

JR 杵築駅周辺地区は、国東半島の玄関口として交通結節拠点と位置づけ、バス乗換、商業業務、宿泊等の都市機能が充実した市街地づくりとともに、中心市街地と結ぶ移動ニーズに合わせた公共交通ネットワークの充実を図る必要があります。

また、杵築インターチェンジ周辺地区は、主要地方道大田杵築線の整備に伴い住宅地の開発が進むとともに、立地適正化計画において新たな市街地として居住誘導区域や都市機能誘導区域が指定されたことから、中心市街地との機能分担の明確化によりその実現を図っていく必要があります。

3) 産業振興

■ 杵築市の目指す方向性

社会・経済
情勢の
動向

- 中心市街地の空洞化への対応
- ICT 技術の活用による地域産業の活性化

上位・
関連計画

- 杵築インターチェンジ周辺や原南工業団地周辺：産業機能集積拠点（区域マスタープラン）
- 杵築城から北台・南台地区、杵築市役所周辺に至る一帯等：観光・交流拠点（区域マスタープラン）
- 地域における安定した雇用の創出（まちひとしごと）

■ 杵築市の現状・特性

産業

- 城下町周辺に観光関連商業・小売業が集積、幹線道路沿道における沿道型施設の立地が進行
- 2箇所の工業団地に製造業の立地が進行
- 農林業は、起伏が多い地形条件を踏まえ、果樹や園芸等が中心

新たな
プロジェクト

- 新たな工業団地プロジェクトや大分空港の「宇宙港」化プロジェクトが進行

市民意向

- 今後のまちづくりで大切なものとして、「働き場所の多さ」が約 40%
- 地域産業の重点取り組みについて、「特産品の開発・優良企業誘致による商工業振興」が約 61%、「生産基盤の充実・担い手育成や確保による農林水産業の振興」が約 57%
- 自由記述にて、働く場所・雇用の創出、企業誘致に関する記述が 55 件

課題3 産業の活性化

今後、経済活力の向上、雇用環境の改善、地元経済の拡大という好循環を実現させていくため、製造業や流通関連産業の誘致に加え、観光の活性化による市外からの交流人口の確保、特産品化や大規模化、効率化による農林水産業の活性化等、多様な産業による総合的な活性化が必要です。

さらに、既存産業の活性化に加え、これから進行する新たなプロジェクトの進行や ICT 技術の活用といった、産業の新たな施策についても推進する必要があります。

また、産業の活性化のためには、これを支える基盤である道路・交通体系の整備もあわせて必要です。

4) 交通体系

■ 杵築市の目指す方向性

社会・経済
情勢の
動向

- 新たなモビリティサービスの推進
- 高齢化への対応
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出（まちなかウォークブル）の推進

上位・
関連計画

- 地域住民と事業者と行政の協働による持続可能な「つかう・つなぐ・つづける」地域公共交通（地域公共交通網形成計画）
- JR 杵築駅：都市交通拠点／JR 中山香駅・杵築バスターミナル・大田庁舎：地域交通拠点／鉄道・民間路線バス：都市間連携軸／コミュニティバス幹線：地域拠点連携軸

■ 杵築市の現状・特性

都市基盤

- 主な道路は、東九州自動車道・大分空港道路・国道 10 号・国道 213 号を軸に、県道大田杵築線・県道藤原杵築線等により形成
- 地域間を結ぶ道路が脆弱、市街地内における道路の体系的整備の遅れ
- JR 杵築駅と中心市街地の距離が遠く、結びつきが弱い

交通環境

- 鉄道は、JR 日豊本線が市の西部を南北に縦断、市内には 3 駅立地、利用者はやや減少傾向
- 市街地内の一部路線バスで利用者が増加、利用者総数は減少傾向
- コミュニティバスの利用者は減少傾向

市民意向

- まちづくりにおける問題として、「公共交通が不便」が約 47%
- 道路交通網の整備の重点取り組みとして、「狭あい道路解消に向けた身近な生活道路の整備」が約 40%、「安心して歩ける歩道の整備」が約 39%
- 公共交通網の重点取り組みとして、「コミュニティバスの利便性の向上」が約 43%

課題 4 市民が自由に行動できる交通環境の形成

バスやタクシー等の二次交通の利便性確保、交通結節点にふさわしい駅周辺の都市的土地利用の促進等、利用者が便利で快適に利用できる環境づくりを行う必要があります。

市街地中心部は、歩いて楽しむまちとして安全性や魅力を高めていくとともに、市内各地域から気軽に訪れることができるよう、地域間を連携する公共交通の利便性を高めていくことが必要です。この際、高齢化の進行等を踏まえバス利用環境の向上や新しい交通システムの運用等により、自家用車に過度に依存しない交通手段や交通システムの導入等により、すべての市民が自由に移動できる交通環境への転換を図っていく必要があります。

5) 災害

■ 杵築市の目指す方向性

社会・経済
情勢の
動向

- 大規模災害への対応
- 都市再生特別措置法改定による災害ハザードエリアへの対策（防災指針の導入）

上位・
関連計画

- 安全な暮らしを守る（まちひとしごと）
- 未来につなぐ安全な住みやすいまちづくり（立地適正化計画）
- 安心して暮らしやすいまち（立地適正化計画）

■ 杵築市の現状・特性

防災

- 八坂川・高山川周辺、石丸川と桂川の合流地点付近に浸水想定区域が指定
- 起伏が多い地形特性から、市内各所に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が指定
- 海拔 8m 未満の地域に津波浸水想定区域が指定
- 杵築市街地周辺、山香地域、大田地域の谷部にため池が多数存在

市民意向

- 今後のまちづくりで大切なものとして、「災害に対する安心感」が約 38%
- まちの将来像として、「市外や公害などの危険が少ないまち」が約 41%
- 防災の重点取り組みについて、「洪水等を防ぐ河川整備」が約 36%、「土砂災害対策の推進」が約 33%

課題5 地域の特性を踏まえた災害への対応

本市は、地形的な特性から杵築市街地やその周辺部においては、津波や河川洪水、土砂災害の危険性が高い地区が分布しており、また、山香地域、大田地域では洪水や土砂災害の危険地域が分布していることから、災害の特性、地域の特性に対応した防災対策を行うことや、災害の発生を想定した都市機能や土地利用の適正配置等を進める必要があります。

特に、市内の限られた平野部に広がる市街地は、八坂川、高山川に挟まれ、それぞれ洪水の危険性や津波の浸水が想定されていることから、台地状の地形を活かす等、市街地活性化とリンクした防災対策を図る必要があります。

6) 歴史・自然資源等

■ 杵築市の目指す方向性

社会・経済
情勢の
動向

- 少子高齢化や人口減少社会への対応
- 地域や市民が主体となったまちづくりの取り組みの推進

上位・
関連計画

- 山・川の自然やカブトガニと出会い 歴史が息づく ほっとするまち きつき（環境基本計画）
- 城下の営みにみる歴史的風致／寄港の道しるべにみる歴史的風致／水利への知恵と信仰にみる歴史的風致／とうや行事にみる歴史的風致（歴史的風致維持向上計画）

■ 杵築市の現状・特性

歴史・
自然

- 杵築城や旧城下町に旧武家屋敷群が分布、市内のほぼ全域に古墳や神社仏閣が点在
- 国東半島の変化に富んだ自然環境、別府湾に面した良好な海岸線等の自然資源

市民意向

- 自然環境の保全・整備の重要取り組みについて、「山や植林地、河川沿いの緑の保全」が約 49%
- 景観の保全・形成の重要取り組みについて、「山なみや河川、海など自然景観の保全」が約 42%、「歴史的な遺産と歴史的なまちなみの保全」が約 34%

課題 6 歴史的資源、自然資源等の保全と活用

杵築城及び旧城下町に広がる旧武家屋敷群や市内の全域に広がる古墳や神社仏閣等の歴史資源は、次世代に継承する遺産としてその保全を図るとともに、杵築市らしさと魅力を発信できる資源として広く市内外へのアピールを行っていくことを通して、市の活力の維持向上を図っていく必要があります。

国東半島の変化に富んだ自然環境や伊予灘・別府湾に面した良好な海岸線等の自然資源は、その保全を図るとともに自然に親しむ活動空間として周辺都市とも連携した活用について検討を行っていく必要があります。

1. まちづくりの基本理念

本市は、国東半島の南部に位置し、別府湾広域都市圏に含まれる個性ある歴史と変化に富んだ自然につつまれた穏やかで落ち着いたまちです。

しかし、近年、人口の減少傾向が続き、少子・高齢化ばかりでなく、転出する年齢層が高齢者を除くほぼすべての年齢層に及ぶ等、今後一層深刻化することが懸念されます。

一方、本市を取り巻く社会経済の状況は、全国レベルの人口の減少や少子高齢化の傾向、各地における大規模な自然災害の頻発、地球環境の持続的な発展に向けた世界的な取り組み、ICT（情報通信技術）のさまざまな分野への浸透がもたらすこれまでの社会制度の革新等、前回「都市計画マスタープラン」策定時以降、時代環境が大きく変化する過程にあります。

本市では、人口の減少を食い止めることに全力を注いでいくことが急務であり、まちづくりの分野においても歴史・文化や自然の資源、拠点的な交通施設の分布等、本市が持つ特色を活かしながら、働く場の確保、移住・定住の促進、総合的な都市環境の整備等、積極的に取り組んでいくことが求められています。

このような中、本市においては、都市の特性や課題、時代の変化をふまえながら、本市にふさわしい魅力的なまちづくり、機能的なまちづくり、良好な生活環境づくりを進めていくことによって、すべての世代が安全で快適な暮らしを実現することを基本理念とします。

2. まちづくりの将来像

（1）広域的な位置づけ

本市は、大分県都市計画の方針において別府湾広域都市圏に含まれています。都市圏では「人がつながる、自然がつながる、活力が満ちる、輝きの湾岸都市圏づくり」をめざすこととされ、また、日出町、国東市とともに「職住近接の多様なライフスタイルの実現を可能にする生活都市圏の形成を図る」こととされています。また、「杵築都市計画区域マスタープラン」においては、「良好な歴史遺産や海岸線等の自然環境を活かし特色とゆとりある生活都市の形成を目指す」とされています。

このような県土における位置づけを踏まえながら、ベッドタウンや工場、空港等の特色をもった日出町、国東市に挟まれるなかで、本市は、歴史や自然の資源に加え、交通拠点が位置するという特性や相対的に都市的土地利用が可能な土地がまとまっているという土地条件を活かして、さまざまな都市機能が立地する都市圏における「個性と活力に満ちた生活都市」と位置づけます。

(2) まちの将来像

「第2次杵築市総合計画基本構想」による「人・自然・文化が調和した 安心・安全で活力あふれるまち」と、本市の特性や課題及び広域的な位置づけ等を踏まえたまちの将来像を設定します。

そこで本市では、自然・歴史・文化資源の保全・活用と都市活力の向上により、杵築市らしさと賑わいを感じることができ、落ち着きとゆとりある生活環境の実現を目指し、まちの将来像を次のように設定します。

自然・歴史・文化と都市の活力が調和した 住み良さを実感できるまち

3. まちづくりの目標

まちの将来像の実現に向けたまちづくりの目標は以下の通りとします。

目標 1

【拠点形成】地域特性を活かした魅力と賑わいのあるまちづくり

- 市の中心部や地域の拠点周辺においては、生活に必要な各種都市機能の維持・集約を図るとともに、固有の地域特性を活かし「住み続けてよかった」「住んでみたくなる」魅力あるまちづくりを目指します。

目標 2

【交通】交通拠点を活かした拠点・地域間が連携するまちづくり

- JR 杵築駅や大分空港道路杵築インターチェンジ、杵築バスターミナル等の交通拠点を活かし、拠点間や地域間が相互に連携するネットワークの形成を目指します。

目標 3

【産業】活力ある産業活動を支えるまちづくり

- 企業誘致のための受け皿となる産業用地の確保、商店街の活性化、農林水産物や特産物の高付加価値化の取り組み、円滑な流通を支える道路体系の整備、外部への発信力の強化等により、産業活動の活力の向上を目指します。

目標 4

【歴史・自然】歴史や自然等の「杵築市らしさ」を活かしたまちづくり

- 先人達が築いた文化の蓄積を保存・継承し、そのうえで新たな地域固有の景観や文化を創造し、未来に引き継ぐことが求められており、“まちの個性”を尊重した「杵築市らしさ」のあるまちづくりを目指します。
- 海岸線、市街地、田園、山地と続く変化に富んだ景観と豊かな水と緑を提供する本市固有の自然資源の保全と活用を目指します。

目標 5

【安全・安心】市民の安全・安心を守るまちづくり

- 豪雨や台風による八坂川、高山川や石丸川等の増水による浸水や内水被害及び丘陵部、山地部における土砂災害の危険性に加え、南海トラフ地震による津波災害等のさまざまな災害に対応した防災・減災対策まちづくりにより、市民生活の安全・安心の確保を目指します。

目標 6

【協働】市民・事業者・行政が共に創るまちづくり

- 本市が目指すべき将来ビジョンを共有し、自助・共助・公助の精神を醸成しつつ、市内で暮らし営むすべての人が協力し合いながら共に創り上げるまちづくりを目指します。

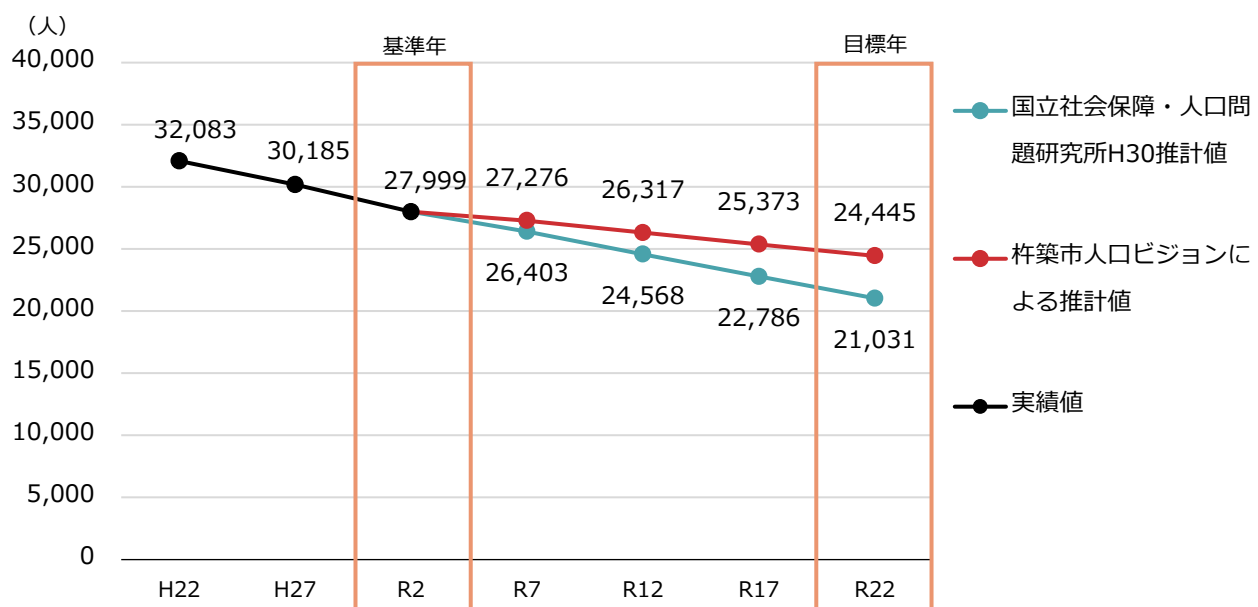
第3章

まちづくりの基本的な方針

4. 将来人口の目標

第2期杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略における杵築市人口ビジョンでは、「令和 7（2025）年以降合計特殊出生率を国立社会保障・人口問題研究所による設定値の3割増し、また社会動態を毎年 26 人増加として推計」した結果、令和 22（2040）年には 24,445 人と推計されていることから、本マスタープランにおいても、20 年後の目標人口を 24,445 人として設定します。

ただし、国立社会保障・人口問題研究所による推計（平成 27（2015）国勢調査に基づく平成 30（2018）年推計）では、令和 2（2020）年 28,297 人と推計されていましたが、令和 2（2020）年国勢調査では、27,999 人と国立社会保障・人口問題研究所による推計を下回る結果となったため、新たに推計される値は、杵築市人口ビジョンの目標値を下回る可能性があります。



■ 杵築市人口ビジョンによる推計値

※人口ビジョンの推計方法：R7 以降合計特殊出生率を社人研推計値の3割増し、及び社会動態を毎年 26 人増加として推計

【まちの将来像】

自然・歴史・文化と都市の活力が調和した住み良さを実感できるまち

まちづくりの目標

目標1 地域特性を活かした魅力と賑わいのあるまちづくり 【課題1】【課題2】【課題3】【課題4】【課題6】

●市の中心部や地域の拠点周辺においては、生活に必要な各種都市機能の維持・集約を図るとともに、固有の地域特性を活かし「住み続けてよかった」「住んでみたくなる」魅力あるまちづくりを目指します。

目標2 交通拠点を活かした拠点・地域間が連携するまちづくり 【課題2】【課題4】

●JR 杵築駅や大分空港道路杵築インターチェンジ、杵築バスターミナル等の交通拠点を活かして、拠点間や地域間が相互に連携するネットワークの形成を目指します。

目標3 活力ある産業活動を支えるまちづくり 【課題1】【課題3】

●産業用地や円滑な流通経路の整備等による企業誘致の受け皿を確保しつつ、商店街の活性化や特産物の高付加価値化、情報発信力の強化等、ハード・ソフト両面からの産業活動の活力向上を目指します。

目標4 歴史や自然等の「杵築市らしさ」を活かしたまちづくり 【課題6】

●先人達の文化の蓄積を保存・継承しつつ、新たな地域固有の景観や文化を創造することで、“まちの個性”を尊重した「杵築市らしさ」を未来に引き継ぐまちづくりを目指します。
●海岸線、市街地、田園、山地と続く変化に富んだ景観と、豊かな水と緑を有する本市固有の自然資源を活かしたまちづくりを目指します。

目標5 市民の安全・安心を守るまちづくり 【課題5】

●豪雨や台風による八坂川、高山川や石丸川等の増水による浸水や内水被害及び丘陵部、山地部における土砂災害の危険性に加え、南海トラフ地震による津波災害等のさまざまな災害に対応した防災・減災対策まちづくりにより、市民生活の安全・安心の確保を目指します。

目標6 市民・事業者・行政が共に創るまちづくり 【課題1】【課題2】【課題5】

●本市が目指すべき将来ビジョンを共有し、自助・共助・公助の精神を醸成しつつ、市内で暮らし営むすべての人が協力し合いながら共に創り上げるまちづくりを目指します。

まちづくりの課題

課題1 人口減少・少子高齢化の進行への対応

- 暮らしやすい生活環境づくりや地域コミュニティの維持による人口流出の食い止め
- 雇用の場の確保、地域の魅力発信、積極的な移住受け入れ、質の高い子育て環境の確保
- 地域の個性と魅力を高め、利便性の高い安全な地域づくりに向けた総合的な取り組み
- 地域住民主導のまちづくりへの転換によるさまざまなまちづくりの担い手確保と支援

課題2 効率的な市街地の形成

- JR 杵築駅周辺地区：バス乗換利便、商業業務、宿泊等の都市機能が充実した市街地づくりと中心市街地への移動ニーズに合わせた公共交通ネットワークの充実
- IC 周辺地区：中心市街地との機能分担の明確化による都市機能誘導区域の形成

課題3 産業の活性化

- 製造業等の誘致、市外からの交流人口の確保、特産品化や大規模化、効率化による農林水産業の活性化等、多様な産業による総合的な活性化
- 新たなプロジェクトの進行、ICT 技術の活用による産業の新たな施策の推進
- 産業の活性化を支える道路・交通体系の整備

課題4 市民が自由に行動できる交通環境の形成

- JR 杵築駅：公共交通の利便性確保と交通結節点にふさわしい都市的土地利用の促進
- 市街地中心部：歩いて楽しむまちとして安全性や魅力の向上
- 地域間を連携する公共交通の利便性の向上と車に過度に依存しない交通手段や交通システム等、すべての市民が自由に移動できる交通環境への転換

課題5 地域の特性を踏まえた災害への対応

- 災害の特性、地域の特性に対応した防災対策
- 災害の発生を想定して都市機能や土地利用の適正配置等
- 台地状の地形を活かす等、市街地活性化とリンクした防災対策

課題6 歴史的資源、自然資源等の保全と活用

- 杵築城周辺の旧武家屋敷群や市内の全域の古墳や神社仏閣等の歴史資源については、次世代に継承する遺産として保全と、本市の魅力を発信できる資源として広く市内外へのアピールを行っていくことを通した市の活力の維持向上
- 自然資源は、豊富な自然の保全と自然に親しむ活動空間としての活用

5. 市全域の将来都市構造

広域都市圏の圏域構造、本市のまちの将来像を踏まえ、地域における機能分担を示す4つのゾーンとまちづくりの骨格となる拠点や軸によって構成される、全市的な将来都市構造を設定します。

(1) ゾーンの設定

本市における機能分担を明確化し、地域の特性に応じた個性的で魅力的な生活空間を実現するため、市内を次のとおり4つのゾーンに区分します。今後の整備または保全の施策展開にあたっては、このゾーニング設定を尊重し、各ゾーンで求められる機能に見合った展開を進めます。

ゾーン名称	該当箇所	整備の方針
都市生活ゾーン	既成市街地、 JR 杵築駅周辺	住む、働く、憩う等の都市的生活を充足するとともに、鉄道駅や幹線道路等による交通利便性を活かした都市的サービスを提供する役割を果たし、快適で魅力的な生活環境の形成を図ります。
近郊生活ゾーン	都市生活ゾーンを取り囲む田園集落地	特色ある農業や漁業生産が展開される田園と良好な住環境等が調和した空間を目指します。
緑地環境ゾーン	都市生活ゾーン以北の山地一帯	両子山に連なる山地の特性を活かし、自然環境の保全を基本に農林業の振興と田園環境に囲まれた住環境とが調和した環境形成を進めます。
海辺保全・活用ゾーン	伊予灘・守江湾等を臨む海岸部とその周辺一帯	海の持つ特性を活かし、レクリエーション・リゾート機能の強化等により、防災に配慮しながら住環境と自然環境が調和した健康をテーマとした地域活性化を進めます。

(2) 拠点・軸の配置

本市の骨格を形成する拠点・軸について以下の通り設定します。

拠点名称	該当箇所	整備の方針	設定の考え方
中心拠点	杵築	行政機能、商業・業務機能、観光・交流機能、交通結節機能が集積する都市拠点と位置づけ、本市の中核を担う中心拠点としての整備を推進します。	既に都市機能が集積している地区及び「立地適正化計画」等で都市機能誘導区域と位置づけられた地区を設定
サブ拠点	八坂	本市及び国東半島の玄関口となる場所として、一定の都市機能の集積を図り、鉄道及びバス等の交通結節機能の強化による交通利便に優れた拠点形成を推進します。	特急停車駅として結節機能を有しており、「立地適正化計画」等において都市機能誘導区域と位置づけられて地区を設定
地域拠点	山香、大田	地域住民の日常生活を支える地域拠点として位置づけ、生活サービス機能の既存ストックを活用した市民サービスに必要な施設の充実と拠点間ネットワークの強化を推進します。	市役所分庁舎が立地し、地域において中心的な役割を果たしている地区を設定
生活拠点	溝井、片野、守江奈多、立石	都市中心拠点との機能分担を図りつつ、地域住民の日常生活を支える都市機能の配置を推進します。	地域において小学校その他の都市機能が立地し、地域生活の拠点として機能している地区を設定
工業拠点	杵築インターチェンジ周辺 原南工業団地 速見インターチェンジ周辺 八坂・東工業団地	各拠点との連携強化や幹線道路の整備を図り、企業にとって魅力のある工業地の形成を推進します。	工業団地が整備された地区（計画を含む）を設定
水産拠点	《漁港》 奈多漁港、美濃崎漁港 加貫漁港 《港湾》 守江港守江泊地 守江港灘手泊地 守江港納屋泊地	水産業を支える漁業基地として、また海上交通の拠点として、上記各拠点との連携強化や幹線道路の整備による効率的な産業活動を推進します。	漁港、港湾が位置する地区を設定
緑の拠点	杵築市総合運動公園 杵築市福祉公園 城山公園、奈多公園 住吉公園 甲尾山公園 海浜公園 横岳自然公園 るるパーク (大分農業文化公園)	レクリエーション機能の充実と連携強化を図ります。	都市計画公園のうち街区公園以外の公園（近隣公園、総合公園、特殊公園）及びその他の地域を代表する公園を対象に設定

軸名称	該当箇所	整備の方針
広域連携軸	JR 日豊本線 東九州自動車道（宇佐別府道路） 日出バイパス 大分空港道路	国土軸と位置づけられる特急が経由する鉄道及び大分空港や九州各地との広域的な都市活動を連携する自動車専用道路は、広域連携軸として位置づけ、各駅やインターチェンジへのアクセス性の向上と周辺の土地活用を推進します。
地域連携軸	国道 10 号、国道 213 号 主要地方道大田杵築線 県道藤原杵築線 県道新城山香線（市道日出大田線）	本市と隣接する都市間を連携する道路及び市内の中心拠点、地域拠点間を連携し、本市の骨格を形成する道路を地域連携軸として位置づけ、道路機能と連携機能の強化を図ります。
産業軸	主要地方道大田杵築線（杵築インターチェンジ以南） 県道日出真那井杵築線 都市計画道路 3.4.2 据場祇園線	都市拠点と各産業拠点を結ぶ路線については、産業軸として位置づけ、円滑な交通動線を支える道路としての整備を推進します。

6. 市街地の将来都市構造

さまざまな都市機能が集積する市街地について、都市機能別のエリア区分を行うとともに、市街地における骨格となる都市軸及び水辺軸の配置からなる市街地構造の将来のあり方を示します。

(1) 中心拠点・サブ拠点

拠点名称	整備の方針
中心拠点	杵築市街地から杵築インターチェンジ周辺にかけては、商業・業務機能の他、行政機能、医療福祉機能、教育機能等の集積を図ります。 城下町エリアは、「坂道の城下町」である特色を最大限に活かし、賑わいと歴史の共存する市街地づくりを推進します。 周辺の都市生活エリアでは、都市基盤の充実による居住環境の向上を図り、活力のある市街地づくりを推進します。
サブ拠点	JR 杵築駅周辺エリアは、国東半島の玄関口と位置づけられる交通結節点を核として、商業・業務、宿泊、医療等の都市機能及び住宅の立地を誘導します。

(2) その他の拠点との連携

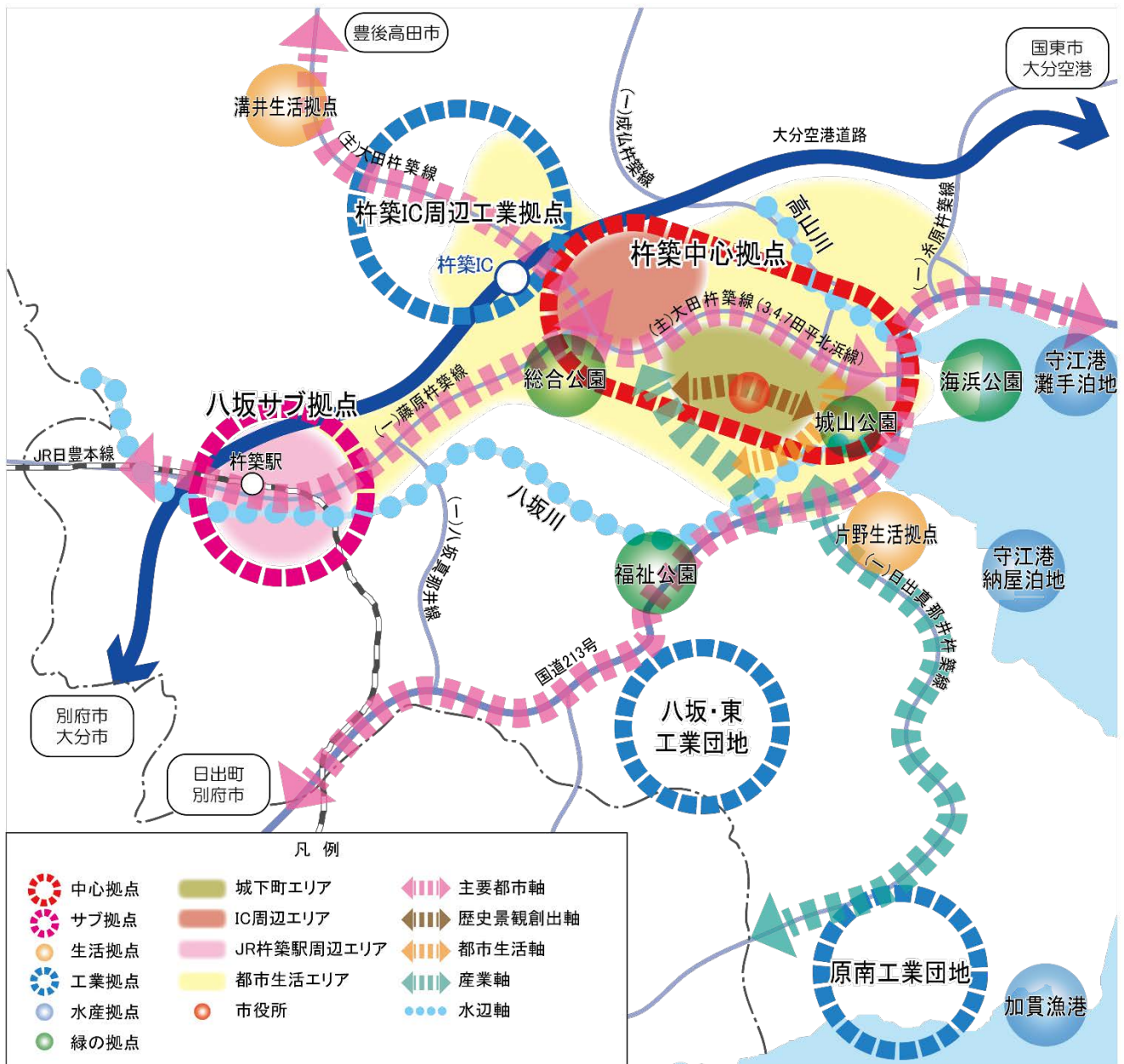
拠点名称	整備の方針
生活拠点	市街地に近接する溝井、片野の生活拠点は、中心拠点やサブ拠点との交通連携を図ることにより、都市の一体性を確保します。
その他の拠点	将来都市構造で示した「工業拠点」、「水産拠点」、「緑の拠点」については、市街地との産業活動や経済活動等の機能連携を図ることにより、都市としての魅力向上と活力維持を推進します。

(3) 都市軸

軸名称	整備の方針
主要都市軸	国道 213 号、主要地方道大田杵築線、都市計画道路 3.4.7 田平北浜線及び県道藤原杵築線については、主要都市軸として位置づけ、広域的な連携を図るとともに、中心拠点及びサブ拠点間については沿道サービス利用や市街地の一体性を確保します。
歴史景観創出軸	都市計画道路 3.4.4 宗近魚町線沿道は、歴史景観創出軸として位置づけ、都市計画道路の整備と併せて歴史的景観を創出し、賑わいのある商業・業務空間を形成します。
都市生活軸	都市計画道路 3.4.4 宗近魚町線沿道及び 3.4.1 錦城下司線（市道市駅錦城線）沿道は、都市生活軸として位置づけ、中心市街地内での日用品等を販売する商業地の形成を図ります。
産業軸	杵築インターチェンジと各産業拠点を結ぶ国道 213 号及び都市計画道路 3.4.2 据場祇園線、3.4.11 中平前大辻線、3.6.12 三川据場線及び県道日出真名井杵築線は、産業軸として位置づけ、産業拠点と杵築インターチェンジとのアクセス強化を推進します。

(4) 水辺軸

軸名称	整備の方針
水辺軸	八坂川、高山川及びその河口部の海岸線は、水辺軸として位置づけ、生き物のための自然環境の保全、市民のやすらぎの場の提供を行うとともに、別府湾広域都市圏の水辺軸の一部を構成する水と緑に親しむ空間として整備を推進します。



■市街地の将来都市構造図

1. 土地利用の基本方針

(1) 基本的な考え方

本市のまちの将来像を踏まえ、「自然・歴史・文化と都市の活力が調和した 住み良さを実感できるまち」の実現に向けた、土地利用の誘導を図ります。このため、都市活動の中心の場である市街地と農地・山林等を主体とする郊外地域の役割の明確化に努めます。

(2) 市街地と郊外地域の機能分担

1) 市街地

- 本市では現在、旧城下町周辺の市街地に用途地域が指定されていますが、加えて杵築インターチェンジ周辺地区と JR 杵築駅周辺～県道藤原杵築線沿いについても用途地域の指定について検討し、あわせて市街地形成を誘導します。ただし、新たな用途地域指定については、無秩序に市街地を拡大するのではなく、土地利用の動向を見据えた上で、必要最低限のコンパクトな市街地形成を目指します。

2) 郊外地域

- 市街地以外の地域については、郊外地域として集落地の生活環境の充実と自然的土地利用の保全を中心とした土地利用を図るものとします。
- 都市計画区域のおおむね大分空港道路以南については、自然的土地利用との調和を図りつつ、一定の都市活動が見込まれる地域として用途未指定地域の建築規制、関係機関との連携等により、集落地の整備や農地の保全、無秩序な市街化の抑制を図ります。都市計画区域外の郊外地域のおおむね大分空港道路以北については、自然的土地利用を基本に農業・林業を振興する施策を主体として土地利用の誘導を図っていくものとします。
- なお、都市計画区域の範囲については、今後の社会情勢の変化等を考慮し、大分県との協議を行い必要に応じて適宜見直しを検討していくものとします。

(3) 空間形成の方針

- 本市の都市空間の形成方針は、良好な住環境と旧城下町の歴史的環境を保全する観点から、低層・低密度を基本とし、歴史的建造物や自然との調和を図ります。
- 市街地内の幹線道路沿いは、土地の高度利用を進めますが、中層・中密度以下を基本とします。また、杵築インターチェンジ周辺地区と JR 杵築駅周辺～県道藤原杵築線沿いについても同様とします。
- その他の地域は、住宅地としての利用が主なため、市街地内、周辺集落地いずれについても、低層・低密度の空間形成を目指します。

(4) 郊外地域の土地利用の方針

1) 都市的土地利用

【地域中心拠点エリア】

- 山香庁舎周辺及び大田庁舎周辺については、地域中心拠点として位置づけ、地域住民の日常生活における生活利便施設や公共サービス施設の立地促進や機能集積を図ります。

【生活拠点エリア】

- 生活拠点エリアは、郊外地域において学校、郵便局、商業施設等の公共公益施設が集積する地区を生活拠点エリアとして位置づけ、市民生活に必要な生活便利施設の維持を図ります。

【集落エリア】

- 集落エリアは、郊外地域に形成されている集落地に位置づけ、都市計画区域の集落地においては建築規制を検討し、低層低密度な集落環境の保全を推進します。
- 併せて、集落地の生活基盤の整備を推進し、魅力ある集落環境の形成に努めます。
- 熊野地区等の郊外型住宅開発地は、集落エリアと同様に自然環境に囲まれた住宅地として良好な住環境の保全を推進します。

【公園・レクリエーションエリア】

- 公園・レクリエーションエリアは、大規模公園や住吉浜リゾート地に位置づけ、スポーツやレクリエーションの場、本市の歴史文化を感じる場、市民の憩いの場等として整備を図ります。

2) 自然的土地利用

【水辺環境保全エリア】

- 水辺環境保全エリアは、市街地に隣接する主要河川、カブトガニの生息地である守江湾の干潟、良好な景観を有する奈多海岸等の自然海岸に位置づけ、良好な水辺環境の保全を図ります。

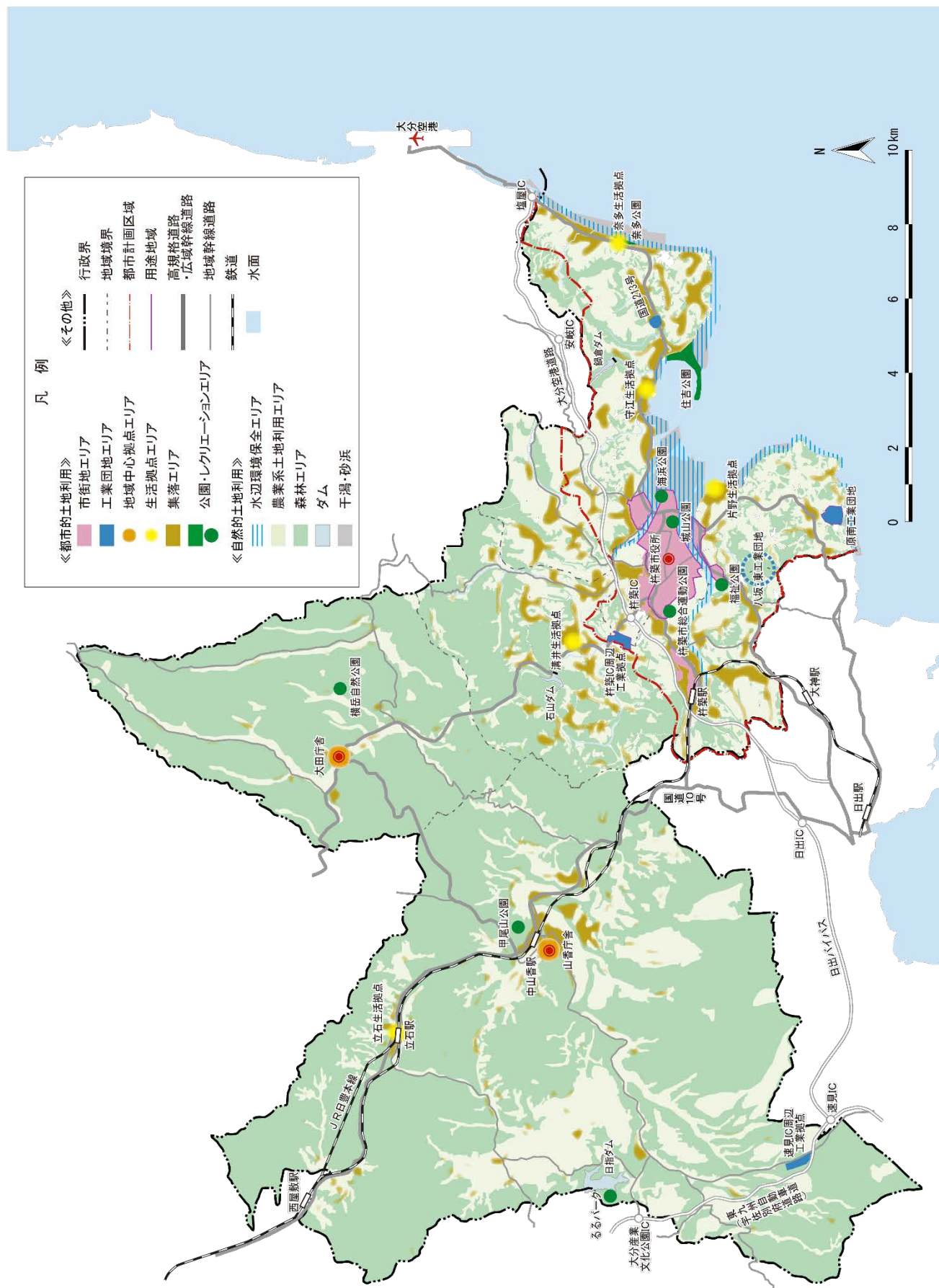
【農業系土地利用エリア】

- 農業系土地利用エリアは、水田や柑橘等の果樹園地等の農地に位置づけ、「農業振興地域整備計画」等に従って、営農の場として保全・整備を図ります。

【森林エリア】

- 森林エリアは、市北部の森林地帯を中心に既存の樹林地に位置づけ、今後も「地域森林計画」等に従って森林の適切な保全・整備を図ります。

■ 土地利用方針図



2. 市街地の整備方針

市街地として位置づける区域については、それぞれの特性に応じて必要な整備を推進します。

(1) 重点課題の解決に向けた整備

1) 土地利用の規制誘導方策の検討

- JR 杵築駅周辺～杵築インターチェンジ周辺までの地区については、現在市街化が進行しつつありますが、良好な市街地形成を図るための土地利用の規制誘導について検討を行います。
- 当該地区は、交通の利便性が高く、「立地適正化計画」等において拠点を形成する地区として位置づけたことから、用途地域への編入による良好な市街地形成を誘導することについて検討を行います。

2) 杵築市の玄関口にふさわしい整備の検討

- JR 杵築駅周辺については、駅前広場の整備や魅力的な駅前商業地の形成を図り、本市の玄関口にふさわしい整備を推進します。
- これらの整備にあたっては、駅に隣接した大規模未利用地の有効活用を図ることや地区計画の活用等、有効な事業手法について検討します。

3) 2つの市街地の結合に向けた検討

- 市街地と JR 杵築駅周辺については、市街地の連続性の確保が課題となっています。この二つの市街地を結合し、市街地としての一体化を図るため、駅から中心市街地までの案内誘導、八坂川への親水性のある遊歩道による歩行者系ネットワークの確保等、来街者の市街地への誘導方策について検討します。

4) 用途地域の見直し等の検討

- 塩田地区や南杵築地域の八坂川に面した地区及び大内地区等については、河川の氾濫や津波災害に際して大きく浸水する恐れがあることが想定されており、住宅の立地について抑制していくことが必要となっていますが、一方で JR 杵築駅や杵築インターチェンジ周辺等については、交通の利便性や地形条件等から市街化の圧力が今後高まると考えられます。このため、土地利用動向や立地条件を踏まえながら、安全な市街地形成に向けて用途地域見直し等の検討を行います。

（２）関連計画に基づく整備

１）城下町地区

- 北台・南台の武家屋敷を含む旧城下町では、「都市計画道路特殊街路の指定」（平成４（１９９２）年）、「城下町地区地区計画」（平成８（１９９６）年）、「重要伝統的建造物群保存地区」（平成２９（２０１７）年）、「杵築城跡」国指定史跡に指定（令和元（２０１９）年）、「歴史的風致維持向上計画」（令和３（２０２１）年）の策定が進められており、道路等の公共施設の整備と歴史的景観の保全・再生に向けた制度が整っています。
- 今後はこれらの制度を活用して関係者の理解を得ながら具体的な整備を推進していくこととします。

（３）地区計画による市街地の整序

１）城下町地区

- 「城下町地区地区計画」が決定されている地区については、歴史建造物の保全と城下町としてのまちなみ景観の再生の考えに基づき、建築物の意匠を含めた規制誘導を図ることで、歴史的まちなみの再生と良好な市街地の形成を図ります。

２）原南地区

- 原南工業団地を対象とした原南地区については、地区整備計画に基づき、周辺環境と調和した良好な工業地の形成を図ります。

３）既決定地区以外

- 既決定の地区計画区域以外については、すでに良好な住宅地環境が整った一団の住宅地や大規模な集落の住環境の保全、あるいは新たな市街化が想定される地区の土地利用コントロール等、土地利用上の必要性に応じて地区計画や特定用途制限地域等の導入による良好な地区環境の形成を推進します。

（４）その他の整備・誘導手法

１）新たな工業拠点の形成

- 本市では、八坂・東地区において新たな工業団地の計画が進められていますが、整備に当たっては周辺環境への配慮、円滑な交通処理、防災等に配慮するとともに、地区計画制度等を活用して良好な生産環境の形成を図ります。
- 自動車専用道路である宇佐別府道路の速水インターチェンジや周辺大分空港道路の杵築インターチェンジ周辺等については、良好な産業活動が営める場所として、工業団地の整備等により工業拠点としての魅力向上を推進します。
- また、これらの工業拠点の性格を考慮する上で、大分空港の「宇宙港」化プロジェクトの進捗を展望して、プロジェクトの効果を活用した内容とすることについて検討を行います。

2) 空き家の解消と移住・定住の促進

- 本市では、国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき平成 28 年に「空家等対策計画」を策定するとともに、「特定空家」の指定や国の「空き家対策総合支援事業」を活用した特定空家の解体、また、「空き家バンク」制度による移住、定住の促進等に取り組んでいます。
- これらの実績を踏まえて、さらに空き家バンク登録件数の拡大や移住・定住希望者への紹介等を通して、空き家の解消と新たな定住者の増加に向けた取り組みを推進します。

(5) 市街地の土地利用の配置・誘導方針

市街地については、住居系、工業系、商業系の都市的土地利用を主体とした配置・誘導を図ります。また、市街地環境の保全を図るため、公園緑地や水辺環境の保全を図ります。

1) 住居系土地利用

【歴史環境保全住宅エリア】

- 歴史環境保全エリアは、歴史の面影を残す北台・南台等の旧城下町付近を中心に配置します。ここでは、市内外の人が落ち着いた城下町の風情を感じられるよう、歴史資源の保全・整備を図ります。
- また、エリア内の歴史的建造物の多くは、今なお商店や住居としてそこに暮らす人と共に生き続けていることから、生活との調和を保ちながら歴史的遺産を保全し、良好な住環境の整備を積極的に推進するとともに、台地と谷筋からなる地形や歴史を感じさせる要素については、積極的な保全を図ります。

【住宅市街地エリア】

- 旧城下町や商業系・工業系の土地利用以外の市街地大部分については、主として住宅地としての利用を進めるエリアを配置します。
- 既存の住宅地については、都市基盤の充実と緑地、河川、海等の自然環境と調和した質の高い住環境の形成を目指します。新たな宅地開発にあたっては、低層戸建ての良好な居住環境の形成を図り、杣築らしさのある個性的な整備を誘導します。
- なお、災害レッドゾーンやイエローゾーンが指定された区域については、住宅開発の抑制を図ります。

2) 工業系土地利用

【工業団地エリア】

- 工業団地エリアは、大分空港道路杣築インターチェンジ周辺の既存の工業団地と都市計画区域南部に位置する原南地区の工業団地を位置づけます。なお、新たな工業地開発が予定されている八坂・東地区については、用途地域外となっているため、用途地域または地区計画等により土地利用や道路体系等について適切な開発となるよう誘導を図ります。
- 工業団地の周辺については、今後も公害のない先端産業等の工場を中心に企業誘致を推進します。

【工業エリア】

- 工業エリアは、比較的大きい工場や流通施設が立地する県道成仏杵築線周辺（高山川南側）と国道 213 号の沿道周辺の地区に位置づけます。県道成仏杵築線周辺（高山川南側）については、産業活動の利便性の向上を中心とする土地利用を誘導し、国道 213 号周辺の地区については、沿道以外は工業系施設を中心とした利用を図ります。

3) 商業系土地利用

- 商業系土地利用については、歴史景観形成商店街エリア及び商業業務エリアへの商業集積を積極的に誘導します。それ以外の商業系のエリアについては、市街地への商業集積を妨げないよう適切に土地利用を誘導します。

◆中心市街地において積極的な商業集積を図るエリア

【歴史景観形成商店街エリア】

- 歴史景観形成商店街エリアは、歴史的まちなみが形成され、古くから中心的な商業地であった都市計画道路 3.4.4 宗近魚町線沿いを位置づけます。
- 当エリアには、求心力のある杵築市役所が立地するとともに、南北の歴史環境保全住宅エリアを結ぶ地区であることから、都市計画道路の整備と併せて、歴史的景観を再生することで、歴史環境保全住宅エリアと調和した魅力的な商店街の形成を図ります。

【商業業務エリア】

- 商業業務エリアは、本市の中心的商業地である杵築バスターミナル周辺の都市計画道路 3.4.7 田平北浜線（主要地方道大田杵築線）沿い及び都市計画道路 3.4.1 錦城下司線沿道（北側の区間）に配置します。当エリアは、今後とも一定の集積のある商業地として、中心市街地活性化事業と連携した魅力的な商業空間の形成を推進します。

◆地域の特性に応じて適切な商業地形成を図るエリア

【サービス商業エリア】

- サービス商業エリアは、交通利便性の高い北浜の国道 213 号沿道～塩田地区周辺に配置します。
- 特に、中心市街地への商業集積及び守江湾・杵築城からの眺望景観に配慮し、高密度の商業集積ではなく、大きな駐車場をもつ郊外型の商業施設や公的施設等、自動車利用に配慮した比較的低密度の商業地の形成を図ります。

【生活商業エリア】

- 生活商業エリアは、八坂川沿いの都市計画道路 3.4.1 錦城下司線沿道に配置し、郊外地域を対象とした日用品販売を主体とする商業地の形成を誘導します。

【駅前商業エリア】

- 駅前商業エリアは、JR 杵築駅周辺に配置します。
- 周辺市街地からの買物利用や駅利用者のための商業集積を誘導するとともに、本市の玄関口としてふさわしい個性的な駅前空間の形成を図ります。

【杵築インターチェンジ周辺エリア】

- 杵築インターチェンジ周辺エリアは、主要地方道大田杵築線（都市計画道路 3.4.11 中平前大辻線）と県道藤原杵築線（3.4.7 田平北浜線）の交差点周辺に配置し、商業業務機能、行政・医療福祉・文化機能が集積する新しい拠点の形成を図ります。

【沿道サービスエリア】

- 沿道サービスエリアは、国道 213 号沿道に配置します。
- 中心商業地への商業集積に配慮し、積極的な商業集積を図るのではなく、自動車利用者を対象としたガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の小規模な店舗と住宅が共存する土地利用を誘導します。

【福祉拠点エリア】

- 福祉拠点エリアは、健康福祉センターとその周辺を位置づけ、本市の健康・福祉の拠点的な地区として今後も整備を推進します。

4) 公園緑地等

【公園エリア】

- 公園エリアは、杵築市総合運動公園をはじめとする都市公園を位置づけ、市街地内のオープンスペースとして整備を推進します。

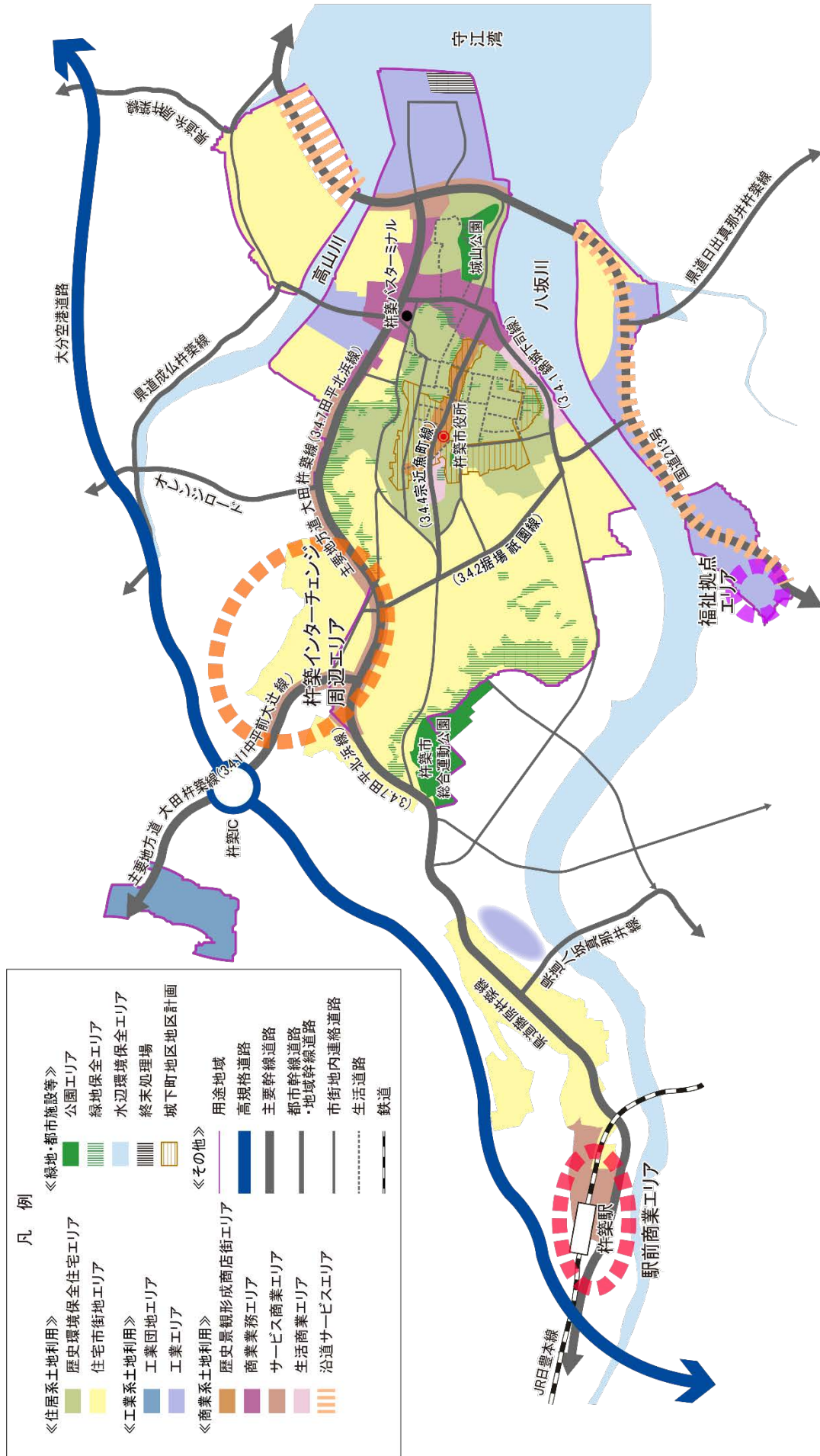
【緑地保全エリア】

- 緑地保全エリアは、旧城下町周辺の斜面樹林を位置づけ、良好な斜面樹林景観の保全と災害の防止を図ることを目的として、斜面樹林の積極的な保全を図ります。

【水辺環境保全エリア】

- 水辺環境保全エリアは、八坂川、高山川、守江湾を位置づけ、市街地に隣接する主要河川、海辺等による良好な水辺環境の保全を図ります。

■市街地整備方針図



3. 交通体系の基本方針

(1) 基本的な考え方

交通については、安全で機能的なまちづくりを実現するため、道路や公共交通の果たすべき役割に応じてその構成を体系的に捉え、円滑な移動を実現する交通体系の確立を目指します。

本市の市街地のうち、旧城下町内は歩いて移動することを基本とします。これ以外の市内相互の移動、近隣市町への移動についてはバス等の公共交通と自動車交通を基本とします。

本市内～大分県内・九州各地への移動については、高規格道路を介した自動車交通及び鉄道、本市～日本各地・海外への移動については、大分空港より飛行機で移動することを基本とします。

以上を踏まえ、道路については段階構成を重視し、機能的で快適な道路体系を確立します。また、必要に応じて、都市計画道路の見直し等を検討し、長期的視点に基づいた道路体系の実現を目指します。

公共交通については、市民の日常的な移動の足を確保するという視点から機関毎の特性に応じた利便性の向上の促進を図ります。

(2) 市街地内道路整備の方針

- 市街地内道路網は、市内の骨格を形成する主要幹線道路、主要幹線道路と市街地内各地及び郊外を連絡する都市幹線道路、市街地内の相互を連絡する市街地内連絡道路に区分し、市街地内への不必要な通過交通の流入防止を図ります。これらの道路に接続する日常生活に必要な末端の道路として生活道路を配置します。
- また、旧城下町周辺を中心に、歩いて移動するための歩行者ネットワークの形成を図ります。

1) 市街地内道路（自動車交通）配置方針

【主要幹線道路】

- 主要地方道大田杵築線（都市計画道路 3・4・7 田平北浜線、都市計画道路 3・4・11 中平前大辻線）、県道藤原杵築線及び国道 213 号を主要幹線道路として位置づけ、近隣市町村への移動、市街地と杵築インターチェンジへのアクセス、及び JR 杵築駅と市街地との接続等、円滑な道路交通網の実現に向けた骨格的な道路として整備の促進に努めます。

【都市幹線道路】

- 都市幹線道路については、主要幹線道路を補完する市街地の骨格道路として下記の路線を位置づけ、その整備の促進に努めます。

都市計画道路 3・4・1 錦城下司線

都市計画道路 3・4・4 宗近魚町線

都市計画道路 3・4・2 据場祇園線

【市街地内連絡道路】

- 幹線道路と市街地内を連絡する市街地内のその他の都市計画道路及び主要市道を市街地連絡道路として主要道路として位置づけ、その整備を促進します。

【生活道路】

- 日常生活に必要な住宅地内等の道路については生活道路として位置づけ、市民が安心して生活を営むため、緊急車両等の進入可能な道路の整備を促進します。

2) 都市計画道路の整備と見直しの方針

- 緊急性の高い路線について重点的に整備を図ります。その他の都市計画道路のうち、社会情勢や都市構造の変化によって長期未着手となっている路線は、必要に応じて廃止を含む計画内容の見直しを進めます。

3) 歩行者ネットワークの方針

- 歩行者ネットワークは、旧城下町付近の歴史的まちなみや河川・公園等をつなぎ、市街地内を回遊できる歩道連絡網です。市街地内では、旧城下町を中心に歴史街道及び歴史的坂道・遊歩道、親水性のある遊歩道等の整備を図ります。また、これらを補完するため、主要道路の歩道により連続的な歩行者空間を確保します。

◆歩行者ネットワークの配置方針**【歴史街道】**

- 都市計画道路 8.7.1～8.7.13（歴史道路 13 路線）を歴史街道として位置づけます。
- 歴史街道は、北台・南台の武家屋敷の歴史景観に配慮しながら、歩行者が安全に散策を楽しめる歩車兼用道路として整備を図ります。

【歴史的坂道・遊歩道】

- 酢屋の坂、志保屋の坂、岩鼻の坂、飴屋の坂等の江戸時代から残る階段のある坂道については、旧城下町の雰囲気を感じながら散策が楽しめるよう、歴史的な坂道の風情の保全・再生を図ります。

【親水性のある遊歩道】

- 市街地内の八坂川、高山川、塩田地区の堤防及び、堤防上の道路を活用し、水辺を散策できる親水性のある遊歩道の整備を検討します。

【歩道によるネットワーク】

- 主要幹線道路、都市幹線道路等については、市街地内の都市計画道路を中心に歩道の整備・ネットワーク化を図り、歩行者が安心して歩ける歩行者空間の形成を図ります。

◆歩行者用道路の整備方針

【歩行者の視点に立った道路づくり】

- 子どもたちが安心して通学できる通学路の確保や、高齢者や障がい者を含めすべての人が使いやすいユニバーサルデザインを考慮した道路整備を図ります。
- このため、幅の広い歩道の整備、スロープの設置、滑りにくい路面整備等、人にやさしいまちづくりに取り組みます。

【魅力的な歩行者空間の確保】

- 歴史街道や坂道・遊歩道、旧城下町を通過する道路の歩道については、旧城下町のまちなみと調和した舗装や道路緑化、ポケットパークやベンチの設置、電線の地中化や電柱の裏街区への移設等を図り、歴史を感じさせる歩行者空間の形成を図ります。
- 上記以外の道路の歩道、遊歩道についても沿道の緑化や、歩行者空間の魅力を高める舗装等を推進し、魅力的な歩行者空間の形成を図ります。

(3) 郊外の道路ネットワークの方針

- 郊外の道路ネットワークは、広域交通の主軸としての高規格道路、また、市内及び近隣市町村を結ぶ骨格道路として広域幹線道路を位置づけ、この広域幹線道路から放射状に地域幹線道路を配置します。さらに、地域間連絡道路をこれらの道路を結ぶように配置し、市内各地を結ぶ道路ネットワークの形成を図ります。

1) 高規格道路

- 宇佐別府道路や日出バイパス、大分空港道路については、本市と大分空港及び大分・別府方面、中津・宇佐方面、九州各地との広域都市間交通を担う道路として位置づけます。

2) 広域幹線道路

- 国道 10 号、国道 213 号、県道藤原杵築線、主要地方道大田杵築線及び県道新城山香線は、広域幹線道路として位置づけます。
- 国道 10 号及び主要地方道大田杵築線については、南北方向の都市間の連携強化を図るため、整備を促進します。
- 国道 213 号、県道藤原杵築線及び県道新城山香線は、東西方向及び南北方向の都市間連絡の主軸として、また市内の骨格的道路として機能強化を促進します。
- 大量の通過交通の処理は、高規格道路がその役割を果たすことになるため、車線構成は現状のままとし、道路改良等による利便性の向上を促進します。整備にあたっては、杵築らしさを感じられるような工夫を検討するとともに、道の駅等の利用者が休憩できる施設の整備を検討します。

3) 地域幹線道路

- 広域幹線道路から放射線状に伸びる県道成仏杵築線、県道糸原杵築線、県道日出真那井杵築線、県道八坂真那井線を始めとする県道及びオレンジロード等の広域農道は、地域幹線道路と位置づけ、市内各地域間の連携や主要施設へのアクセス向上を図るため、広域幹線道路と連携して機能するよう道路改良等を促進します。

4) 地域間連絡道路

- 地域幹線道路を補完し、地域幹線道路を有機的に結ぶ主要な市道を地域間連絡道路と位置づけ、地域幹線道路の補完機能を十分に発揮できるよう、緊急性等を考慮しつつ順次改良を進めます。

5) 生活道路

- 幹線道路や地域間連絡道路から集落地を結ぶ道路や、集落地内の道路を生活道路として位置づけ、集落へのアクセスを確保するため緊急性等を考慮しつつ順次改良を進めます。
- 集落地内の生活道路については、市民が安心して住めるよう、集落地の基盤整備事業等による整備を促進します。

(4) 公共交通の方針

- 公共交通については、近隣市町村や九州各地を結ぶものを鉄道交通と位置づけ、また、市街地内外や市内各地及び近隣市町村とを結ぶものとしてバス交通を位置づけ、それぞれの役割に即して利便性の向上を図ります。

1) 鉄道交通

【鉄道路線】

- JR 日豊本線の複線化を引き続き要請していくとともに、列車の運行時間の延長による増便やバスとの接続性を高めるなど、利用者のニーズに即した利便性の向上を図ります。

【駅前広場等】

- JR 杵築駅の駅前広場の整備を検討し、市民が利用しやすい環境を整えます。
- また、市内から近隣市町村や九州各地へのアクセスの向上を図るため、パークアンドライド利用を考慮した駐車スペースの確保についても検討します。
- JR 中山香駅、JR 立石駅についても、快適に利用しやすい駅舎や駅前空間の形成に向け、鉄道事業者等と連携して整備の検討を行います。

2) バス交通

【路線バス】

- 中心市街地と駅・大分空港方面を連絡する路線バスについては、杵築バスターミナルと JR 杵築駅間でほぼ 30 分に 1 便が運行されています。
- 今後は、大分空港、国東市方面への増便や鉄道の発着時間との整合、バス路線間の乗り継ぎ利便の向上、杵築バスターミナルの機能強化等、利用者の利便性の向上に十分配慮した運行を要請し、利用者の増加を図ります。

【コミュニティバス等】

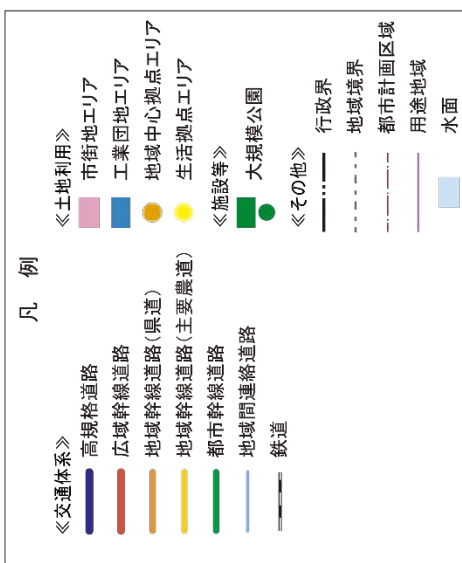
- 路線バスが運行されていない地域への公共交通手段として、市街地内を循環する路線や公共交通空白地域を連絡するコミュニティバスと乗合タクシーが運行され、地域の足としての役割を担っています。
- しかし、人口の減少や生活様式の変化等から利用者の減少が続いており、今後、杵築市地域公共交通計画（策定中）等に沿って、利用者のニーズに合わせた運行や関係する市民への周知等を通じて運行の継続と利用者の増加を図ります。
- また、MaaS 等の新しい交通システムの本市への導入可能性について、関係者と連携して検討を行います。

【杵築バスターミナル・バス停】

- 杵築バスターミナルの交通結節機能の強化や待ち時間を快適に過ごすことができる整備等、バス事業者と連携して整備を促進します。また、バス停のうち周辺に商業施設等が立地する場所については、屋根や休憩施設の設置により、地域住民が快適に待ち時間を過ごせるバス停としての整備を促進します。

3) 駐車場

- 旧城下町については、市役所や主要施設周辺の駐車場の活用を図るとともに、小規模な駐車場の整備を進め、旧城下町への交通混雑を防止します。
- また、JR 杵築駅周辺におけるパークアンドライドの導入の検討や、北浜地区の商業施設を中心とした駐車場の確保を促進します。



4. 水と緑の基本方針

(1) 基本的な考え方

本市には、貴重な歴史遺産と共に、水と緑に恵まれた豊かな自然環境が残されています。今後ともこの豊かな自然環境を守り、育むことで、未来に継承していきます。

市街地内の貴重な緑である段丘に形成された斜面緑地については、積極的な保全を図るとともに、既に人工的な整備が施されている箇所については、安全性の確保を図りながら景観に配慮した緑化を図ります。

また、市民の生活の安全と余暇需要の高まりを考慮し、快適な暮らしを実現するために、杵築市総合運動公園を中心とした都市公園の体系的な整備と適切な維持管理や機能の充実、長寿命化に努め、さらに、河川周辺の水辺空間の保全や親水性を考慮した整備により、八坂川、高山川、守江湾、奈多海岸等の自然環境の保全を図ります。

(2) 水と緑の全体方針

1) 水と緑の保全・創出の基本原則

【市街地と郊外の役割に応じた施策展開】

- 市街地では、公園緑地の適正な配置と緑化を推進し、市街地に隣接する水辺の保全・活用を図ります。
- 郊外地域については、農林業施策との調整を行い、豊かな自然環境の保全を図ります。

2) オープンスペースの整備

【都市公園の整備】

- 本市の都市公園の整備状況は、令和3（2021）年度末現在、計画決定されている都市基幹公園等は、街区公園4箇所 1.5ha、近隣公園 1 箇所 2.5ha、総合公園2箇所 11.8ha、特殊公園2箇所 29.6ha で合計 45.4ha となっており、現状において都市基幹公園の市街地人口一人当の面積としては充足していますが、一方で、身近に利用できる公園や広場は市民からの要望が高くなっており、ポケットパークや子どもの遊び場、いこいの広場等の多様な形態のオープンスペースが望まれていると考えられます。
- このため、市民の健康・福祉の増進に資する公園、広場等の整備方法にとらわれないオープンスペースの整備を図ります。

3) 系統別緑の配置方針

【環境保全系統】

- 丘陵地へ連なる樹林地は、市街地の背景となる自然緑地として位置づけ、農林業施策との調整を行い、保全を図ります。また、八坂川、高山川、守江湾、奈多海岸周辺の水辺・干潟は、カブトガニや野鳥等、貴重な生物の生息地として知られており、生態系の保全を図ります。

【レクリエーション系統】

- 公園・緑地は、市民のレクリエーションや憩いの場として体系的に配置します。奈多公園と海浜公園を臨海型のレクリエーション拠点として、杵築市総合運動公園と杵築市福祉公園を総合的なレクリエーション拠点として位置づけ、施設の整備・拡充を図ります。
- また、るるパーク（大分農業文化公園）は、県民のレクリエーション施設としても多くの利用者に親しまれており、施設の維持管理、アクセス条件の改善等に努めます。

【防災系統】

- 本市の主要な河川は、火災時の防火帯や消防用水利等として活用します。また、市街地に隣接する河川沿いの農地は、農業生産基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能等多面的な機能を有していることから、積極的に保全を図ります。
- 市街地内の斜面樹林については、土砂災害防止の観点から積極的に保全を図ります。さらに、市街地内に公園を適正に配置し、災害時の一時避難場所として活用を図ります。

【景観構成系統】

- 日本の白砂青松百選に選ばれた奈多海岸は、良好な景観を有しており、これらの保全・活用に努めます。
- また、北台・南台地区では、今なお旧藩時代の面影を伝える武家屋敷等が残されていることから、これら歴史資源の魅力の向上に向けた取り組みを推進します。
- その他の市街地についても、街路樹を植樹する等、積極的な緑化を推進します。

（３）公園緑地・都市緑化の方針

１）施設緑地の整備方針

◆都市公園

【都市基幹公園】

- 中心市街地と JR 杵築駅付近の市街地との中間に位置する杵築市総合運動公園は、市民の総合的なレクリエーション拠点として、施設の整備と機能拡充に努めます。また、杵築市総合運動公園を補完する公園として、杵築市福祉公園の整備充実に努めます。

【住区基幹公園】

- 杵築城周辺の市街地内の良好な緑地となっている城山公園については、市民に身近な公園として施設の維持と機能拡充に努めます。
- また、市街地内の身近な緑の拠点となる街区公園については、天満児童公園、北浜公園の維持管理に努めるとともに、都市計画決定後未整備となっている 3 箇所の街区公園を含め市街地内の公園が不足する地区では新たな公園の適正配置を進めます。

【特殊公園】

- 風致公園については、奈多公園、住吉公園の維持管理に努めるとともに、未整備区域の整備を推進します。

◆公共施設緑地

【自転車歩行者専用道等】

- 市街地内においては、歴史街道及び歴史的坂道等の歩行者系道路の整備を推進するとともに、国東半島自転車道の再整備を推進する等、周辺市町と連携して整備を進めます。

【その他の公共空地】

- 緑地広場やゲートボール場、多目的広場等の都市公園法によらない公的なオープンスペースについては、地域住民のニーズに応じた配置を推進します。

◆民間施設緑地

- 寺町付近をはじめとする市内の社寺境内地については、伝統的なオープンスペースとしての保全を促進します。

2) 市街地内緑地の保全の方針

◆都市計画決定を要する緑地

【風致地区等】

- 奈多海岸や権現鼻・加貫鼻をはじめとする良好な景観を有する自然海岸については、保全を目的とした風致地区の指定について検討します。
- 旧城下町に残されている斜面樹林については、市街地内の良好な自然環境を保全するため、風致地区または保全地区等の指定について検討します。

【緑化協定等】

- 大規模な工場敷地については、周辺環境との調和を図るため緑化協定等による敷地内緑化を促進します。

【田園住居地域】

- 平成26（2014）年に13番目の用途地域として創設された「田園住居地域」は、市街地内農地が都市にとって「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」と位置づけが転換されたことを反映して定められたものです。
- 本市においては、市街化が進まない農地が分布する地域があり、地区の特性を踏まえて都市と農地が調和したまちづくりが求められる地域について田園住居地域の指定について検討します。

3) 都市緑化の方針

【市街地内の緑化推進】

- 市街地の都市計画道路をはじめとした都市幹線道路に対して、街路樹やフラワーポットによる道路緑化に努めるとともに、歴史街道・遊歩道等の整備と連携して、市街地内の緑のネットワークづくりを進めます。
- 公共公益施設や商店街・工場の緑化を推進し、魅力的な市街地景観の形成に努めるとともに、民有地内においても庭木を植樹し、生け垣を設ける等の宅地内緑化を促進します。

- 公園整備においては、子どもや高齢者等、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを推進し、地域住民のニーズに対応した施策を講じます。

【歴史的まちなみと調和した緑化の推進】

- 旧城下町については、武家屋敷等に残る庭園の緑を保全するとともに、歴史景観と調和した緑化を促進し、歴史的まちなみの魅力向上を図ります。

【緑化推進体制】

- 国道213号、主要地方道大田杵築線、県道藤原杵築線、市道塩田中央線、市道本町田平線については、市民が主体となって街路樹を植樹し管理した経緯があり、行政と市民が連携して道路緑化を推進していく体制づくりを進め、ボランティア団体の育成を図ります。また、緑豊かな市街地を形成するためには、市民・企業・行政が一体となって推進できる仕組みづくりを検討します。
- 魅力ある地域づくりを進めるにあたっては、民間との連携や国の制度活用により、社会資本の整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取り組みに努めます。

(4) 自然環境保全の方針

1) 特に保全すべき自然緑地の保全方針

【骨格的緑地の保全】

- 本市の郊外地域の景観を特徴づける緑地については、無秩序な開発の防止に努めつつ、関係機関との連携を図りながら積極的に保全を行います。

【干潟の保全】

- 守江湾の干潟は、大分県では数少ない干潟であり、生きた化石であるカブトガニの繁殖地として、また野鳥や数多くの魚介類の生息地として貴重な自然資源であることから、関係機関との連携による保全策の検討を進めます。

【ため池の保全】

- 本市内に数多く分布するため池については、防災面に配慮するとともに農業用としてだけでなく、生物の生息環境としても重要な存在であることから関係機関と連携を図りながらその保全に努めます。

【河川・海の保全】

- 河川・川辺は、生物の生態系の維持と小動物等の移動経路として重要であることから、積極的な保全に努めます。また、河川改修等を実施する場合にあたっては、生態系への影響に配慮した多自然川づくりに基づく河川整備を推進します。
- 海洋については、海岸部や干潟等の自然環境の保全を図るため、下水道や合併浄化槽の整備による汚水流入やゴミの不法投棄の防止等を促進します。

2) 身近な自然環境の保全

【田園・里山の保全】

- 市街地内に存在する農地については、農地保全を進める区域と宅地化を進める区域と区別した上で、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地の保全に努めます。
- 本市の平野部に広がる田園風景と丘陵部の樹林、柑橘等の果樹園地等で構成される里山風景については、農林分野の各種施策との連携を図りながら保全を推進します。

3) 自然環境を保全するための法規制の方針

【自然公園・風致地区】

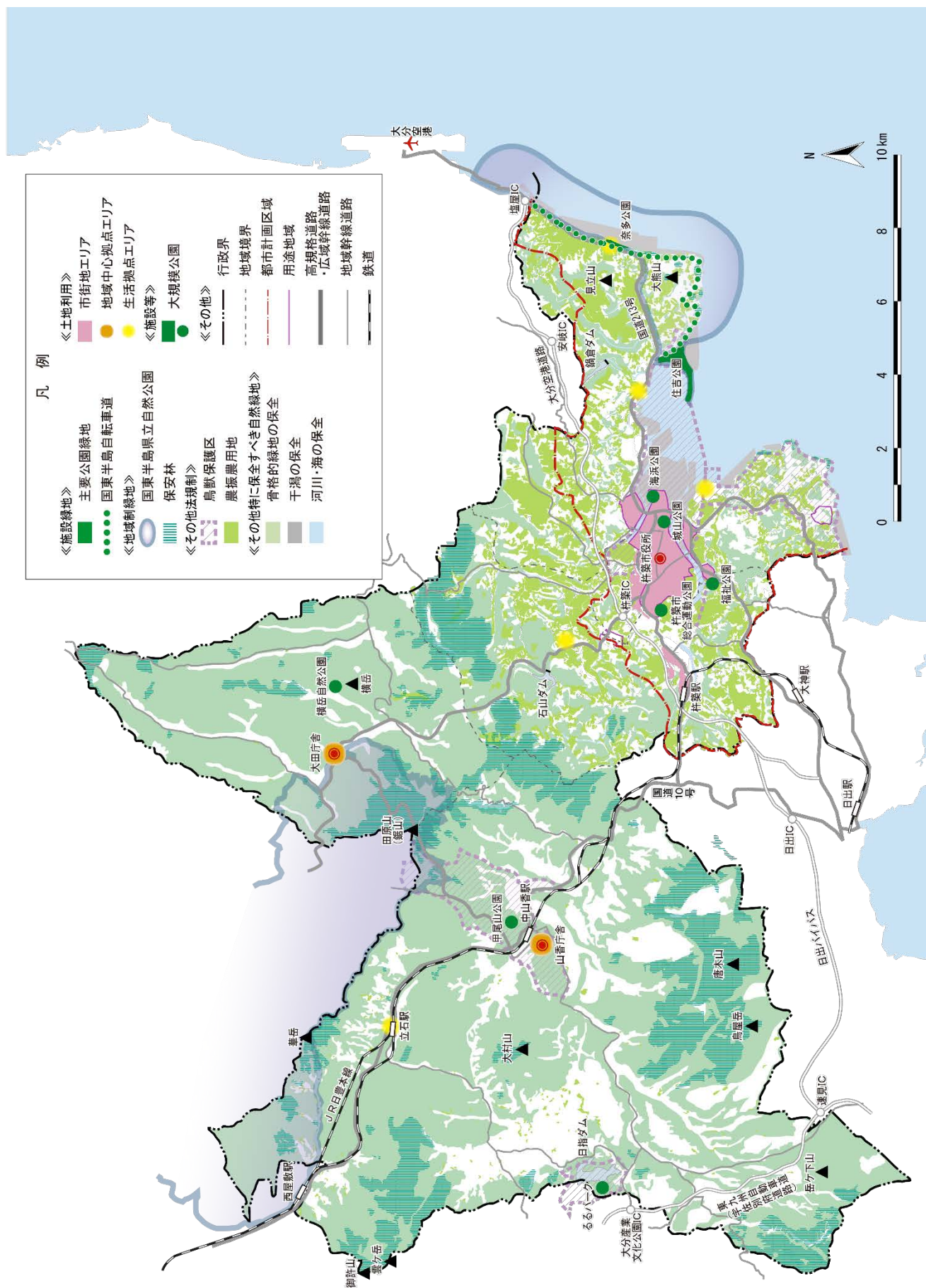
- 良好な自然環境を国東半島全体で一体的に保全するため、国東半島県立自然公園の維持に努め、良好な自然環境の保全を図ります。このうち、奈多・狩宿海岸、市杵島、八幡奈多宮等を有する景観的に優れた海岸線の区域については、風致地区の指定について検討します。
- また、熊野地区の自然海岸についても、自然環境・自然景観保全の観点から風致地区の指定を検討します。

【鳥獣保護区】

- シギ・チドリ類の渡り鳥や、越冬のためシベリアからやってくるガン・カモ類をはじめ、多くの鳥類が生息する守江湾については、鳥獣保護区の維持に努めます。また、現在銃猟禁止区域に指定されている八坂川下流部については、鳥獣保護区として指定されるよう関係機関との調整を図ります。
- このほか、良好な自然環境を有する東地区の海岸部についても、鳥獣保護区の指定に沿って野生鳥獣の保護を図ります。

【保安林・農用地区域】

- 自然環境や水源の保全に寄与する緑地や、良好な景観を形成する海岸の松林等の保全の必要性が高い樹林地については、保安林としての維持管理に努め、良好な樹林地の保全を図ります。
- また、優良農地については、「農業振興地域整備計画」等に基づき、農地の保全と無秩序な市街化を防止するとともに、営農環境、田園景観等の保全を図ります。



■水と緑の基本方針図

5. 景観形成の基本方針

(1) 基本的な考え方

本市には、旧城下町の歴史的な景観や自然景観等、個性的で美しい景観が数多くあります。これら本市特有の景観を保全するとともに、景観を損なっているものは改善し、失いつつあるものは再生し、杵築市らしさをより多くの人々が感じられるよう、後世に残すべき景観の形成を推進します。

城下町の景観は、それが持つ歴史上の意味や、そこに住み続ける人々とその営み、それらとともに受け継がれている祭礼や行事等の文化とともに形づくられたものです。特徴的な地形と地域の歴史を大切にしたい人々の暮らしがにつくる文化的景観として、景観形成と保全を推進します。

守江湾の干潟や海岸線、雄大な山々の緑豊かな景観は、市民に親しまれている本市を特徴づける景観要素であるため、自然景観の積極的な保全を推進します。

本市には、国東半島全体で継承されてきた六郷満山の信仰や民俗文化が色濃く残っており、地域固有の自然や歴史、人々の暮らしと信仰により形成された文化遺産は、未来へ継承すべき重要な景観として保全を推進します。

(2) 景観形成の方針

1) 市街地景観ゾーンの方針

【歴史景観の法的な保全策の検討】

- 歴史的な風情が残るまちなみについては、「景観計画」に基づく景観重要建造物の指定、「城下町地区地区計画」や「北台南台地区重要伝統的建造物群保存地区」の指定及び「歴史的風致維持向上計画」等に基づき、その歴史的まちなみの保全と再生に努めます。

【「坂道の城下町」景観形成の推進】

- 旧城下町の景観を特徴づける歴史的坂道については、その再生を図るとともに、坂道周辺の建物の高さや屋根の形状、瓦等の統一を図りながら、坂道の魅力向上を推進します。

【歴史的な景観の再生】

- 歴史的まちなみの残る城下町商店街については、地区計画や「重要伝統的建造物群保存地区」の指定に基づき、残すべき建物の保全に努めつつ、都市計画道路 3.4.4 宗近魚町線の道路環境整備と相まって歴史的景観の再生を推進します。

【住宅地景観の形成】

- 住宅地においては、生け垣や玄関周りのプランターによる緑化等の緑地協定、建築協定等のルールづくりへの取り組みを推進し、市民主体の景観形成活動の支援及び啓発に努めます。

【工業地景観の形成】

- 工業団地エリア及び工業エリアにおいては、緑化協定等による工場の敷地内緑化を行うとともに、周辺地区との緩衝を図るため隣地境界等にも緑化を促進し、安全性・快適性と共に良好な環境と景観の創出を誘導します。

【商業地景観の形成】

- 本市の商業業務地については、賑わいを感じる景観を創出するため、まちなみ景観の形成や屋外広告物の規制・誘導、高さ規制等、都市景観の向上に努めます。

2) 自然景観ゾーン・田園景観ゾーンの保全

【田園・自然景観の保全】

- 市街地を囲むように広がる田園風景や、山沿いに点在する里山の風景は、四季折々の表情を感じさせる日本の原風景です。この原風景を保全するため、農林業の振興や土地の適切な規制誘導等の多角的な施策の展開を図ります。
- 特に、柑橘等の果樹園地によって形成された斜面緑地や山香地域の棚田や山香三山、大田地域の谷筋の田園集落等の地域景観について、その保全に向けた取り組みを推進します。

【歴史的文化的景観の保全】

- 山香地域や大田地域には、国東半島固有の国東塔や石仏等の石造物、六郷満山の本寺のある御許山をはじめとした八幡信仰と関連の深い寺社等が数多く点在しており、これらの歴史的資源と周辺地域における景観の保全を推進します。

3) 海辺景観ゾーンの保全

- 海辺では、潮の干満により景観が変わる守江湾、白砂青松の奈多海岸、岩場の絶景である権現鼻・加貫鼻等のさまざまな風景が見られます。この風景を保全するためには、風致地区等の法的な規制について検討を進めるとともに、海の美しさや地形的特徴を保全する施策や、多くの人々の目を楽しませるような方策を検討します。

(3) 景観形成軸の方針

1) 沿道景観軸の保全

- 「大分県沿道の景観保全等に関する条例」における沿道環境美化地区、沿道景観保全地区に指定されている国道213号沿道、国道10号沿道等について、同条例に基づき、敷地の緑化、建築物の色彩等について指導し、沿道景観の形成を推進します。
- 平成26(2014)年に本市を含む6市町の「別府湾岸・国東半島海への道」が日本風景街道に認定を受けたことを踏まえて、関係市町と連携して良好な道路景観の保全、整備を図ります。

2) 河川景観軸の保全

- 八坂川や高山川等の主要河川については、河川の景観を保全するとともに、親水性のある遊歩道等の親水景観を演出する遊歩道の整備について検討を行います。

（４）その他の景観形成の方針

１）眺望点の整備

- 本市は、地形的な起伏が大きく、杵築城やきつき城下町資料館周辺等の有名スポットのほか、波多方峠や奈狩江地域の海沿いの集落、山香地域や大田地域に広がる豊かな山林や田園風景等は優れた景観を有していることから、今後は眺望点の整備と市内外への積極的なPRを推進します。

２）歴史的建造物の保全推進

- 大原邸、磯矢邸、佐野家、一松邸、中根邸等の歴史的建造物については、城下町保存基金の活用による積極的な保全を図るとともに、現在も居住されている歴史的建造物についても有効な保全対策について検討します。

３）景観デザインの方針

【公共施設デザイン】

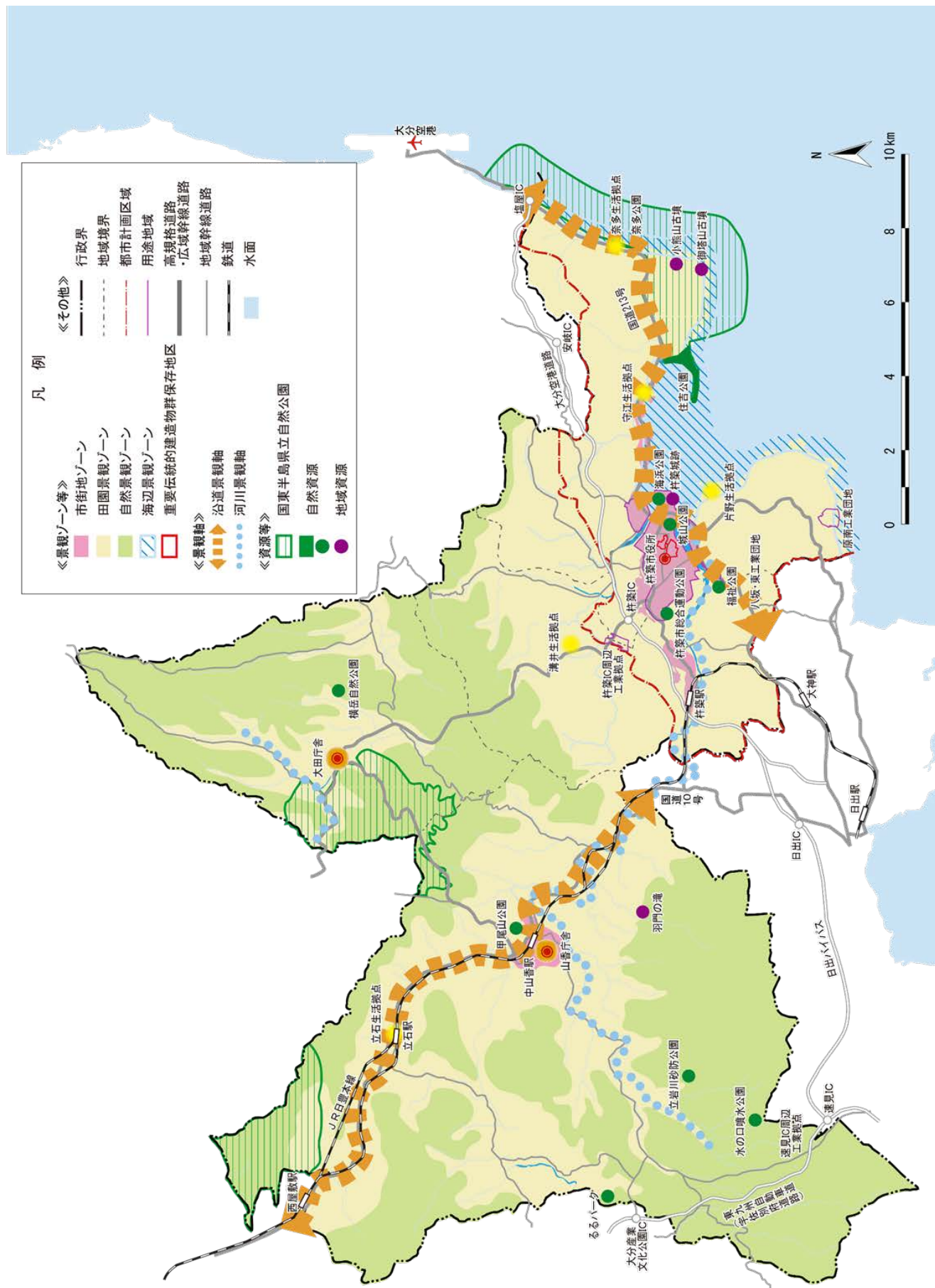
- 公共の建築物のデザインについては、民間施設のデザインを先導するよう、杵築市らしさや周辺景観に配慮したテーマを持った施設整備を図ります。

【標識（サイン）】

- 市外からの来訪者や市民にとって分かりやすい、また、本市のイメージを損なうことのないような、統一化されたオリジナリティあふれる標識（サイン）の整備を推進します。

４）景観形成に向けた取り組み

- 本市の景観形成に向けた具体的な取り組みに対しては、平成25（2013）年3月に策定された景観法に基づく「景観計画」による景観形成の方針及び景観形成基準等に沿って、市民・事業者・行政の協働による地域特性を活かした良好な景観形成の実現を推進します。



6. 都市防災の基本方針

(1) 都市防災の考え方

さまざまな災害から市民の生命と財産を守るために、南海トラフ巨大地震・津波、気候変動に伴う大規模な水害や土砂災害等に対する的確な対応ができるよう、「地域防災計画」や「国土強靱化地域計画」、「業務継続計画（BCP）」と連携しながら、防災・減災対策による災害に強いまちづくりを進めます。

建物の不燃化、耐震化を促進するとともに、災害時に必要な機能を維持できる避難所の整備、強化を図ります。

災害時に避難活動や防災活動を支え、避難所や避難路となる公園や道路の確保を図るとともに、雨水排水機能、中小河川の氾濫対策、ライフラインの耐震化等について防災対策の強化を図ります。

災害時や緊急時には、市民が協力して避難を含む防災活動を円滑に行うことができる体制を強化するとともに、近隣市町等と連携する防災体制の強化を図ります。

大規模災害が生じた場合に必要な、復興まちづくり計画の策定を速やかに行えるよう、平時において事前準備の検討を行います。

(2) 防災基盤と防災体制の方針

1) 災害に強い市街地再編等への取り組み

- 本市の市街地の台地部を取り巻く低地部は、津波による浸水、河川の氾濫による浸水、台地部外周の斜面地による土砂災害の恐れ等が想定されています。これらの低地部には商業・業務施設が集積するほか、住宅の立地も進んでいることから、市民の生命財産の保全を図るため、できる限り災害の恐れが低い地区へ移転を促す等、市街地の再編に向けた取り組みを行います。
- 具体的には、「立地適正化計画」に基づく居住誘導区域、都市機能誘導区域への諸機能の立地誘導と災害リスクが高い地区における立地抑制を進めることとします。

2) 歴史的まちなみに対応した防災対策の検討

- 歴史的まちなみが形成されている旧城下町の地区については、古い木造建築物が多いことから、文化財保全と市民の安全を確保するため、地区レベルの防災計画を策定します。
- 文化財に指定された建造物等については、消防設備の設置による防火機能の充実を図るとともに消火体制の確立を促進します。

3) 防災基盤の整備推進

- 公共建築物の耐震性の強化や不燃化の促進を図ります。また、災害時の緊急車両の進入や市民の避難をより円滑に安全に行うため、県が指定する緊急輸送道路を軸とした防災性の高い道路網の整備及び避難路と避難場所の確保を図ります。
- 市街地内の幅員4m未満の狭隘道路については沿道の不燃化やブロック塀の更新、沿道宅地内の緑化等により、災害時の延焼の防止や安全な避難の確保を図ります。

- また、用途地域である商業地域や近隣商業地域が指定された区域については、火災延焼の防止や耐震性の向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定について検討を行います。

4) 治水対策の推進

- 氾濫の恐れが高い河川、内水被害の恐れが高い地区や多数分布するため池については、河川の自然性の維持やため池機能の維持に配慮しながら、改修や長寿命化に努めます。

5) 土砂災害等の防止対策の推進

- 土砂災害の危険箇所については、乱開発の防止や緑地の保全を図るとともに、必要な災害防止対策を市民や関係機関と協力しながら推進します。

(3) 防災体制の充実と防災意識の向上

- 自然災害については、「地域防災計画」を踏まえ、国・県・関係市町等の関係機関との連携を強化し、防災体制、監視体制、避難体制、情報網の充実を図ります。
- 日常的なコミュニティ防災活動を支援し、行政区ごと・地域ごとの自主防災組織の育成・強化を推進して、市民が中心となり行政と連携した防災体制を確立します。
- 本市の土砂・津波・洪水・高潮・ため池の各ハザードマップについて市民への周知、浸透及び活用を図り、市民の防災意識の向上を図ります。
- 災害の恐れがある場合や警報が発表された場合には、防災ラジオ、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ文字放送等で市民への周知を行い、適切な情報提供に努めます。また、防災カメラの映像をケーブルテレビのコミュニティチャンネルから放送し、被害の未然防災・拡大防止を図ります。
- 災害発生時に市民による初期消火や救出、救助活動が速やかに行われ、また高齢者等の避難の支援等を通して、被害を最小限に抑えることができるよう、学校や自主防災組織等における防災訓練、避難訓練を推進、支援します。
- 災害時には避難所生活者等に応急給食の提供を行うことができる給食センターの活用について関係機関との協議を行います。

(4) 復興まちづくり計画のための事前準備

- 大規模な災害が発生した場合に必要な復興まちづくり計画が速やかに策定できるよう、平時において復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理・分析等、復興まちづくりの方針等を定める事前準備の検討を行います。

7. 下水道・河川の整備方針

(1) 下水道・合併浄化槽整備の方針

- 汚水については、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業の整備がおおむね完了したことから、今後は適切な維持管理に努め、計画的に改築更新を行います。
- 雨水については、都市下水路が整備済みであり、今後は適切な維持管理に努めます。また、市街地において浸水する危険のある区域については、雨水管渠、雨水ポンプ場等の整備を検討します。
- 合併浄化槽については、設置者に対する補助金の交付を行う等の取り組みにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

(2) 河川整備の方針

- 氾濫の恐れのある河川については、河川管理者との協議等により計画的な改修に努めます。また、市民の生命や財産を浸水等の災害から守るため、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努めます。
- 八坂川や高山川等の主要河川の水辺については、市民の憩いとやすらぎの場として親水性のある遊歩道等の整備を検討します。
- 河川整備にあたっては、自然環境への影響を最小限に抑えるため、生態系への影響に配慮した整備を推進します。

8. その他生活環境形成の基本方針

(1) 情報関連施設の方針

1) ケーブルテレビ網の整備と活用

- 市内全域に整備されているケーブルテレビ網とこれを活用した高速インターネット通信環境の充実を図り、TV難視聴地域の解消、地域情報化の強化を図ります。
- あわせて市内の市街地や集落地を中心に Wi-Fi 環境や光回線の整備について事業者と連携して取り組み高速インターネット通信環境の普及を図ります。

2) 行政の情報発信の推進

- 市民自らがまちづくりについて取り組むことができるよう、都市計画関連の行政情報の電子化とインターネットを活用した市民への情報提供に努めます。
- また、行政における情報の共有化、意思決定の迅速化、市民への情報提供の高度化、行政手続きの効率化を図ります。

(2) 公共施設総合管理計画を踏まえた公共施設の配置

- 平成 28（2016）年度に策定された「公共施設等総合管理計画」は、「厳しい財政状況の中、少子高齢化の進行と人口減少に対応していくには、既存の公共施設をできるだけ有効活用し、時代とともに長期的な視点で今後の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことを目的」として策定されたもので、施設毎に老朽度や利用度を把握、評価を行い、これらを踏まえて今後の検討の方向性が示されています。
- 公共施設は、この方向性に沿って統廃合や縮減も視野にいたした施設ごとの検討を踏まえて整備・維持・管理を進めることとします。

(3) コミュニティ施設の活用

1) 中央公民館の活用

- 杵築地域、山香地域、大田地域の各中央公民館は、まちづくり活動の拠点となる施設として、まちづくりに関する生涯学習メニューの充実に努めるとともに、施設の充実を図ります。

2) コミュニティセンターの活用

- 各地域のコミュニティセンターについては、住民自治協議会を中心として、地域活動や自主防災の拠点として活用を図ります。特に、生活拠点においては、市民サービスや文化機能の充実に努めます。

（４）教育文化施設の方針

１）市立図書館の利用促進

- 市民の学習や文化活動を支援し、豊かな文化を育む場として、市民が利用しやすいよう、市立図書館の利用促進を図ります。

２）学校教育の充実

- 学校教育施設については、教育環境への配慮や管理体制を検討した上で、地域住民の交流や活動の場としての多角的利用を市民と共に考えていきます。また、災害時の避難場所としての機能の充実を図ります。
- 小・中学校や幼稚園については、少子化に対応したゆとりある教育施設としての活用を検討します。また、休日には地域への施設の開放を推進し、地域スポーツや文化の交流拠点としての活用を図ります。
- なお、小・中学校の統廃合により廃止された学校施設は、それぞれ地域コミュニティの核として機能してきたものであり、活用できていない施設は地域住民と連携して今後の効果的な活用の方向を検討していきます。

３）資料館等の充実

- 杵築城の機能充実を図るとともに、きつき城下町資料館の内容の充実を検討し、市民や観光客が歴史とふれあうことのできる環境の整備を図ります。

（５）保健福祉施設の方針

- 保健・福祉施設については、杵築市健康福祉センターが整備され、本市の保健福祉の拠点となっています。今後は施設の利用増進を図るため、施設機能の拡充、交通アクセスの充実等、誰でも気軽に利用できる環境の整備を進めます。
- また、市民が安全・安心な生活ができるよう、民間の医療施設や福祉施設の誘致に努めます。

（６）地域交流施設の方針

- 郊外地域の市民と市街地内の市民との交流及び観光客との交流を促進するため、地域中心拠点や生活拠点を中心として、地域交流施設の導入を検討するとともに、各拠点の魅力向上による交流促進を図ります。
- 大分県は日本一の温泉湧出県であり、本市でも多くの温泉が湧出しています。大分空港の周辺では温泉が湧出していないこと等から、空港に一番近い温泉地として活用が期待できます。
- このため、新鮮な海産物やハウスみかん、きつき紅茶をはじめ「杵築ブランド」として定着している地域の特産物の販売や、特産物を食べられるレストラン、自動車利用者が休憩できる道の駅を併設する等、複合的な地域交流施設として杵築の新たな地域交流拠点を整備することを検討します。

1. 地域区分

まちづくりの基本方針では、市街地と郊外地域という土地利用特性毎にまちづくりの方針を示してきました。一方で市内ではそれぞれ地域固有の特性があり、その地域特性に応じたまちづくりの方向性を導くため、地域づくりの方針を検討します。

地域の区分は、小学校区や住民自治協議会等の社会的圏域や、歴史、地形条件等を考慮して、「杵築・東地域」、「大内・奈狩江地域」、「八坂・北杵築地域」、「山香地域」、「大田地域」の5地域の区分とします。

地域区分	住民自治協議会	小学校区	該当大字等
杵築・東地域	杵築地区住民自治協議会 東地区住民自治協議会	杵築小学校 東小学校	杵築、南杵築、馬場尾、 宮司、猪尾、片野、熊野
大内・奈狩江地域	大内地区住民自治協議会 奈狩江地区住民自治協議会	大内小学校 護江小学校 豊洋小学校	大内、狩宿、奈多、守江、 横城
八坂・北杵築地域	八坂地区住民自治協議会 北杵築ふれあい協議会	八坂小学校 北杵築小学校	相原、中、日野、本庄、八坂、 岩谷、大片平、鴨川、船部、 溝井
山香地域	東山香地区住民自治協議会 中山香地区住民自治協議会 上地区住民自治協議会 立石自治会 向野地区住民自治協議会 山浦地区まちづくり推進協議会	山香小学校 立石小学校	旧山香町
大田地域	大田ふるさとづくり協議会	大田小学校	旧大田村

2. 地域づくりの方針

(1) 杵築・東地域

1) 地域の概況

- 当地域は、本市南部の中央部に位置し、守江湾等に面する市内では最も平地部分が多い地域です。
- 地域の中央部に、杵築地区と東地区の境界となっている八坂川、また地域の北側には高山川が流れています。
- 地域面積は 1,760ha で、市域の 6.3%を占め、建物用地が 21.9%と5地域で最も多い割合となっています。
- 地域全体が都市計画区域に指定され、うち杵築地区、猪尾地区、熊野地区の 334ha（都市計画区域の 20%）に用途地域が指定されています。
- 令和 2（2020）年の人口は 11,474 人で市全体の 41.0%を占めおおむね横ばい傾向で推移しています。
- 高齢化率は 30%で上昇傾向にありますが、市の平均よりも 10 ポイントほど低い値で推移しています。
- 令和 2（2020）年の就業者数は 5,198 人で市全体の 41%を占め、うち第一次産業 7.4%、第二次産業 30.2%、第三次産業 62.4%の構成となっています。

2) 地域の特性

- 杵築地区は、旧城下町や北浜、塩田等の本市の中心となる商業地や多くの人々が居住する市街地を有しています。また、旧城下町から杵築バスターミナルにかけては、歴史・文化資源等が多数分布し、観光交流の中心的役割を果たしています。
- 郊外部は、国道 213 号や杵築インターチェンジにつながる主要地方道大田杵築線が経由し、工業団地をはじめ沿道への施設立地が進むとともに、南部の原南工業団地には大規模な工場が立地しており、沿岸部の漁業や平野部の農業とあわせ、さまざまな産業活動が行われている地区となっています。
- 国道 213 号に近接し当地域と八坂・北杵築地域にまたがった丘陵地に「八坂・東工業団地」の検討が進められています。

3) 地域の課題

- 商業機能、文化機能等の活性化による中心拠点としての役割の強化
- 歴史的資源の活用による個性あるまちづくり
- 杵築インターチェンジや国道 213 号、原南工業団地及び新たな工業団地計画を活かした産業拠点の強化
- 杵築らしい良好な市街地環境の形成
- 杵築バスターミナルの機能拡充等による公共交通利用の促進
- 地形や海岸線を活かした活力ある生活拠点（片野）の形成と農業生産や漁業の振興
- 洪水や津波、土砂災害等の災害への対応

4) 地域づくりの目標

**海と山と街が織りなす
城下町の雰囲気が漂う
賑わいのある地域づくり**

5) 地域づくりの基本的な方針

- 城下町の雰囲気を醸す魅力ある中心市街地づくりと市街地の住環境の保全を目指します。
- 洪水や津波による浸水被害を未然に防ぐためには、台地上への諸機能の移転を図る受け皿を確保して安全な市街地づくりを目指します。
- 市街地縁辺部は、これからの住宅地づくりの先導的な地域として、生活環境と自然が共生する地域づくりを目指します。
- 生活拠点に位置づけた片野地区の集落地は、充実した生活サービス機能により住みやすい集落環境の形成を目指します。

6) 土地利用の方針

【用途地域】

- 杵築インターチェンジから旧城下町までの中心拠点は、本市の中心拠点に相応しい都市機能の集積と充実を図るとともに、商業地の活性化による賑わい創出とまちなか居住を推進します。
- 旧城下町及び杵築バスターミナル周辺は、観光交流ゾーンに位置付け、歴史的まちなみ形成による魅力づくりを推進するとともに、観光地としての賑わいの創出を推進します。
- 杵築インターチェンジ東側の杵築高校周辺は、災害リスクの少ない安全な新市街地を形成するとともに、市民の日常生活に必要な都市機能の集積を推進します。
- 八坂川氾濫による浸水が想定される地域は、建物の立地を抑制するため、用途地域の見直しを検討します。

- 塩田地区等の工業系用途地域が指定されている地区で、住宅の建築が進み、住工の混在が見られる地区は、土地利用の誘導による用途純化を推進します。
- 市街地における空き家については、空き家バンクや定住促進に関する取り組みの活用により移住・定住促進を図るとともに、空き家の利活用について積極的に取り組みます。
- 市街地内の良好な樹林地については、積極的な保全を推進します。
- 杵築インターチェンジ周辺や地域南部の工業拠点については、企業の良好な産業活動を確保するための連携機能の強化を推進します。

【用途地域外】

- 片野生活拠点においては、地域住民への生活サービス施設の充実を推進します。
- 漁港周辺は、水産拠点として水産物を活用した加工場等の集積と拠点間ネットワークの強化を進めるとともに、漁業者と消費者の交流促進を推進します。
- 用途地域が指定されていない用途白地地域については、土地利用の状況等を考慮し、必要に応じて特定用途制限地域等による規制方策を検討します。
- 海岸部に位置するロイヤルシティ別府湾杵築リゾート地区は、建築協定等の適切な運用により、良好な市街地環境の保全を推進します。
- 集落エリアや緑地エリアについては、集落環境の保全と山林や農地の保全・整備を推進します。
- 海岸線は、風致地区の指定や景観的側面による重要性を考慮した対策について検討します。
- 八坂・東工業団地が予定されている区域は、良好な工業地が形成されるよう地区計画等を推進します。

7) 都市施設等の整備方針

- 都市計画道路については、長期末着手路線の見直しを進めつつ、必要と判断される路線の早期実現に向けた取り組みを推進します。
- 杵築バスターミナルは、交通結節点としてさまざまな交通への乗り換えの円滑化を図るため、市民の利用促進に向けて機能充実等を検討します。
- 拠点間をネットワークする幹線道路については、道路機能の拡充や交通移動の円滑化を推進します。
- 市街地内の居住環境の向上を図るため、生活道路の整備充実を推進します。
- 集落内生活道路の整備を推進するとともに、集落間のネットワーク強化を推進します。
- 杵築市総合運動公園や城山公園、海浜公園及び福祉公園は、市民が日常的に利用できるレクリエーション施設であり、市民と観光客の交流の場でもあることから、施設の適正な維持管理を推進します。
- 市街地内については、地区特性に応じた身近な公園や広場、ポケットパーク等の整備を推進します。
- 公共下水道については、接続率向上を推進するとともに、適切な維持管理に努め、計画的に改築更新を行います。また、点在する集落については、合併処理浄化槽の整備を推進します。

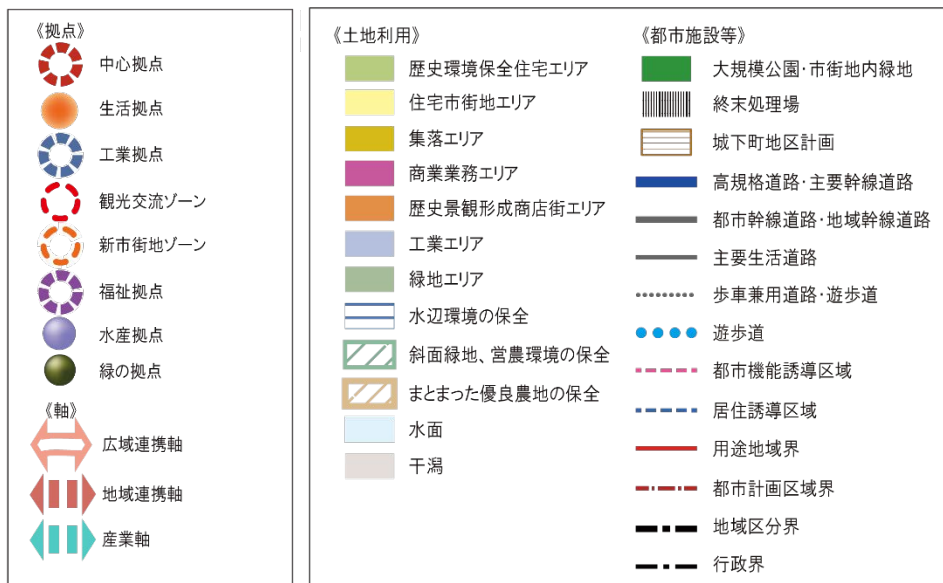
- 市街地において、浸水する危険のある区域については、雨水管渠、雨水ポンプ場等の整備を検討します。
- 津波や河川氾濫等の災害リスクを踏まえ、中心拠点内の市民の避難場所となる防災拠点の形成を推進します。
- 八坂川と高山川については、防災性の向上と親水性を確保するため遊歩道や親水公園等の整備について関係機関との調整を推進します。
- 地域住民の交通の利便性を確保するため、現在運行している路線バスやコミュニティバスを始めとする地域公共交通について、運行本数、運行ルート等について検討します。

8) その他の整備方針

- 旧城下町周辺は、歴史的景観や都市景観を誘導するための景観形成のルールづくりを推進します。
- 河川や海岸線、干潟の積極的な環境保全を推進します。
- 市街地内の緑化を図るため、街路樹の整備や緑化に向けた官民協働による取り組みを推進します。
- 自然環境と調和した良好な集落環境を維持するため、地域住民のまちづくりに対する意識啓発を行うとともに、地域独自のルールづくりの制定に向けた取り組みを推進します。
- ソフト対策による市街地内の防災性や居住環境の向上を図るため、自主防災組織の育成に向けた取り組みを積極的に推進します。



■ 杵築・東地域の地域づくり方針図



■ 杵築・東地域の地域づくり方針図（市街地拡大）

(2) 大内・奈狩江地域

1) 地域の概況

- 当地域は、本市東部に位置し、伊予灘に面する東西に広がる地域です。
- 地域面積は 3,206ha で、市域の 11.4%を占め、このうち大内地区や奈狩江地区の海岸に沿った地区に広がる農地が 62.9%を占め、後背地は森林等が 25.7%を占めています。
- 地域の海岸線に面した地域に都市計画区域が指定（地域の 65%）され、うち用途地域が大内地区の臨海部 39ha（都市計画区域の 1.9%）が指定されています。
- 令和 2（2020）年の人口は 4,804 人で、市全体の 17.2%を占め、平成 12（2000）年から平成 17（2005）年にかけて一度増加しましたが以降は減少に転じ、ほぼ市全体と同様の傾向で減少しています。
- 高齢化率は 39%で上昇傾向にあり、市の平均とほぼ同じ率で推移しています。
- 令和 2（2020）年の就業者数は 2,279 人で市全体の 18%を占め、うち第一次産業 17.8%、第二次産業 28.0%、第三次産業 54.2%の構成となっています。

2) 地域の特性

- 大内・奈狩江地域は、沿岸部の国道 213 号沿道にまとまった集落地が形成され、大分空港道路以北は都市計画区域外となっています。
- 海岸線に沿って住吉浜リゾートパーク、奈多海水浴場等レクリエーションゾーンが形成されているほか、歴史的資源も多数分布しています。
- 後背の丘陵部は、起伏が激しく、柑橘等の果樹園地に囲まれた集落地がオレンジロードや県道系原杵築線沿いを中心に散在していますが、近年では後継者不足等により、耕作放棄が増えていきます。

3) 地域の課題

- 国道 213 号沿道の利便性を活かした都市的土地利用の促進
- 海岸線を活かした快適なレクリエーションゾーンの形成
- 生活拠点（守江、奈多）における生活利便性の確保に向けた機能立地の促進
- 丘陵地における自然の保全と田園環境の保全
- 歴史文化資源の保全
- 土砂災害や高山川の洪水や津波等の災害への対応

4) 地域づくりの目標

多彩な表情を魅せる地形美と
田園集落が調和する
人の交流があふれる地域づくり

5) 地域づくりの基本的な方針

- 海岸線沿いは、住吉浜や奈多海岸に代表される観光レクリエーションゾーン等の多彩な表情をみせる場所が点在しており、国道 213 号沿道の観光レクリエーション機能の充実により、賑わいと魅力あふれる地域づくりを目指します。
- 海岸線から離れた丘陵部は、豊かな自然資源や優れた景観を活かした田園地域として、良好な集落環境の形成を目指します。

6) 土地利用の方針

【用途地域】

- 大内地区の用途地域は、国道沿道の店舗立地や宅地開発等が進んでいる一方、高山川の洪水や津波の浸水が想定されていることから、計画的な市街地形成を誘導する区域と、無秩序な市街地の拡大を抑制する区域に区分し、用途地域の見直しを検討します。
- 市街地における空き家については、空き家バンクや定住促進に関する取り組みの活用により移住・定住促進を図ります。
- 大分空港道路の杵築インターチェンジ周辺や地域南部の工業拠点については、企業の良好な産業活動を確保するための連携機能の強化を推進します。
- 空港からの近接性を活かし、国道 213 号沿いの新たな産業立地を推進します。

【用途地域外】

- 守江、奈多の生活拠点においては、地域住民への生活サービス施設の充実を推進します。
- 国道 213 号沿道を含む沿岸部については、観光レクリエーションゾーンの機能向上及び産業立地に向けた土地利用の誘導を推進します。

- 漁港周辺は、水産拠点として水産物を活用した加工場等の集積と拠点間ネットワークの強化を進めるとともに、漁業者と消費者の交流促進を推進します。

【都市計画区域外】

- 集落地や緑地については、集落環境の保全と山林や農地の保全・整備を推進します。
- 柑橘等の果樹園地は、担い手の確保や転作の促進等を通して農地の荒廃化の防止を推進します。

7) 都市施設等の整備方針

- 拠点間をネットワークする幹線道路については、道路機能の拡充や交通移動の円滑化を推進します。
- 集落内生活道路の整備を推進するとともに、集落間ネットワークの強化を推進します。
- 住吉公園や奈多公園については、市民が日常的に利用できるレクリエーション施設であり、市民と観光客の交流の場であることから、施設の適正な維持管理と機能充実を推進します。
- 市街地内及び生活拠点においては、地区特性に応じた身近な公園や広場、ポケットパーク等の整備を推進します。
- 公共下水道については、接続率向上を推進するとともに、適切な維持管理に努め、計画的に改築更新を行います。また、点在する集落については、合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 市街地において、浸水する危険のある区域については、雨水管渠、雨水ポンプ場等の整備を検討します。
- 地域住民の交通の利便性を確保するため、現在運行している路線バスやコミュニティバスを始めとする地域公共交通について、運行本数、運行ルート等の見直しを推進します。
- 高山川については、防災性の向上と親水性を確保するため遊歩道や親水公園等の整備について関係機関との調整を推進します。

8) その他の整備方針

- 良好な景観を有する丘陵地の景観や集落環境の景観的価値に対する意識向上を推進します。
- 河川や海岸線、干潟の積極的な環境保全を推進します。
- 奈多狩宿海岸の松林については、積極的な再生と保存に努めます。
- ソフト対策による市街地内の防災性や居住環境の向上を図るため、自主防災組織の育成に向けた取り組みを積極的に推進します。

(3) 八坂・北杵築地域

1) 地域の概況

- 当地域は、旧杵築市の東部に位置し、地域の南部を流れる八坂川に沿った平地部と北部の起伏が多い丘陵地からなる地域です。
- 地域面積は 4,086ha で、市域の 14.6%を占め、森林等が 49.3%、農地が 41.3%、建物用地が 5.1%をそれぞれ占めています。
- 地域のおおむね大分自動車道以南の区域に都市計画区域が指定（地域の 32%）され、うち杵築インターチェンジ周辺の工業団地と総合運動公園周辺の 28ha（都市計画区域の 2.1%）に用途地域が指定されています。
- 令和 2（2020）年の人口は 4,573 人で、市全体の 16.3%を占め、平成 12（2000）年以降減少傾向が続き、平成 12（2000）年から 20%近く減少しました。
- 高齢化率は 44%で上昇傾向にあり、市の平均よりも 5 ポイントほど高い率で推移しています。
- 令和 2（2020）年の就業者数は 2,029 人で市全体の 16%を占め、うち第一次産業 19.1%、第二次産業 23.5%、第三次産業 57.4%の構成となっています。

2) 地域の特性

- 八坂地区は、JR 日豊本線の特急停車駅である杵築駅が位置し、駅を発着するバス路線と相まって本市の交通拠点の役割を担っています。
- 駅前を経由して杵築市街地を結ぶ県道藤原杵築線の沿道にはさまざまな施設のほか、比較的新しい団地状の住宅地が分布しています。
- その他の地域の大部分は、丘陵地とその中に農地と集落地が分布する利用が行われています。
- 八坂川や溝井川沿いでは、平坦な地形を活かした大規模な農地が営まれているほか、新しい住宅立地も見られます。
- 波多方峠付近の雄大な眺望や山村集落の風景、きつき茶の茶畑等、優れた景観資源を数多く有しています。
- 国道 213 号に近接し当地域と杵築・東地域にまたがった丘陵地に「八坂・東工業団地」の検討が進められています。

3) 地域の課題

- JR 杵築駅を核としたサブ拠点市街地形成の促進
- 杵築インターチェンジの周辺工業団地と新たな工業団地計画や杵築インターチェンジの交通利便性等を活かした産業立地の誘導
- 利便性を活かした良好な住宅開発の誘導
- 生活拠点（溝井）における生活利便性の確保に向けた機能立地の促進
- 農業集落と山林からなる自然と調和した丘陵地環境の保全
- 土砂災害、八坂川の洪水災害への対応

4) 地域づくりの目標

**国東半島の玄関口にふさわしい
交通機能を活かした
便利で豊かな地域づくり**

5) 地域づくりの基本的な方針

- JR 杵築駅周辺及び県道藤原杵築線沿いは、サブ拠点として、交通機能をはじめとする都市機能の立地により、国東半島の玄関口にふさわしい地域づくりを目指します。
- 八坂川以南の地域は、田園環境を活かした暮らしやすい住宅地や集落地が調和した地域づくりを目指します。
- 山間部の豊かな自然や優れた景観資源に囲まれた集落地は、生活拠点と位置づけた溝井地区への生活サービス施設の立地誘導により落ち着いた集落環境の形成を目指します。

6) 土地利用の方針

【都市計画区域】

- 玄関口にふさわしい駅前商業・業務地の形成を図るとともに、中心拠点の機能を補完する、一定の都市機能の集積を図り、地域住民の生活サービス施設等の充実に向けて、新たに用途地域の指定を推進します。
- 市街地における空き家については、空き家バンクや定住促進に関する取り組みの活用により移住・定住促進を図ります。
- 杵築インターチェンジに隣接する工業団地は、企業の立地誘導を推進します。
- 用途地域が指定されていない用途白地地域では、土地利用の状況等を考慮し、必要に応じて特定用途制限地域等による建物用途のコントロール方策を検討します。
- 市街地内の良好な樹林地については、積極的な保全を検討します。

- 八坂・東工業団地が予定されている区域については、良好な工業地が形成されるよう地区計画等の検討を推進します。

【都市計画区域外】

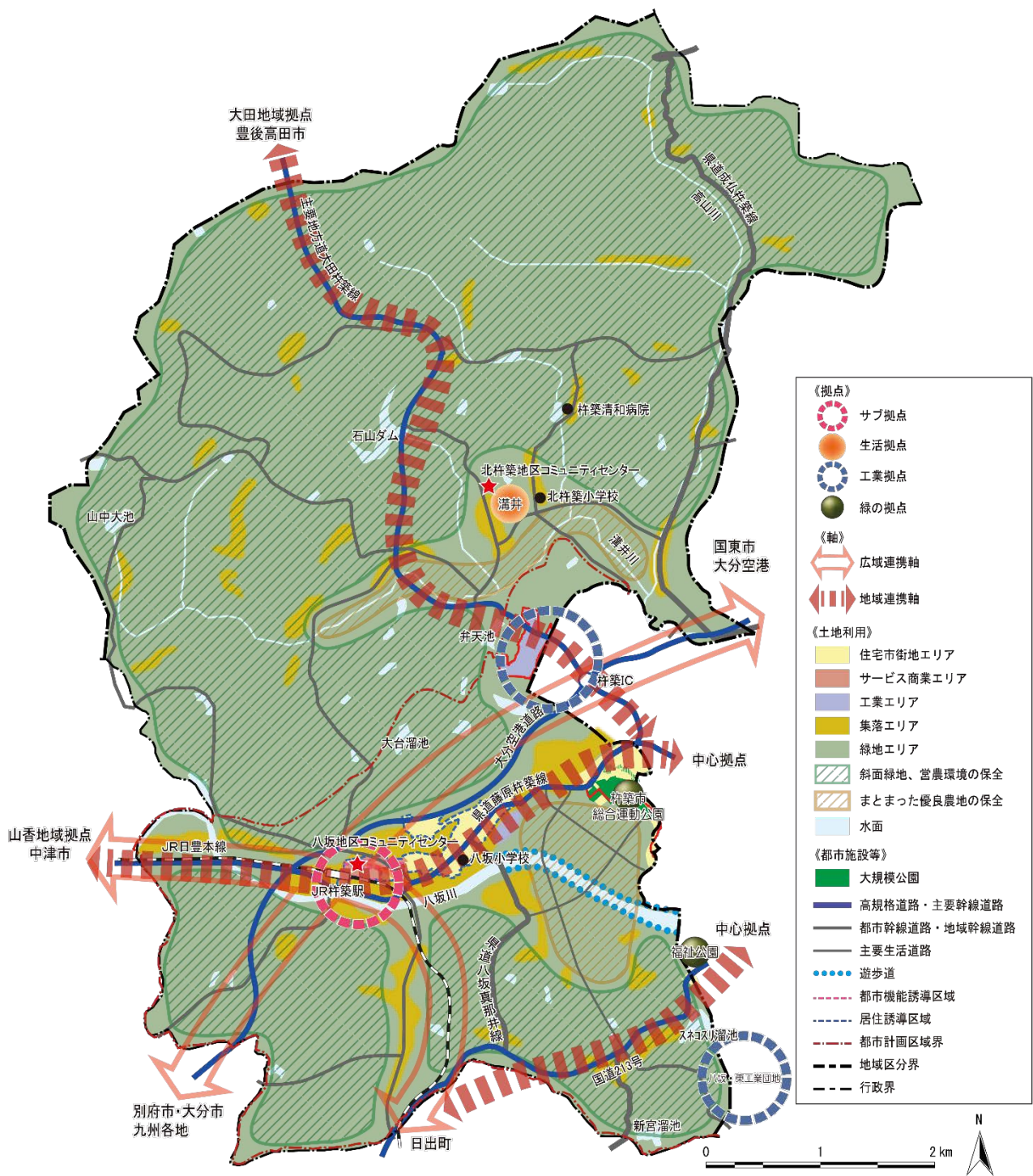
- 溝井生活拠点においては、地域住民への生活サービス施設の充実を推進します。
- 集落地や緑地については、集落環境の保全と山林や農地の保全・整備を推進します。

7) 都市施設等の整備方針

- JR 杵築駅周辺は、交通結節機能の強化を図るため、自由通路や駅前広場、駐車場や駐輪場等の整備を推進します。
- 拠点間をネットワークする幹線道路については、道路機能の拡充や交通移動の円滑化を図ります。特に、中心拠点や山香地域、大田地域との広域連携軸となる県道藤原杵築線や主要地方道大田杵築線については、道路の機能拡充を推進します。
- 市街地内の生活道路や集落内生活道路の整備充実を推進するとともに、集落間ネットワークの強化を推進します。
- 杵築市総合運動公園は、市民が日常的に利用できるレクリエーション施設であり、市民と観光客の交流の場であることから、施設の適正な維持管理と公園機能の充実を推進します。
- 公共下水道については、接続率向上を推進するとともに、適切な維持管理に努め、計画的に改築更新を行います。また、その他の集落については、合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 八坂川と高山川については、防災性の向上と親水性を確保するため遊歩道や親水公園等の整備について関係機関との調整を推進します。
- 地域住民の交通の利便性を確保するため、現在運行している路線バスやコミュニティバスを始めとする地域公共交通について、運行本数、運行ルート等について検討します。

8) その他の整備方針

- 良好な景観を有する丘陵地や集落環境の景観的価値に対する意識向上を推進します。
- ソフト対策による市街地内の防災性や居住環境の向上を図るため、自主防災組織の育成に向けた取り組みを積極的に推進します。



■八坂・北杵築地域の地域づくり方針図

(4) 山香地域

1) 地域の概況

- 当地域は、本市の西部に位置し、四方を 400～600mの山地に囲まれ、中央部を流れる八坂川、立石川、向野川及びその支流沿いの平地に農地と宅地が分布する旧山香町の区域です。
- 地域面積は 14,371ha で、市域面積の 51.3%と全体の過半を占め、うち森林等が 76.3%と大半を占めています。
- 令和 2（2020）年の人口は 5,997 人で、市全体の 21.4%を占め、平成 12（2000）年以降減少傾向が続き、平成 12（2000）年から約 30%減少しています。
- 高齢化率は 46%で上昇が続き、市の平均よりも 5 ポイント程上回る水準で推移しています。
- 令和 2（2020）年の就業者数は 2,837 人で市全体の 22%を占め、うち第一次産業 15.3%、第二次産業 20.8%、第三次産業 63.9%の構成となっています。

2) 地域の特性

- 外周部を山並みに囲まれ、中央部を南北に流れる河川沿いに形成された平地部に鉄道、国道、市街地が带状に連なり、これから枝状に伸びた県道沿いに形成された農村集落地により構成される地域です。
- 山香庁舎から JR 中山香駅周辺にかけての市街地にさまざまな都市機能が集積しており、地域の中心的拠点となっています。
- 特徴ある景観を有する山並みや田園景観等の豊かな自然に包まれ、国指定文化財等の資源が数多く分布する地域であるとともに、中央部の鉄道、国道、及び地域の西を経由する宇佐別府道路により利便性が優れた地域でもあります。

3) 地域の課題

- 山香庁舎周辺の地域拠点や生活拠点（立石）への都市機能の立地による地域の生活利便性向上の促進
- 地区間で人口、産業の活力に開きがあり、南北軸から離れた地区の活性化への対応
- 自動車専用道路、鉄道、国道等の幹線交通網による優れた交通環境を活用した地域づくりの促進
- 地区の特性に根ざした旧小学校跡地等の効果的な活用等による地区の暮らしやすさの向上促進
- 拠点と地区を結ぶ交通ネットワークの充実
- 自然環境と調和した農林業の活性化促進
- 土砂災害や八坂川等の洪水災害への対応

4) 地域づくりの目標

交通の利便性を活かし
豊かな水と緑に育まれた
うるおいのある地域づくり

5) 地域づくりの基本的な方針

- 里山の豊かな自然資源と優れた交通利便性を活かして地域の魅力づくりを進めるとともに、多くのひとを惹きつけ交流が盛んな地域づくりを目指します。
- 地域中央を南北に貫く道路や鉄道と地域拠点や生活拠点からなる幹線軸と、これから枝状に伸びる県道や河川からなる軸に沿って形成された各地区の個性を生かしながら、これらが有機的につながることにより、全体として生き生きと住み続けることができる地域の形成を目指します。

6) 土地利用の方針

【都市計画区域外】

- 山香庁舎周辺の地域拠点においては、地域住民の生活の利便性を確保するため、既存ストックを活用した市民サービスに必要な施設の充実と拠点間ネットワークの強化を推進します。
- 立石の生活拠点においては、地域住民への生活サービス施設の充実を推進します。
- 清らかな水と豊かな緑を活かした地域独自の交流施設の整備を検討し、地域内外の人々が交流できる拠点形成を推進します。
- 農業振興の観点から、空き家バンク等の活用による移住・定住の促進を図ります。

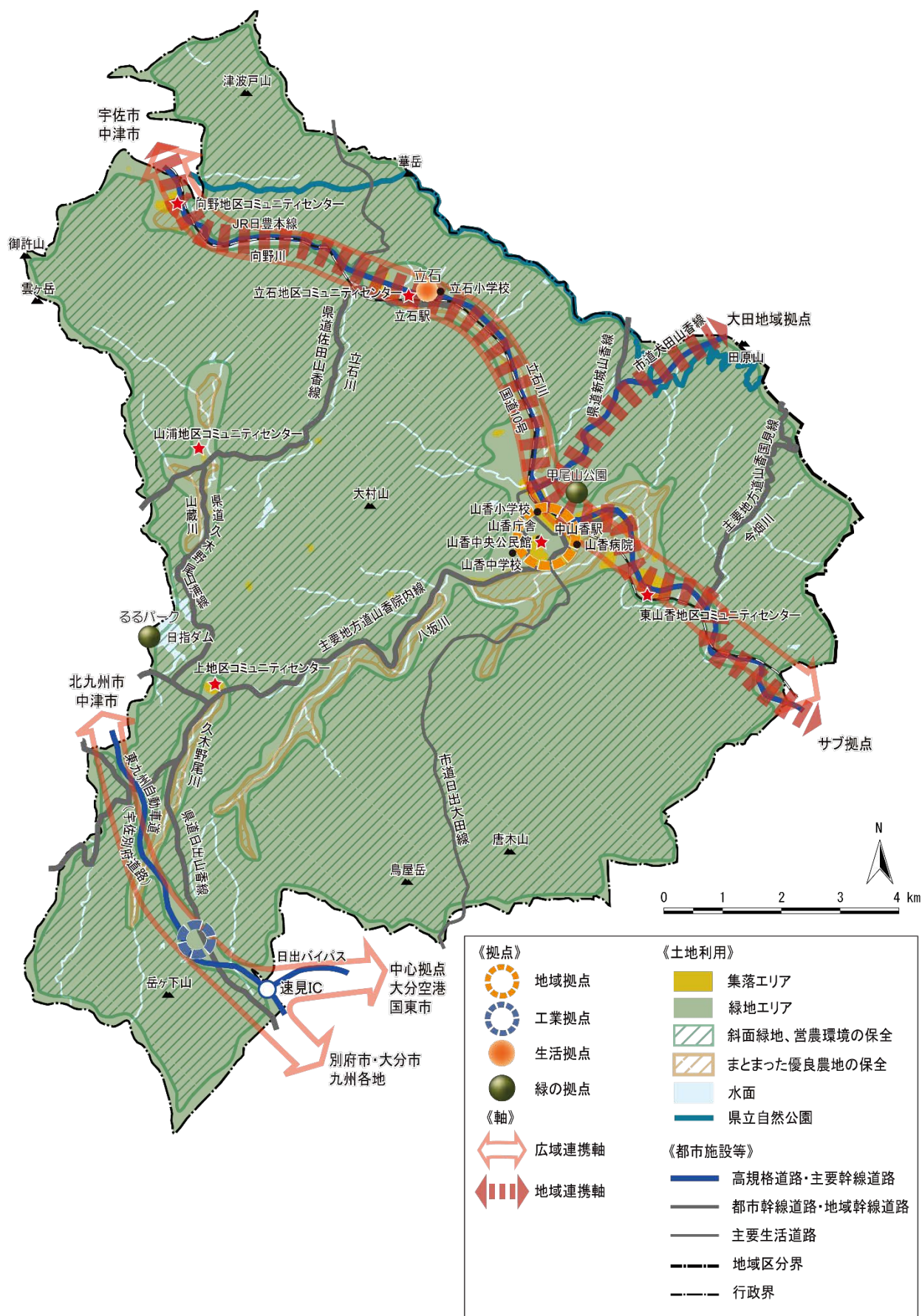
- 速見インターチェンジ周辺の工業拠点については、企業の良好な産業活動を確保するための連携機能の強化を推進します。
- 集落地や緑地については、集落環境の保全と山林や農地の保全・整備を推進します。
- 第1次産業の振興に必要な集落地では、コミュニティ維持を図るため、「小さな拠点」制度等の導入について検討します。

7) 都市施設等の整備方針

- 拠点間をネットワークする幹線道路については、道路機能の拡充や交通移動の円滑化を推進します。
- 集落内生活道路の整備を推進するとともに、集落間ネットワークの強化を推進します。
- るるパークは、自然とふれあえる環境を提供し、市民が余暇を過ごせる場所として、施設の機能充実とアクセス性の確保を推進します。
- 甲尾山公園は、市民が日常的に利用できるレクリエーション施設であることから、施設の適正な維持管理と機能充実を推進します。
- 八坂川や立石川、向野川については、防災性の向上と親水性を確保するため遊歩道や親水公園等の整備について関係機関との調整を推進します。
- 特定環境保全公共下水道については、接続率向上を推進するとともに、適切な維持管理に努め、計画的に改築更新を行います。また、その他の集落については、合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 地域住民の交通の利便性を確保するため、現在運行しているコミュニティバスを始めとする地域公共交通について、運行本数、運行ルート等について検討します。

8) その他の整備方針

- 恵まれた里山環境で生産されたさまざまな地域産品の地産地消を確立し、地域内外の交流を促進する地域拠点の形成を推進します。
- 地域住民の安全性を確保するため、急傾斜地の崩壊対策や土石流対策として、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の実施を推進します。
- 田園と山並みが織りなす良好な景観や里山環境の景観的価値に対する意識向上を推進します。
- ソフト対策による市街地内の防災性や居住環境の向上を図るため、自主防災組織の育成に向けた取り組みを積極的に推進します。



■山香地域の地域づくり方針図

(5) 大田地域

1) 地域の概況

- 当地域は、本市北東部に位置し、国東半島中央部の両子山から延びる複数の稜線に挟まれた地区に形成された旧大田村の区域で、中央部を流れる石丸川、桂川は北流して周防灘に注いでいます。
- 地域面積は 4,607ha で、市域の 16.5%を占め、このうち森林等が 82.6%と大半を占めています。
- 令和 2（2020）年の人口は 1,151 人で、市全体の 4.1%を占め、平成 12（2000）年以降急激な減少傾向が続き、平成 12 年から約 40%減少しています。
- 高齢化率は 58%で上昇が続いており、市の平均よりも 20 ポイント近く高い水準で推移しています。
- 令和 2（2020）年の就業者数は 485 人で市全体の 4%を占め、うち第一次産業 27.8%、第二次産業 18.6%、第三次産業 53.6%の構成となっています。

2) 地域の特性

- 地域の大部分を山林が占め、尾根筋に挟まれた谷筋に沿って農地や集落が形成された豊かな自然環境に包まれた地域です。
- 地域中央部を経由する主要地方道大田杵築線をはじめとする県道が地域交通の骨格を担い、これらが交差する大田庁舎周辺に公共施設が集まっており、地域の中心的拠点となっています。
- 地域には国指定文化財を始め歴史的な資源が数多く分布し、横岳自然公園を始めとする豊かな自然資源と相まって地域の魅力ある特性となっています。

3) 地域の課題

- 人口の減少や高齢化の進行が著しく、基幹産業であった農業従事者も大きく減少する等、地域の社会、経済の基盤が脅かされていることへの対応
- 大田庁舎周辺の地域拠点への商業機能や生活サービス機能の立地誘導による安心して住み続けることができる環境形成の促進
- 個性ある自然、歴史・文化環境の保全と活用
- 農業基盤の荒廃化への対応
- 杵築市街地や山香方面との連携を支える交通環境の充実
- 土砂災害や石丸川の洪水災害への対応

4) 地域づくりの目標

**歴史・文化資源を活用した
里山の集落と自然が織りなす景観が共生する
ゆとりある地域づくり**

5) 地域づくりの基本的な方針

- 大田庁舎周辺の地域拠点においては、地域の生活を支えるさまざまな都市機能の立地誘導により、日常の生活を安心して過ごすことができる地域づくりを目指します。
- 大田地域では、地域の就業者の約3割近くを第1次産業が占め、農林業が地域の基幹産業であることから、都市活動との連携を確保しながら、自然環境と共生した地域づくりを目指します。
- 豊かな自然環境や豊富な歴史資源は、地域の魅力を高める貴重な環境資源であることから積極的に保全・活用を目指します。

6) 土地利用の方針

【都市計画区域外】

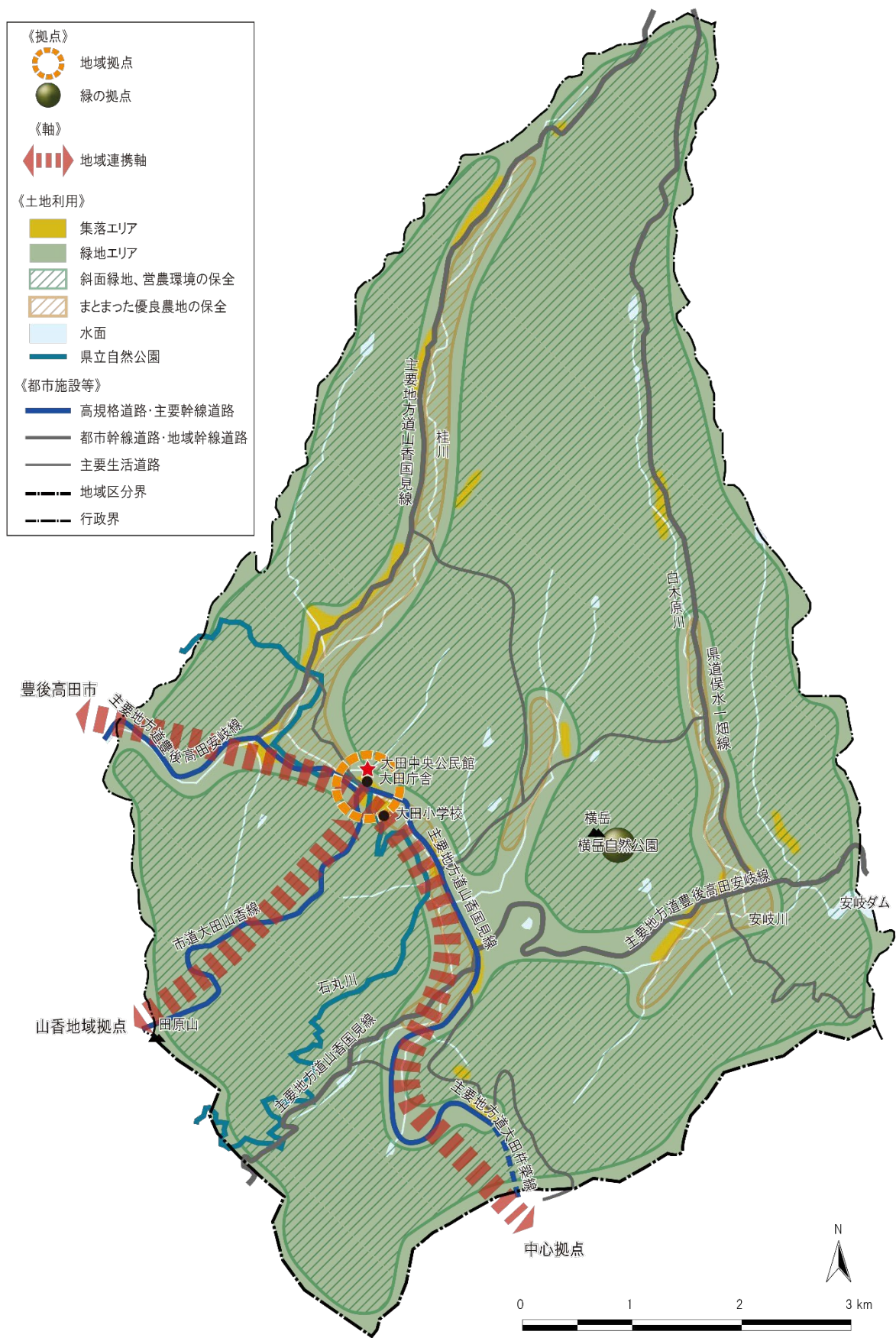
- 大田庁舎周辺の地域拠点においては、地域住民の生活の利便性を確保するため、市民の生活サービスに必要な施設の充実と拠点間ネットワークの強化を推進します。
- 農業振興の観点から、空き家バンク等の活用による移住・定住の促進を図ります。
- 集落地や緑地については、集落環境の保全と山林や農地の保全・整備を推進します。
- 第1次産業の振興に必要な集落地では、コミュニティ維持を図るため、「小さな拠点」制度等の導入について検討します。

7) 都市施設等の整備方針

- 拠点間をネットワークする幹線道路については、道路機能の拡充や交通移動の円滑化を推進します。
- 特に地域内を経由する主要地方道大田杵築線や県道新城山香線に接続する市道大田山香線についてはコミュニティバス循環コースのルートにもなっており、円滑な通行の確保に向けた整備を推進します。
- 集落内生活道路の整備を推進するとともに、集落間ネットワークの強化を推進します。
- 横岳自然公園は、自然とふれあえる環境を提供し、市民が余暇を過ごせる場所として、施設の機能充実を図ります。
- 農業集落排水については、接続率向上を推進するとともに、適切な維持管理に努め、計画的に改築更新を行います。また、その他の集落については、合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 地域住民の交通の利便性を確保するため、現在運行しているコミュニティバスを始めとする地域公共交通について、運行本数、運行ルート等について検討します。

8) その他の整備方針

- 地域で生産されたさまざまな地域産品の地産地消を確立するため、地域拠点において地域内外の交流を促進する交流拠点の形成を推進します。
- 地域住民の安全性を確保するため、急傾斜地の崩壊対策や土石流対策として急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の実施を推進するとともに、石丸川の浸水対策を推進します。
- 良好な景観を有する山並みの緑や集落環境の景観的価値や自然と共生する生活スタイルの維持に対する意識向上を推進します。
- 環境共生型生活スタイルを地域の魅力としてアピールし、新たな居住者の確保と第1次産業の担い手確保を推進します。
- ソフト対策による市街地内の防災性や居住環境の向上を図るため、自主防災組織の育成に向けた取り組みを積極的に推進します。



■大田地域の地域づくり方針図

1. まちづくりにおける各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は、一人ひとりが地域づくりの担い手であるという自覚を持ち、地域活動等への積極的な参加や、地域にある道路や公園等の公共空間の適切な維持管理に関わることが重要です。また、自身が住む地域に対して関心を持つように心がけ、地域や本市に関する各種情報について、積極的に収集するとともに、市が実地するパブリックコメントやワークショップ等への積極的な参加が求められます。

(2) 住民自治協議会の役割

住民自治協議会（以下、協議会）は、地域住民が安心して暮らせる魅力ある地域づくりを目指し、さまざまな地域課題を解決するため、自ら考え行動するような姿勢が重要です。また、地域住民間の交流の機会を創出することで、地域コミュニティの維持を目指すとともに、これらの取り組みについて市と情報共有を図り、必要に応じて支援等を受けながら効率的・効果的な地域づくり活動を実施することが求められます。

(3) 事業者等の役割

事業者等は、事業活動を通して地域の産業振興や経済活動の活性化に貢献することが重要です。まちづくりの担い手としての役割を理解し、各地域で行われるまちづくり活動に対して、積極的に参加・協力することにより、社会貢献を果たしていくことが求められます。

(4) 行政・教育機関の役割

行政は、本マスタープランに定める方針に基づき、その実現に向けた各種事業の取り組みについて、庁内関係各課との横断的な連携や適切な進捗管理に基づく計画の見直しを行うとともに、事業の計画段階で市民の意見を反映させるための仕組みづくりを行います。また、市民への情報提供や協働のまちづくり活動に対する意識醸成のための取り組み、地域の主体的なまちづくり活動への支援や積極的な参加に努めます。

教育機関は、本市のまちづくりに対する積極的な助言や提案を行うとともに、地域の自治組織等と連携したまちづくり活動への参加・支援を行うことが求められます。

2. 実現に向けた各種取り組み

第3章から第5章に示す各種方針の実現に向けて、市民・事業者・行政が取り組む施策について以下のように整理します。

■分野別方針の実現化に向けた方策①

施策区分	主な取り組みとその内容	★：すでに進めている取り組み	取り組み主体				おおむねの工程		
			国・県等	市	事業者等	市民	短期 （～5年）	中期 （5年～10年）	長期 （10～20年）
土地利用の方針									
住宅地エリアの土地利用	歴史環境保全住宅エリア	城下町地区を対象として歴史的まちなみと調和した住宅地の保全（第一種中高層住居専用地域）		○			歴史的まちなみ保全の取組を維持		
	住宅市街地エリア	質の高い住環境の形成に向けて低層戸建ての良好な居住環境の形成を図り、杵築らしさのある個性的な整備を誘導（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域または準住居地域）		○			用途変更 住環境形成・整備誘導 杵築らしさのある住環境形成の取組を維持		
工業系エリアの土地利用	既存工業団地エリア	工業地域		○			既存の工業地域の維持		
	★新たな工業団地	八坂・東地区は、良好な工業団地形成及び周辺道路網との円滑な接続等のため用途地域の指定または地区計画の指定について調査・検討		○			調査・検討 整備		
	その他の工業エリア	準工業地域		○			工業施設の誘致・操業環境を維持		
商業系エリアの土地利用	歴史景観形成商店街エリア	商業地域		○			商店街の魅力向上のための取組を維持		
	商業業務エリア	商業地域または近隣商業地域		○			賑わい創出・活性化施策の取組を維持		
	サービス商業エリア	準住居地域		○			沿道サービス施設を維持する取組を維持		
	生活商業エリア	第一種住居地域		○			生活利便性の確保を継続		
	駅前商業エリア	準住居地域の新たな指定		○			検討・指定		
	杵築インターチェンジ周辺エリア	準住居地域の新たな指定		○			検討・指定		
	沿道サービスエリア	準住居地域・準工業地域		○			沿道サービス施設を維持する取組を継続		
	福祉拠点エリア	準工業地域		○			福祉拠点の形成に向けた施設誘致を継続		
郊外地域の土地利用	地域拠点・生活拠点エリア	山香地域、大田地域等の地域拠点や生活拠点を対象として、地域の活性化に向けた地域交流施設の誘導		○			地域活性化策の検討・整備		
	集落エリア （都市計画区域）	良好な集落環境の保全のため、特定用途制限地域等の検討・指定による無秩序な開発の抑制		○			検討・指定		
	集落エリア （開発住宅地）	郊外型住宅開発地は、自然環境に囲まれた住宅地として良好な住環境の保全に向けて居住者間での建築協定等を検討		○			検討・協定		
市街地の整備方針									
中心拠点	「立地適正化計画」の都市機能誘導区域のうち、杵築インターチェンジ周辺を対象として新たな市街地の形成を誘導			○			市街地整備の検討 新たな市街地形成に向けた取組を継続		
	新たな用途地域の指定	現在用途地域未指定の都市機能誘導区域、居住誘導区域について新たに用途地域を設定（準住居地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域を想定）		○			用途地域の検討・指定		
	★都市機能の誘導	「立地適正化計画」制度等を活用して都市機能誘導区域への都市機能の立地促進		○			都市機能の立地誘導の取組を維持		
	★住宅等の誘導	「立地適正化計画」制度等を活用して居住誘導地域への住宅等の立地誘導、移転誘導		○			住宅開発の立地誘導の取組を維持		
	基盤整備	良好な市街地形成に向けて面的な基盤整備の検討		○			市街地整備の検討		
サブ拠点	「立地適正化計画」の都市機能誘導区域のうち、JR杵築駅周辺を対象として新たな市街地の形成を誘導			○			市街地整備 新たな市街地形成に向けた取組を維持		
	新たな用途地域の指定	現在用途地域未指定の都市機能誘導区域について新たに用途地域を設定（準住居地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域を想定）		○			検討・指定		
	都市機能の誘導	「立地適正化計画」制度等を活用して都市機能誘導区域への都市機能の立地促進		○			都市機能の立地誘導の取組を維持		
	基盤整備	良好な市街地形成に向けて駅近傍の大規模未利用地の活用を含め面的な基盤整備・誘導		○			市街地整備の検討		

■分野別方針の実現化に向けた方策②

施策区分	主な取り組みとその内容	取り組み主体				おおむねの工程		
		国・県等	市	事業者等	市民	短期 (～5年)	中期 (5年～10年)	長期 (10～20年)
★：すでに進めている取り組み								
市街地の整備方針								
2つの市街地の結合	市街地とJR杵築駅周辺の市街地の一体化を図るため、駅から中心市街地までの案内誘導、八坂川への親水性のある遊歩道による歩行者系ネットワークの確保など、来街者の市街地への誘導方策についての調査・検討		○			交通連携 歩行者ネットワーク形成		
用途地域の見直し	災害の恐れが強い地区について建物の立地抑制を図るため、用途地域からの除外及び田園居住地域等への見直しの調査・検討		○			検討・指定		
地区計画等による市街地の整序	地区計画その他の計画の策定や指定に沿ったまちづくり		○			地区計画の維持		
	原南地区において地区計画に沿った規制誘導の推進		○			地区計画の維持		
	新たな地区計画の指定		○			検討・指定		
	その他の整備・誘導手法	新たな工業拠点の形成		○		検討・指定		
	大分空港の「宇宙港」化プロジェクトへの対応		○			プロジェクトと連動した市街地整備の検討 工業団地の検討・整備		
空き家の解消等	空き家の解消と移住・定住の促進		○	○		空き家の再生・利活用 空き家解消に向けた移住・定住の継続		
交通体系の方針								
都市計画道路の整備	優先的に整備を推進する路線の整備		○			緊急路線の整備		
	長期未着手路線の見直し		○			検討・適用		
歩行者用道路の整備	歩行者の視点に立った道路づくり		○			市街地内歩行空間の改善の取組を継続		
	魅力的な歩行者空間の確保		○			旧城下町の歩行環境の維持を継続		
郊外の道路ネットワークの方針	幹線道路の整備	○	○			幹線道路の維持・改善を継続		
	生活道路の整備		○	○		集落内道路の維持・改善を継続		
公共交通	★「地域公共交通計画」の策定	○	○	○	○	検討・策定		
鉄道	鉄道事業者との連携		○	○		公共交通の利便性確保の取組を維持		
	駅前広場などの整備		○	○		検討・整備		
路線バス	バス事業者等との連携		○	○		公共交通の利便性確保の取組を維持		
	バスターミナル等の整備		○	○		検討・適用		
コミュニティバス等	「地域公共交通計画」を踏まえた運行の確保		○	○	○	公共交通の利便性確保の取組の継続		
	新しい交通システムの検討		○	○	○	新交通システム導入可能性の調査・検討		

■分野別方針の実現化に向けた方策③

施策区分			主な取り組みとその内容				取り組み主体				おおむねの工程		
							国・県等	市	事業者等	市民	短期 (～5年)	中期 (5年～10年)	長期 (10～20年)
★：すでに進めている取り組み													
水と緑の方針													
都市公園の整備	都市基幹公園の維持管理	杵築市総合公園等の維持管理、機能の充実		○				適切な維持管理の継続					
	住区基幹公園の整備・維持管理	3箇所の未整備街区公園の整備		○				検討・整備					
		市街地で公園が不足する地区において、公園、広場等の整備方法にとらわれないオープンスペースの整備		○		○		市街地内オープンスペースの確保を継続					
	特殊公園の整備・維持管理	奈多公園、住吉公園の既整備区域の維持管理と未整備区域の整備		○				検討・整備					
公共施設緑地	自転車歩行者専用道の整備	歴史街道、歴史的坂道等の歩行者系道路の保全・整備		○				歴史的歩行空間の保全・整備を継続					
	その他の公共空地の確保	緑地広場や多目的広場等都市公園法によらない公的なオープンスペースを地域住民のニーズ等に応じて配置		○	○	○		市街地内オープンスペースの確保を継続					
市街地緑地の保全	風致地区等の指定	良好な景観を有する自然海岸については、保全を目的とした風致地区の指定について調査・検討		○				検討・指定					
		旧城下町周辺の斜面樹林は、風致地区または特別緑地保全地区などの指定について調査・検討		○				検討・指定					
	緑化協定の検討	大規模な工場敷地は、緑化協定等による敷地内緑化を誘導		○				工場緑地・緩衝緑地の維持					
	田園住居地域の検討	用途地域で市街化が進まない農地が分布する地域では、都市と農地が調和したまちづくりが求められる地域について田園住居地域の指定について調査・検討		○		○		検討・指定					
都市緑化の推進	市街地緑化の推進	幹線道路の街路樹植栽、既存の遊歩道等を活用した緑のネットワーク形成、商店街、工場等の緑化、民有地の緑化等を推進する調査・検討		○	○	○		民有地を含めた緑化への取組を維持					
	歴史的まちなみの保全と緑化推進	「景観計画」による景観重点地区、景観重要建造物、景観重要樹木の指定について調査・検討		○		○		検討・指定					
	緑化推進体制	行政と市民、関係事業者が連携して公共空間から民有地までの緑化を進める体制づくりとして、ボランティア団体の育成の推進		○	○	○		緑化推進団体の育成の取組を維持					
自然環境の保全	特に保全すべき自然緑地の保全	骨格的緑地の保全、干潟の保全、溜池の保全、河川・海の保全については、「景観計画」及び「景観条例」の積極的な運用		○		○		自然環境の積極的保全の取組を維持					
		「環境基本計画」に沿った保護団体の支援、市民の意識啓発等の市民活動による保全		○		○		市民と連携した環境保全の取組を維持					
身近な自然環境の保全	田園・里山の保全	まちのゾーン、里のゾーン、山のゾーン、海・海辺のゾーンについて「景観計画」の環境形成基準に則した運用		○		○		景観計画環境形成基準に則した運用継続					
自然環境を保全するための法規制	自然公園、風致地区、鳥獣保護区、保安林、農業振興地域農用地区域等自然環境関連法規制の指定と運用		○	○				法規制の指定と運用の継続					
景観形成	「景観計画」及び「景観条例」に沿った景観の形成	まちのゾーン、里のゾーン、山のゾーン、海・海辺のゾーンごとに「景観計画」の景観形成基準に則した運用		○		○		景観条例に沿った景観形成の維持					

■分野別方針の実現化に向けた方策④

施策区分	主な取り組みとその内容	取り組み主体				おおむねの工程			
		国・県等	市	事業者等	市民	短期 (～5年)	中期 (5年～10年)	長期 (10～20年)	
★：すでに進めている取り組み									
景観形成の方針									
市街地景観ゾーンの方針	歴史景観の法的な保全策の活用	「景観計画」に基づく景観重要建造物の指定、城下町地区地区計画や北台南台地区重要伝統的建造物群保存地区の指定及び「歴史的風致維持向上計画」等に基づく歴史的まちなみの保全と再生				○		歴史的まちなみ保全・再生の取組を維持	
	★「坂道の城下町」景観形成の推進	旧城下町の歴史的坂道の保全・再生及び坂道周辺の建物の高さや屋根の形状、瓦等の統一に向けた地区計画の適切な運用				○	○	「坂道の城下町」景観形成の推進	
	歴史的な景観の再生	城下町商店街は、地区計画や重要伝統的建造物群保存地区の指定に基づき、都市計画道路3.4.4宗近魚町線の道路環境整備と併せた歴史的景観の再生				○		歴史的景観の再生の取組を維持	
	住宅地景観の形成	住宅地の生け垣や玄関周りのプランターによる緑化など緑地協定、建築協定等のルールづくりに向けた市民主体の景観形成活動の支援及び意識啓発				○	○	住宅地の景観形成の取組を維持	
	工業地景観の形成	緑化協定等による工場の敷地緑化及び隣地境界などの緑化を促進				○		工業地の景観形成の取組を維持	
	商業地景観の形成	商店街のまちなみ景観の形成や屋外広告物の規制・誘導、高さ規制等、都市景観の向上に向けた「景観計画」の運用に基づく誘導・啓発				○	○	都市景観の向上に向けた誘導・啓発継続	
自然景観、田園景観、海辺景観各ゾーンの保全	「景観計画」、「景観条例」及び「環境基本計画」等の景観、環境にかかる制度の効果的な活用に向けて、必要な地区指定、環境保護団体の支援等を推進	○	○	○			自然景観、環境保全の取組を維持		
景観形成軸の方針	沿道景観軸の保全	「大分県沿道の景観保全等に関する条例」に基づき、敷地の緑化、建築物の色彩等について指導、誘導				○		沿道景観の指導・誘導の取組を維持	
	河川景観軸の保全	主要河川について河川の景観保全と共に、親水性のある遊歩道等の親水景観を演出する遊歩道の整備について調査・検討				○	○	遊歩道整備の調査・検討 河川景観の保全の取組を維持	
その他の景観形成の方針	眺望点の整備	眺望点の整備と市内外への積極的なPRの推進				○		眺望点の調査・整備 眺望点のPR活動を維持	
	★歴史的建造物の保全推進	城下町保存基金の活用による積極的な保全と現在も居住利用されている歴史的建造物についても有効な保全対策について検討				○		歴史的建造物の維持・保全の取組を維持	
	景観デザインの方針	公共建築物は、杵築市らしさや周辺景観に配慮したテーマを持ったデザインによる施設整備を推進				○		景観デザイン統一の取組を維持	
		統一化されたオリジナリティあふれる標識（サイン）の整備を推進				○		統一化された標識の整備	
	景観形成に向けた取り組み	「景観計画」による景観形成の方針及び景観形成基準等に沿って、市民・事業者・行政の協働による地域特性を活かした良好な景観形成の実現を推進				○	○	○	良好な景観形成に向けた取組を維持
都市防災の方針									
防災基盤と防災体制の方針	災害に強い市街地再編等	「立地適正化計画」に基づく居住誘導区域、都市機能誘導区域への諸機能の立地誘導と災害リスクが高い地区における立地抑制				○	○	○	災害リスクの高い場所の立地抑制の取組
	歴史的まちなみに対応した防災対策の検討	旧城下町の地区では古い木造建築物が多いため文化財保全と市民の安全を確保するため、地区レベルの防災計画について調査・検討				○	○		防災計画の調査・検討 旧城下町の安全性確保の取組を維持
	防災基盤の整備	公共建築物の耐震化・不燃化の促進				○			公共施設の耐震化・不燃化の取組の維持
		市街地の幅員 4 m未満の狭隘道路は、災害時の延焼の防止や安全な避難の確保に向けて、沿道の不燃化、ブロック塀の更新、沿道宅地内の緑化等を推進				○	○		狭隘道路解消の取組の維持
		防火地域・準防火地域の指定について調査・検討				○			検討・適用
	治水対策、土砂災害防止対策	河川、ため池、崖地などハザードマップにおいて危険箇所とされた箇所は、それぞれの改修や乱開発の防止、市民や関係機関との協力による必要な災害防止対策の推進				○	○	○	緊急性の高い災害防止対策 治水対策、土砂災害対策の取組の継続
防災体制	自主防災組織の育成	市民と行政が連携した防災体制を確立に向けて、日常的なコミュニティによる防災活動の支援、行政区ごとの自主防災組織の育成・強化を推進				○	○	○	自主防災組織の育成・強化の取組の継続
	ハザードマップの活用	土砂・津波・洪水・高潮・内水・溜池の各ハザードマップについて市民への周知、浸透及び効果的な活用を促進				○	○		ハザードマップの周知の取組の継続
	防災訓練の推進	学校や自主防災組織等における防災訓練、避難訓練を推進				○	○	○	防災訓練の継続的取組の維持の継続
	給食センターの活用	災害時に避難所生活者等に応急給食の提供を行うことができる給食センターの活用について関係部署との協議				○			検討・適用
復興まちづくり計画	復興まちづくり計画の事前準備	大規模災害時に必要な復興まちづくり計画が速やかに策定できるよう、平時において復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理・分析など復興まちづくりの方針等を定める事前準備の調査・検討				○			検討・策定

■分野別方針の実現化に向けた方策⑤

施策区分	主な取り組みとその内容 ★：すでに進めている取り組み		取り組み主体				おおむねの工程		
			国・県等	市	事業者等	市民	短期 (～5年)	中期 (5年～10年)	長期 (10～20年)
下水道・河川の整備方針									
下水道の整備	下水道の整備・維持管理	汚水については、公共下水道等の整備がおおむね完了し、今後は維持管理に努め、適切な改築更新を実施		○			下水道の適切な維持管理の継続		
		雨水については、都市下水路が整備済みであり、今後は維持管理を推進		○			都市下水路の適切な維持管理の継続		
		浸水する危険のある区域については、雨水ポンプ場等の整備を引き続き推進		○			検討・整備	継続的な危険箇所の対応	
河川の整備	河川改修	氾濫のおそれのある河川は、河川管理者と連携して計画的な改修を実施	○	○			氾濫防止の河川改修の取組を継続		
		浸水等の災害の防災対策として、河川流域が有する保水機能や遊水機能を維持・保全		○			保水機能・湧水機能確保		
	遊歩道、安らぎの場	八坂川や高山川等の主要河川の水辺は、親水性のある遊歩道などの整備について調査・検討	○	○			親水性のある遊歩道の整備		
	自然環境の保全	河川整備にあたっては、自然環境への影響を最小限に抑えるため、生態系への影響に配慮した整備を推進	○	○			自然環境の保全の取組を継続		
その他の生活環境形成									
情報関連施設の方針	★ケーブルテレビ網等の整備と活用	CATV、Wi-Fi、FM放送等情報通信環境の整備・充実		○		○	検討・整備		
	行政の情報発信の推進	都市計画関連の行政情報の電子化とインターネットを活用した市民への情報提供の推進		○		○	検討・整備		
「公共施設等総合管理計画」を踏まえた公共施設の配置・整備	「公共施設等総合管理計画」に沿った公共施設の整備	公共施設は、「公共施設等総合管理計画」の方向性に沿って統廃合や縮減も視野にいたした施設ごとの検討を踏まえた整備・維持・管理を実施		○			公共施設の適切な維持管理の取組を継続		
コミュニティ施設の活用	中央公民館、コミュニティセンターの活用促進	杵築、山香、大田地域の各中央公民館及び各地域のコミュニティセンターは、住民自治協議会を中心とした地域活動や自主防災の拠点として活用及び施設の充実を推進		○	○	○	中央公民館・コミュニティセンター機能強化		
		今後のコミュニティ施設の立地については、地域拠点、生活拠点への立地を誘導		○		○	検討・適用		
教育文化施設	学校教育施設	学校教育施設については、教育環境や管理体制に配慮した上で、地域住民の交流や活動の場としての多角的利用を検討		○		○	教育施設の多角的活用の取組の継続		
		災害時の避難場所としての機能の充実		○		○	災害時の避難場所として機能増進を継続		
		休日には地域への施設の開放を推進し、地域スポーツや文化の交流拠点としての活用を促進		○		○	教育施設の開放の取組を継続		
		小・中学校の統廃合により廃止された学校施設は、地域住民と連携して今後の効果的な活用方向を調査・検討		○		○	検討・整備		
保健福祉施設	福祉センターの利用環境整備	杵築市健康福祉センターについて誰でも気軽に利用できる環境づくりに向け、施設機能の拡充、公共交通アクセスの充実等を検討する		○	○	○	健康福祉センター利便性向上		
地域交流施設	地域交流施設整備	地域内の交流、他地域との交流及び観光客との交流等を促進するため、地域拠点や生活拠点等に地域交流施設の導入を検討		○		○	検討・整備		
	道の駅等	「杵築ブランド」等の本市の特産物の販売や、特産物のレストラン、自動車利用者が休憩できる道の駅等、複合的な地域交流施設として新たな地域交流拠点を整備することについて調査・検討		○		○	検討・整備		

3. まちづくりの方向性

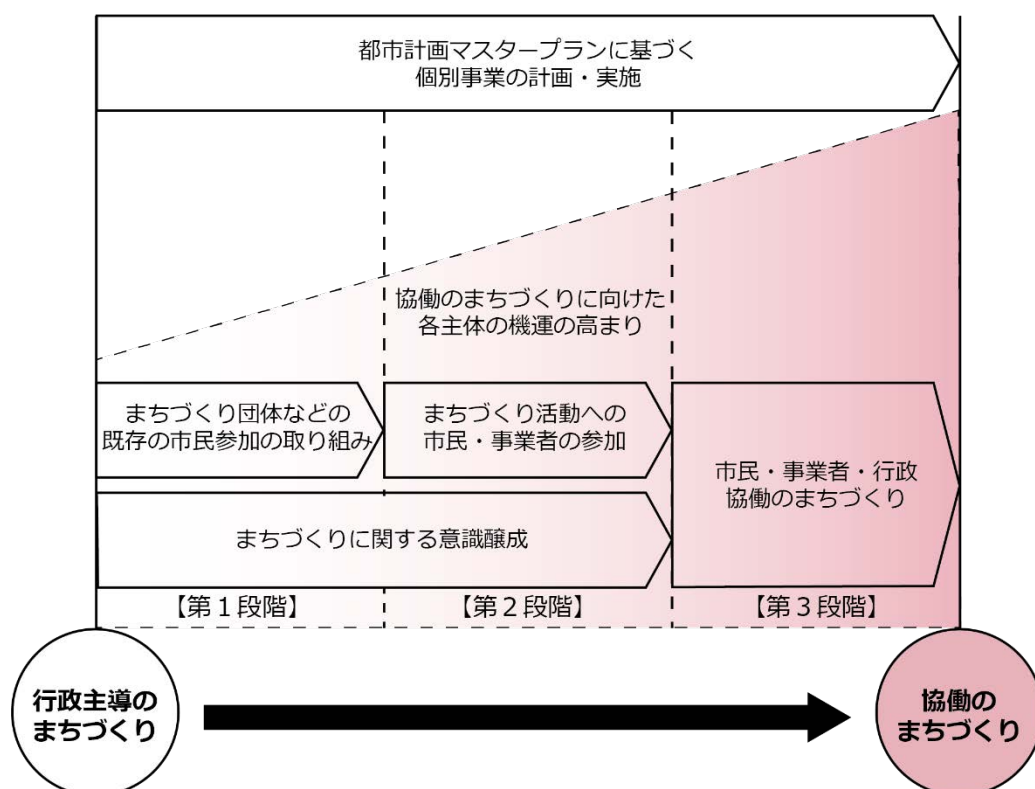
(1) 基本的な方向性

「自然・歴史・文化と都市の活力が調和した住み良さを実感できるまち」を実現するため、市民・事業者・行政のパートナーシップを進めていくことが重要です。そのため、

まちづくりに関する個別の計画・事業において積極的に市民参加を取り入れ、最終的には行政主導のまちづくりから市民・事業者・行政の協働のまちづくりを目指します。

(2) まちづくりに向けた段階的な取り組み

まちづくりに向けた市民参加方策として、以下のような段階的に取り組むものとします。



◆第1段階： 取り組み姿勢に応じた 市民参加

現在、積極的に市民参加に取り組んでいる市民の活動については市民参加を先導する試みとして、積極的に支援・PRを実施し、市民参加に向けた意識醸成を図ります。

◆第2段階： 市民・事業者のまちづくり活動 への参加

第1段階の取り組みにより、これまで有志によるまちづくり活動であったものから、徐々に興味ある方々の参加が増え、市民・事業者の積極的なまちづくり活動への参加を促進します。

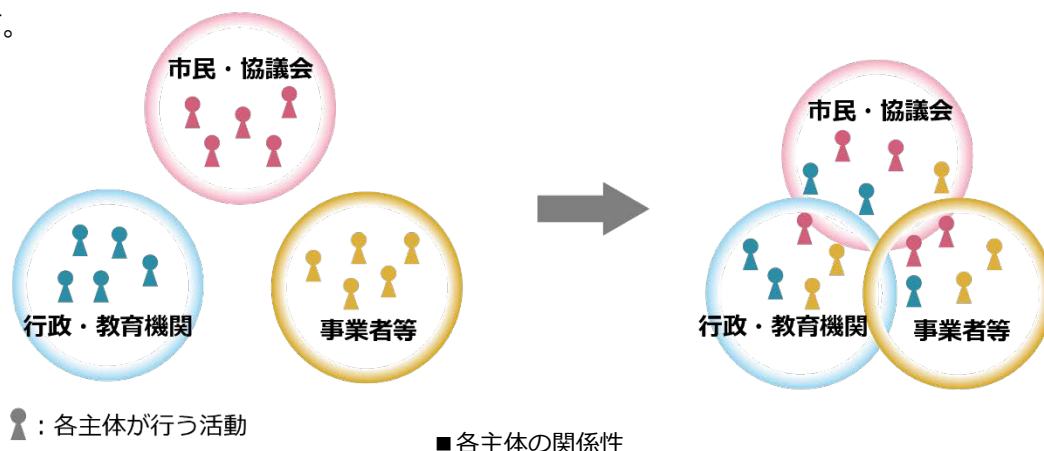
◆第3段階： 市民・事業者・行政協働の まちづくり

市民・事業者・行政によるまちづくり活動や各種事業等を進めることで、行政主導ではなく、地域に関わる複数の主体による協働のまちづくりへの展開を目指します。

■市民参加の段階的取り組み

(3) まちづくりにおける各主体の関係性

まちづくりを進めるにあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの主体の役割を理解し、協力することが求められます。そのため、まちづくりに関する各種取り組みについて、各主体が別々に実施するのではなく、連携しながら実施することで、より効率的・効果的なまちづくりを目指します。



(4) まちづくりの推進に向けた取り組み

今後、市民・事業者・行政が互いの信頼関係のもとまちづくりを進めるため、杵築市自治基本条例に基づく「協働のまちづくり指針」に示す内容を踏まえて、以下のような取り組みが必要です。

1) 人材育成

地域におけるまちづくりの推進には、自治意識がありまちづくりの中心となるリーダー的存在が必要不可欠であるため、行政は各種団体を通じて人材の発掘や育成に取り組みます。

また、市民参加のまちづくりに係る、さまざまな考えや手法等を地域の知恵として吸収するため、市民・事業者・行政を交えた勉強会や研修等の実施により、学習する機会や場を提供します。

2) 情報公開

行政の持っている情報や問題点を提示し、市民・事業者が持っている情報や意向を提示するという双方向の情報交換に取り組んでいきます。情報公開の媒体としては、広報紙、市ホームページ、ケーブルテレビの市民チャンネル等の活用を検討します。

3) ルールづくり

多くの人々が関わる市民参加においては、まちづくりのルールが必要です。市民と行政もしくは市民間で、ガイドラインや支援方策等のルールづくりを行うことにより、円滑なまちづくりの運営を進めます。

4) 体制づくり

今後本市においては、さまざまなまちづくりの事業が予定されていますが、その際も計画・管理・運営等のあらゆる段階で市民参加を取り入れ、市民の視点や意向、協力が十分に反映できる体制づくりを推進します。

4. 実現のために市が取り組むべきこと

本マスタープランにおいて定められた方針を実現するため、庁内における推進体制の強化を行い、市民や関連機関との連携を図ります。また、各種分野別方針の実現に向けて段階的な取り組みを進めます。

(1) まちづくり推進体制の確立

まちづくりを推進していくためには、都市計画分野だけでなく、福祉・教育・文化・産業・環境等のさまざまな行政分野と連携を図ることが必要です。関係各課の情報の共有、相互調整、合意形成を行い、各分野の事業を統合したまちづくりに関する総合的・体系的な施策展開を推進します。

また、市民に開かれた行政を展開するためには、積極的に広報や啓発活動を行い、市民の意見をまちづくりに反映させて、広範な施策を行うための組織の確立に向けた取り組みを推進します。

(2) まちづくり支援体制の確立

これからのまちづくりは、計画の策定段階や実施の段階においての市民参加が不可欠です。市民参加を効果的なものとするためには、市民参加のための人材育成や体制づくりを推進します。

(3) 市民との連携

市民の参加を得ながら効果的かつ効率的にまちづくりを進めていくためには、各種市民団体と行政との連携が重要です。そのため、都市計画事業の推進や各種まちづくり計画の策定にあたっては、できる限り内容を公表・説明し、意見交換を十分に行うことにより、納得感のあるものとなるよう努めます。

(4) 国・県・周辺自治体との連携

国道や県道等の幹線道路や都市施設等の整備は、他の関係機関と調整を図りながら整備を進める必要があることから、事業の調整や促進、まちづくりに関する情報交換等、国、県、周辺自治体との連携強化を推進します。

5. 計画の運営と展開

(1) 関連計画との相互の連携・調整

今後、関連計画の策定にあたっては、本マスタープランとの調整が図られるよう管理・運営を行い、一体的な連携によるまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの進捗状況の点検・評価

継続的にまちづくりを進めるためには、まちづくりの進捗状況を点検し、その評価を行い、市民の理解を得ることが重要になります。今後、本マスタープランに基づき進められる個々のまちづくり事業に対する意見をその後の事業に反映させていきます。

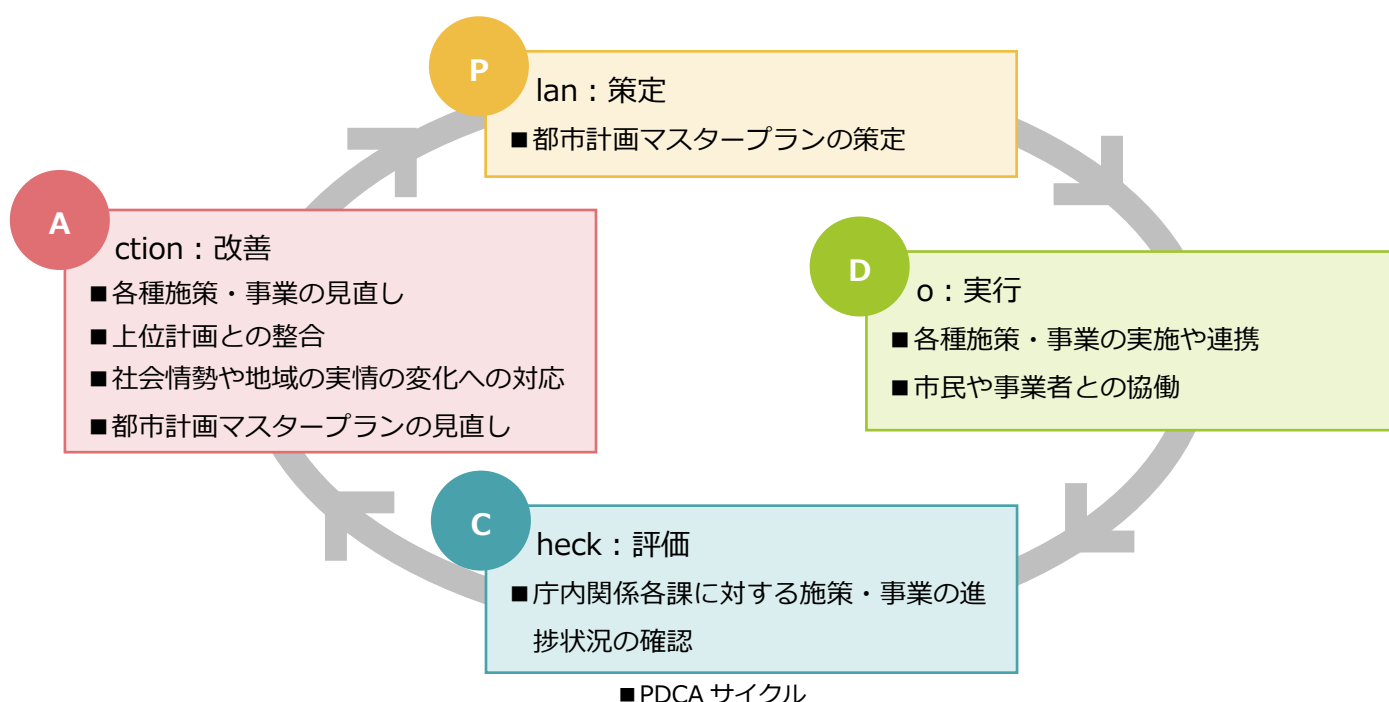
(3) 誘導手法等を活用したまちづくりの推進

まちなみの整備については、用途地域を中心として、地区計画等の規制誘導手法や、まちづくり協定等の自主的なルールによる誘導手法を活用していきます。

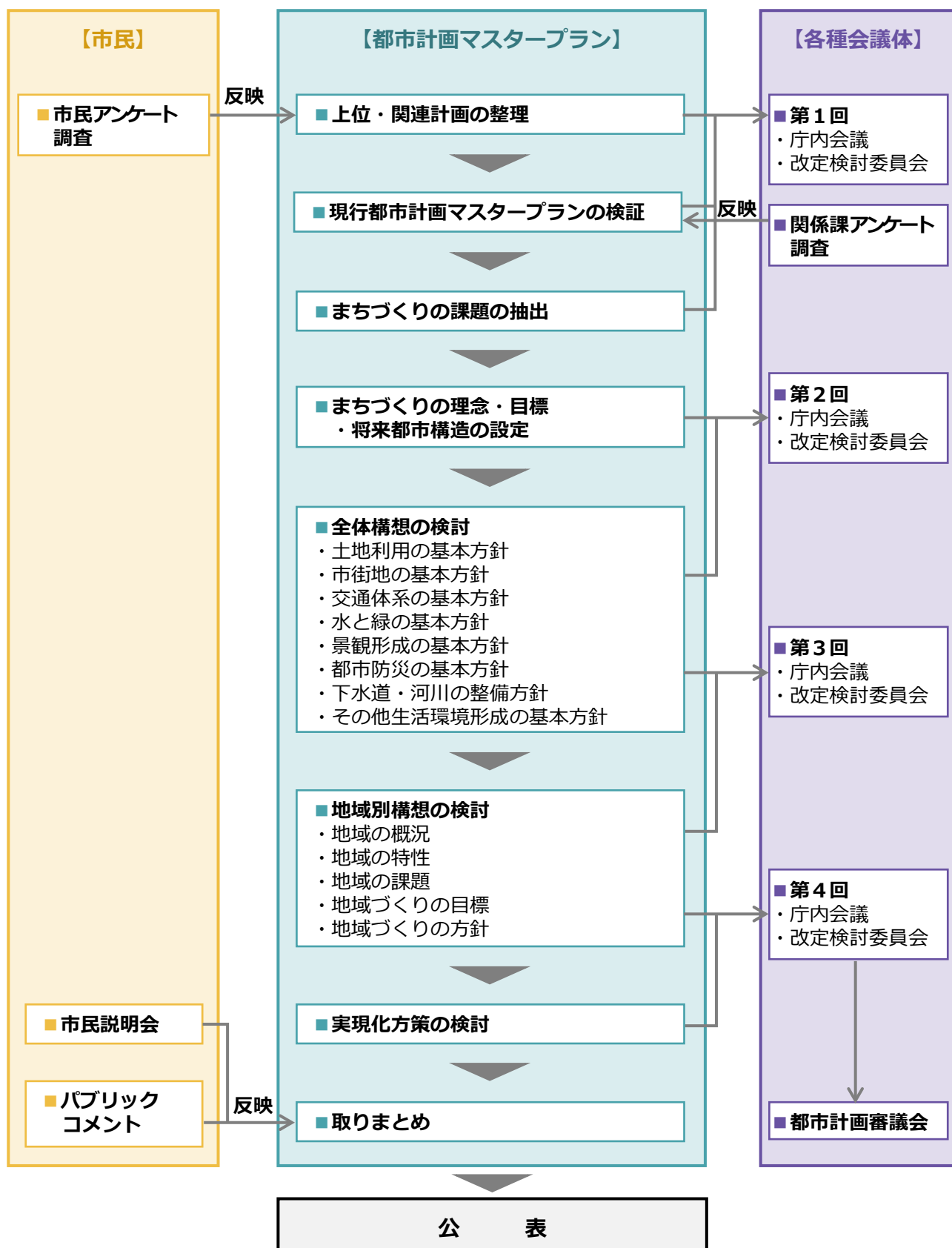
(4) 都市計画マスタープランの見直し

本マスタープランはおおむね 20 年後を目標としていますが、実効性・実現性のある計画とするため、まちづくりにおける各種取り組みの進捗状況を踏まえ、市民意向を反映しながら、継続的に PDCA サイクル（Plan：計画改定、Do：実行、Check：評価、Action：改善）をまわすことが重要です。そのため、本マスタープランの内容に基づき実施される施策・事業の進捗状況等を定期的に評価し、庁内関係各課や各種関係団体等と連携及び調整を行う必要があります。

そして、本マスタープランの中間年次となるおおむね 10 年ごとに、庁内関係各課や関係機関・有識者等で構成される委員会を設置し、計画内容の評価・検証を行うことで計画の見直しを行います。また、本マスタープランの上位計画となる、「総合計画」や「杵築都市計画区域マスタープラン」等の見直しや社会情勢の変化等も踏まえて、柔軟な計画の見直しを行います。



1. 計画策定のフロー



2. 各種会議体の開催スケジュールと議題

本マスタープランの検討にあたり、庁内関係部署で構成する「杵築市都市計画マスタープラン 庁内会議」、有識者や関係団体等で構成する「杵築市都市計画マスタープラン改定検討委員会」を設置し、各段階において協議を行いました。各種会議体の開催スケジュールと議題については、以下に示す通りです。

実施日	会議体名（略称）	主な議題
令和3（2021）年度		
2月17日	第1回庁内会議	・都市計画マスタープランの概要 ・杵築市の現況と課題 ・市民アンケート調査結果 ・関係課アンケート調査結果
3月10日	第1回改定検討委員会	・都市計画マスタープランの概要 ・杵築市の現況と課題 ・市民アンケート調査結果 ・関係課アンケート調査結果
令和4（2022）年度		
7月20日	第2回庁内検討会	・まちづくりの課題 ・まちづくりの将来像と目標 ・将来都市構造 ・全体構想（案）
7月27日	第2回改定検討委員会	・まちづくりの課題 ・まちづくりの将来像と目標 ・将来都市構造 ・全体構想（案）
10月24日	第3回庁内検討会	・全体構想 ・地域別構想（案）
11月1日	第3回改定検討委員会	・全体構想 ・地域別構想（案）
1月31日	第4回庁内検討会	・地域別構想 ・実現化方策 ・都市計画マスタープラン（素案）
2月10日	第4回改定検討委員会	・地域別構想 ・実現化方策 ・都市計画マスタープラン（素案）
令和5（2023）年度		
6月12日	都市計画審議会	・都市計画マスタープランの概要

3. 市民意向の把握

(1) 市民アンケート調査

現在のまちに対する満足度や、今後のまちづくりについて重要と思う事項などに関する市民意向を把握し、本マスタープラン検討の基礎資料及び今後のまちづくりの方向性の検討に資することを目的とし、市民アンケート調査を実施しました。調査結果の概要は以下に示す通りです。

項目	内容				
調査の対象	杵築市に居住する満 18 歳以上の市民 2,500 名				
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出				
調査方法	郵送による配布・回収				
調査期間	令和 3（2021）年 9 月 3 日～9 月 24 日				
回収数	877 票	有効回収数	877 票	回収率	35.1%

**杵築市都市計画マスタープラン見直しに係る
将来のまちづくりに関する
市民アンケート調査へのご協力をお願い**

平素から、市政の推進につきましては、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
杵築市では平成 23 年 3 月に「杵築市都市計画マスタープラン」を策定し、これまで都市計画マスタープランに基づいたまちづくりを進めてきました。しかし、策定からおおよそ 10 年が経過し、人口減少、少子・高齢化などの社会経済情勢が大きく変化しています。そのような状況下においても、まちの活力を失わず、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができるような都市づくりのために、「都市計画マスタープラン」の見直しを予定しています。

そこで、市内にお住まいの人（18 歳以上）から 2,500 人を無作為に抽出してアンケート調査を実施することといたしました。

ご多忙中とは思いますが、本調査の趣旨をご理解いただき、あなた自身のお考えやご意見を記入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和 3 年 9 月 杵築市長 永松 悟

都市計画マスタープランとは？

おおむね 20 年後の将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの方針を定めるもので、杵築市の「まちづくり設計図」となるものです。今後は、このマスタープランに基づき、具体的かつ計画的にまちづくりを進めていきます。

都市計画とは？

住みよいまちづくりを行うため、土地の利用や建物に対するルールを定め、道路や公園などといった、私たちのまちに欠かせない都市施設の配置計画を定めるものです。

ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れて、**令和 3 年 9 月 24 日（金）**までに、郵便ポストに投函してください（切手を貼る必要はありません）。

<調査票記入上の注意事項>

- ご記入にあたっては、できる限り封筒のあて名のご本人がお答えください。
- 各質問ともあてはまるものを選び、その番号を○印で囲んでください。
- “その他”にあてはまる場合、その番号を○印で囲み、（ ）内に“その他”の具体的な内容をご記入ください。

<お問い合わせ先>

杵築市役所 企画財政課
〒873-0001 大分県杵築市大字杵築 番地 1 電話番号：0978-62-1804

※本調査は無記名で実施し、結果については統計的な処理を行いますので、個人の方へご迷惑をおかけすることはありません。また、調査目的以外には使用しません。なお、ご回答いただいた結果は集計・分析後公表いたします。

■ 市民アンケート調査票（かがみ文抜粋）

(2) 市民説明会

本マスタープランを広く周知し、市民からの意見を収集するため、杵築地域、山香地域、大田地域の3地域において市民説明会を開催いたしました。開催結果の概要は以下に示す通りです。

1) 杵築地域

項目	内容
開催日	令和4（2022）年12月3日
開催場所	10名
参加者数	きつき生涯学習館 第7・8研修室

2) 山香地域

項目	内容
開催日	令和4（2022）年11月26日
開催場所	4名
参加者数	山香庁舎 3F 多目的ホール

3) 大田地域

項目	内容
開催日	令和4（2022）年11月26日
開催場所	2名
参加者数	大田中央公民館



■ 杵築地域



■ 山香地域



■ 大田地域

(3) パブリックコメント

本マスタープランに対する市民からの意見を広く収集するため、市ホームページへの計画書の公開や本庁及び各支所の窓口への計画書の設置により、パブリックコメントを実施いたしました。実施結果の概要は以下に示す通りです。

項目	内容
実施期間	令和5（2023）年4月10日8時30分～5月10日17時まで
閲覧場所	・本庁舎企画財政課 ・山香庁舎山香振興課窓口 ・大田庁舎大田振興課窓口 ・市ホームページ
意見提出方法	・メール ・郵便 ・ファクシミリ ・持参
意見募集の内容	都市計画マスタープラン（素案）
応募者数 （意見件数）	0人（0件）

4. 用語集

あ行

空家等対策計画	空家等に対し、所有者による適切な管理の促進、増加の抑制、安全で快適な環境づくりに取り組む、市が定めた計画。市民が、安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空き家などを利活用して、定住・移住につなげる取り組みの推進を目的としている。
空き家バンク	地方自治体が、空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。
オープンスペース	公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間の総称。

か行

家屋倒壊等氾濫想定区域	一定の条件下において、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。
幹線道路	都市の骨格を形成する道路または都市間を連絡する道路。
既成市街地	一般には、都市において既に建物や道路などが整備されて、市街地が形成されている地域。都市計画法では、人口密度 40 人/ha 以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が 3,000 人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。
既存ストック	既に整備された道路や橋、公共建造物などの公共施設のこと。財政が逼迫する今日においては、既存ストックの活用による公共投資の削減が必要とされている。
基盤整備	道路、公園、上下水道などの公共施設整備。
協働	市民、事業者、行政などが対等な関係を結び、適切な役割分担のもとに連携し協力し合うことをいう。
居住誘導区域	立地適正化計画で定める、居住を誘導すべき区域。人口減少の中にあっても一定の区域において人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
建築協定	建築基準法に基づき、住宅地の居住環境や商店街としての利便性などを維持増進していくため、土地の所有者などの合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関して定める協定。
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。
コミュニティ	地域社会やある共通の意識によりつながっているまとまり。地域共同体など。

さ行

里山	人里及び都市周辺にある生活に結びついた低山、丘陵、森林など。
ストック	既に整備された道路、公園などの公共施設及び建築物や宅地などが蓄えられていること。
総合計画	まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、行政運営の総合的な指針として地方公共団体が策定する計画。

た行	
地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類の一つ。都市計画区域及び準都市計画区域内の土地を、その利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地区計画	住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物などを規制・誘導し、当該地区にふさわしいまちづくりを総合的に進めるための制度。
中心市街地	バスターミナル周辺の塩田・北浜エリアや城下町エリアといった商業・業務が集積した地域。
デマンド交通システム	利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通システム。
特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途を定める制度。
特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に規定される地区で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限により現状凍結的に保全する制度。なお、特別緑地保全地区に指定されると建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成などが規制されるため、土地所有者の土地利用に著しい支障をきたす場合は、県、市などがその土地を買入れることとなる。現在、本市には特別緑地保全地区の指定はない。
都市計画区域	自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で県により指定された区域。
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。 住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、将来の都市構造、土地利用、地区別構想など、あるべき「まち」の姿を定めるもの。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成14年に制定された法律。平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となっている。
都市施設	道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。
な行	
南海トラフ	四国の南の海底にある水深4,000m級の深い溝（トラフ）のこと。非常に活発で大規模な地震発生帯である。

は行	
パークアンドライド	自宅から最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難場所等を地図化したもの。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つ。自然の景勝地、公園、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度。
や行	
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市内における土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の用途、密度、形態などを規制・誘導する制度。現在、13種類の用途地域がある。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
ら行	
ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進める。
英語	
ICT（情報通信技術）	「Information and Communication Technology」の略称。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
MaaS	「Mobility as a Service」の略。 地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
NPO (Non-Profit Organization)	営利目的ではない目的の実現のために活動する組織。市民による自主的なまちづくりや自然環境保全などの盛り上がりなどを背景に、市民の非営利組織を示すものとしてNPOという言葉が広く用いられるようになった。
SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。



杵築市都市計画マスタープラン

令和5年8月 策定

発行：杵築市

編集：企画財政課 都市計画係

大分市杵築市大字杵築 377 番地 1

Tel：(0978) 62-1804

Fax：(0978) 62-3293

ホームページ：<https://www.city.kitsuki.lg.jp/>

